

経済成長と労働福祉*

— 一つの研究ノート —

渡部 福太郎

〔1〕 問題の設定

この研究ノートは、経済成長の過程における労働福祉（ウェルフェア）の動きについての、一つの暫定的なモデルを構成し、その相互関連を考察するとともに、他方、労働福祉水準を表わすいくつかの指標について、参考的な考察をおこなったものである。

経済成長と労働福祉の関連を分析するにあたっては少なくとも大きく二つの側面からこれを見ていかなければならない。その一つは国内的側面である。いかなる国民経済も国際社会における経済的取引なしには成立しがたい。国際社会との関連の濃度がそれぞれの国によって異なるとしても、濃度がゼロである国というのはほとんどありえない。したがって本来経済成長と労働福祉の関係を観察するにあたってはその国際的側面を無視することはできないであろう。この国際的側面が経済成長と労働福祉を考察するにあたって逃がすことのできない一つの側面を成している。

もちろんそのもっとも重要な部分は国内的側面にあるであろう。経済成長の過程でおこってくる技術進歩・投資・労働条件の変化などはマクロ的にも問題であるが、それと同時にそうした技術進歩や投資や労働条件の変化は産業部門ごとに異なっている。こうした産業部門間の成長過程における各種諸現象の跛行的な進展はその国の経済成長の方向を特徴

づけるのであろうし、これはまたその過程における労働福祉の進展過程にも影響を与える。労働福祉の問題はもちろん狭い工場内における労働条件のみを対象とするものではない。より広い社会的な経済環境、労働福祉に関連ある各種の経済制度、法律等もまた問題である。労働福祉の問題を単一の視野で見るとは問題の性質をきわめて狭い領域に限定してしまうことになるであろう。しばしば問題になる労働疎外現象もまた労働福祉の問題を考察するにあたっては無視できないものである。

こうした広い社会的側面にまで視野を広げることによってのみ経済成長と労働福祉の関連を明確に位置づけることができるであろう

* この研究ノートは、経済成長過程における貿易政策・為替レート問題の分析のための補助研究の一部である。

戦前における日本の輸出が、そのあまりにも急速な増加のため、アメリカやヨーロッパ諸国から「ソーシャル・ダンピング」の名で非難されたことは周知のところであるが、戦後においても、なおこうした視点からの批判が日本の輸出の急増現象に加えられており、さらに最近は「汚染ダンピング」という新造語さえ登場し、一部からは日本の汚染対策の遅延が日本の世界市場への急速な進出と結びつけられたりしている。

経済成長過程における貿易政策や為替レート問題を分析するための補助研究として、経済成長と労働福祉の関係を考察することの理由の一つがここにある。これに関連しては、新開〔15〕および関口〔12〕がすぐれた視点を示している。

う。いいかえるところではまず経済成長過程における労働福祉の問題をより広範な領域の中で考察してみることにした。また問題の国際的側面に光をあてるために以下の考察ではできうるかぎり国際比較を行なってみることにする。もちろん、そのデータが利用可能な国の数はきわめて限定されており、世界の主要な国のことごとくを比較し検討することは不可能である。そうした国際的な比較検討は必ずしも問題の国際的側面のすべてを示すものではない。しかしながら経済成長と労働福祉の問題を単に日本の国内にのみ限定して考察する場合には、日本におけるその両者の関連の特殊性ないし特徴が明らかとはならない。その国際的側面を全面的にとりあげるためには貿易問題やその他それに関連する国際取引関係にまで分析を進めていかなければならない。ここでの考察においては分析をそのままでは拡大しないことにする。それらはまた一つの独立した大きな問題であるからである。

経済成長過程においては、これまで労働福祉を目的変数の形で考慮の対象とすることはあまりなかった。労働福祉はいわば成長過程における副産物ないしは必然的な結果としてあらわれていた。経済成長がもたらす一つの帰結としての位置を占めていた労働福祉の問題がいまや目的変数の一つとして重要な位置を占めるにいたっている。それはウエルフェアの問題が経済の調和のとれた成長のためにも、その評価視点を変えなければならない段階にきたことを意味している。労働福祉が、目的変数の一つとして扱われるか、あるいはそれが従属変数の一つとして扱われるかによって、それに対する評価の視点はまったく異なったものとなることはいうまでもない。そうした点を考慮しながらもおわれわれは以下の分析においては経済成長と労働福祉の問題をまったく客観的なメカニズムのなかで取り扱わなければならない。そうした両

者の相互関連のメカニズムの解明はそこになんら目的変数、従属変数の関係をもたないという意味では、それは直接的にはポリシー・マインディッドな分析ではない。そうしたポリシー・マインディッドな分析方法を直接的に取らないことがむしろこの両者の関連を明確にするゆえんであろう。以下経済成長過程における労働福祉の問題をいくつかの焦点を設けながら考察していくことにする。

[2] 経済成長の起動因としての 技術進歩と労働生産性

2.1 成長と労働生産性

労働福祉の視点から経済成長のメカニズムを解明するにあたってとくに重視しなければならないのは技術と成長との関係であり、またそれとの関連で変動がおこってくる労働生産性の動きである。

経済成長はその国民経済の生産可能性の拡大を意味している。この生産可能性の拡大はそれを一つのスペースによって表現するならば生産可能領域の拡大ということになるであろう。この生産可能領域の拡大はいうまでもなく資本蓄積によってもたらされる。また労働力の増加もそれに貢献するであろう。資本蓄積の主体を成すものはいうまでもなく技術進歩によって誘発される投資である。誘発という表現がもし不適切であるとするならば、技術の新しい進歩を体現した投資とよいであろう。投資は通常既存の設備の量的な拡大を主体とするものであるよりは新しい技術を体現した設備の拡大を主体とするものである。現実にもみられる経済成長はまさにそのようなものである。労働力はもちろん一つの生産拡大にとって重要な要因ではあるがこの労働力の拡大自体は必ずしもその国の生産能率を高めることにはならない。場合によっては労働力の拡大があまりにも大きいために投

資のもたらす効果を相殺してしまいその経済全体の能率はむしろ逆に低下するということがおこりうる。したがって経済成長がもし同時に生産能率、いいかえると国民経済全体としての労働生産性および個々の生産部門における労働生産性の拡大を伴うものであるとするならば、その経済成長の中心的な役割は新しい技術を体現した投資でなければならないであろう。

経済成長過程におけるこれらの技術、投資、労働生産性のあいだの関連を、説的意味をこめて簡明に示すならば次のようになるであろう。いま記号を次のように示す。L=労働力、K=資本量、O=実物産出量とし、次のような生産関数を考える。この生産関数は一次同次であると想定する。国民経済全体としてみた場合、その想定をとることは必ずしも現実から遊離することにはならないであろう。すなわち資本量と労働力がともに一定倍率で増大するならば実物産出量もまたそれと同一比率で増大するということである。したがってこの生産関数の両辺を $\frac{1}{L}$ 倍するならばわれわれは次のような式を得るであろう。

$$O = F(K, L) \quad (2 \cdot 1)$$

この(2・1)式は国民経済全体としての生産関数であり、生産量は国民経済全体としての総量を示しているが、次の(2・2)式は一人当りの生産量すなわち国民経済全体としてみた場合の労働生産性を示す式であり、それが国民経済全体としての資本労働比率あるいは労働の資本装備率に依存することを示している。

$$O/L = F(K/L, 1) \quad (2 \cdot 2)$$

以下において労働生産性を y 、労働の資本装備率を K で示すことにする。その社会において一定の資本装備率が与えられているとするならば、それに対応した労働生産性が存在している。

もし経済成長が労働の人口増加率を上回る資本蓄積によってもたらされるとするならば

それは明らかに労働の生産性を高めることになるであろう。いま資本量 K の増加率を g であらわし労働の人口増加率を n であらわすならば一国全体をとったときの労働生産性が増大するかどうかは次の(2・3)式のなかのどの関係が成社するかに依存するであろう。

$$g \underset{<}{\overset{>}{\approx}} n \quad (2 \cdot 3)$$

もし g が n よりも大きくないとするならばその国の全体としての労働生産性は一定水準にとどまるかまたは低下しなければならない。もちろんその場合でも(2・1)が示すように総量としての労働および K は増大しているから実物的産出量自体は増大しているであろう。しかしながら(2・2)からはその国の労働生産性は低下していることを示すことになる。

もちろん資本量の増加率が労働量の増加率を上回っているかぎり労働生産性は増加しつづけるが、しかしそれはまた同時に労働力の相対的不足状況への接近を意味しているであろう。その時の技術水準の許すかぎり、たとえ労働力の相対的不足が進行してもなお労働の資本装備率は拡大していくことができる。しかしながらある段階に達したときもはやそれ以上の資本装備率の拡大は不可能となるであろう。その時の技術水準の与える状況のもとではもはやそうした形での資本の拡大は労働力の不足によって阻止されてしまうことになる。資本量の増大過程は停止することはないが、しかしそのテンポをゆるめなければならない。もしなんらかの形で資本量の拡大を実現するとするならばそれはまさに新しい技術の導入によってそれが可能となったときだけであろう。

技術に新しい進歩がみられないかぎりこの究極的な段階では資本量の増大は労働の量の増大と等しいテンポでなければならないことになる。それはとりもなおさず、その社会における労働生産性がもはや増大せず、一定水準を維持しつづけるということである。人口

の増大、労働力の増大が一方にあり資本設備の増大が他方にあるわけであるが、しかしそれはまさにその時の技術水準のもとでの量的な拡大にしかすぎない。総計としてみた場合のその国の実質産出量は増大をつづけていくであろうが、しかしながらそれはもはや労働生産性の増加を伴わないことになるであろう。もし労働生産性における増大がなんらかの形で賃金水準の増大を通してその国全体の労働福祉の増大につながっているとすればこの労働生産性の増加の停止はそうした労働福祉の増大の停止を意味することになる。こうした状況は経済がまさに単純に労働人口と生産量と資本設備とそれが三者において同一比率で増大しつづける状況を意味している。

こうした状況は少なくとも増大していく労働力が常にそれと同じテンポで増大していく資本によって吸収され、しかもその資本設備もその設備の最適操業水準を維持するにたる労働力によって満たされるということであるから、まさに完全雇用と資本の完全利用とが同時に成立しているわけであり、その意味でそうした状況が「黄金の成長経路」と呼ばれる。しかしその黄金の成長経路というものは、たとえそうよばれているにせよ、それはまた同時に労働生産性が一定水準にとどまり労働福祉がそれ以上増加しない状態を意味している。もちろん国内における分配状況の変化（それは単に資本と労働の間の分配のみならず、各種用途への分配状況、私的消費財ないし私的蓄積にふりむけられる部分と公共財にふりむけられる部分との間の相対的比率の変化を含むものであるが、そうした広く解釈された意味での分配の変化）を通して労働福祉は変化することが可能である。今しばらくこの分配面における変化を考慮せずにおくとするならば（この分配問題については後ほど再び言及するであろう）、いま述べたような黄金の経済成長のもとにおいては労働福祉もまたその時点で釘づけされることになる。もし視点を労働福祉の側面におくなら

ばこうした状況は必ずしも「黄金の成長経路」と呼ばれるにふさわしいかどうか問題である。そこでわれわれは資本蓄積が同時に技術の進歩を伴うという事実に着目しなければならぬ。その技術進歩がもたらす効果を考慮に入れるためにわれわれは再びモデルの世界にかえって考察を進めていくことにしよう。

一定期間における投資の大きさはその国の貯蓄に等しい。その国民経済が消費せずに残したものを、それがすなわち投資にまわるのである。この消費せず蓄積した部分のすべてが投資にまわるわけではない。その一部はすでに存在している設備の損耗部分の補填にふりむけられる。したがって新たな資本の蓄積になるのはその貯蓄の中から設備の損耗部分を差し引いたものである。これはいうまでもなく単純な事実であるが、この関係を次の(2・5)式によって示すことにしよう。

$$\frac{dk}{dt} = sF(K, L) - \delta K \quad (2 \cdot 5)$$

この(2・5)式の左辺は一定期間における設備の増加分すなわち投資をあらわしている。右辺の第1項は生産量×貯蓄率である。すなわちその国の総産出量のうち貯蓄にふりむけられる部分、すなわち消費されなかった部分の比率を s とし、この s と産出量との積が貯蓄総額となる。そこから既存の設備の磨損部分を差し引いたのが δK である。

一国の総生産量はすでに(2・1)によって示されたように、その保有する設備の量と労働力の大きさに依存している。同じく一定期間における労働量の増加率、これが次の(2・6)の左辺であり、その右辺はその増加分がすでに存在している労働力の総量に一定率 n をかけたものに等しいことを示している。

$$\frac{dL}{dt} = nL \quad (2 \cdot 6)$$

すなわち、 n は労働力の増加率を示している。

k は一人当りの資本量、すなわち労働の資本装備率をあらわすものとしたが、この労働

の資本装備率が一定期間内にどれだけ増加したかは前と同様に $-\frac{dk}{dt}$ によって示される。労働の資本装備率の変化率は、したがってこれを k で割ったものに等しい。この労働の資本装備率の変化率は次の (2・7) 式によって示されているごとくそれは資本量の増加率から労働の増加率を差し引いたものに等しい。すなわち、われわれは次の

$$\frac{dk}{dt}/k = \frac{dK}{dt}/K - \frac{dL}{dt}/L \quad (2 \cdot 7)$$

を得る。

さて実質産出量をその時の資本量で割ったものは資本一単位当りの産出量であり、これは資本係数へ逆数となる。(2・1) から明らかかなように、その両辺を K で割る場合それは次のように書きかえることができるであろう。すなわちわれわれは (2・5) を得る。

$$\frac{F(K, L)}{K} = F\left(1, \frac{1}{k}\right) = \frac{F(k, 1)}{k} \quad (2 \cdot 8)$$

この (2・8) を用いて上の (2・5) の右辺を書きかえるならば、また (2・6), (2・7) を考慮に入れるならば、われわれは次の (2・9) を得るであろう。これは (2・5) の両辺を k で割りさらに変形したものである。

$$\frac{dk}{dt}/k = \frac{sF(k, 1)}{k} - (\delta + n) \quad (2 \cdot 9)$$

この (2・9) をさらに書きかえて次の (2・9)' のようにする。

$$\frac{dk}{dt} = sF(k, 1) - (\delta + n)k \quad (2 \cdot 9)'$$

この (2・9)' は次のことを意味している。(2・9)' の右辺の第1項は労働力一単位当りの生産量に s すなわち貯蓄率を掛けたものである。これは一人当りの貯蓄額を示すものである。ここでいう貯蓄額はもちろん実物産出量によって示されたものである。右辺の第2項は二つの部分から成り立っている。一つは労働力一単位当りの資本の損耗部分である。もう一つは労働の増加率と資本量の積を労働量 L で割ったものである。これは労働人口の増加率が大きければ大きいほどそれだけ

労働の資本装備率の変化分を小さくしてしまうことを意味している。これはよく考えれば当然のことであって一人当りの、あるいは労働力一単位当りの資本の装備率は労働人口の増加率が大きければ大きいほど小さくなることの必然的結果である。こうして一人当りの蓄積量が与えられるならば、労働の資本装備率の変化分は労働力一単位当りの減価償却部分と労働人口の増加率との二つの要因が大きければ大きいほど小さくなる。いいかえるならば (2・9)' の右辺の第1項は労働の資本装備率の増加要因であり、第2項はその相殺要因である。

増加要因が相殺要因よりも大きいかぎりには資本装備率は増加をつづける。しかしながら、もし増加要因よりも相殺要因の方が大きければ装備率は低下するであろう。結局において装備率は増加要因と相殺要因が等しくなったところでその変化を止めてしまう。増加要因の大きさおよびその増大のテンポはもちろん貯蓄率と産出量の大きさおよびその成長率に依存するであろう。貯蓄率が高く、産出量が大きく、その増加テンポが大きければ労働の資本装備率の増加要因は常にその相殺要因を上回ることになる。もちろんこのような状況が永久に続くということは不可能であろう。しかしながら資本量の増加率がすなわち成長率が人口の増加率を上回るかぎり資本の装備率もまた増大していくことは当然である。(2・9)' は経済がそのような状況にとどまるかぎり、そうして他の特別な要因が作用しないかぎり、やがては労働の資本装備率がまったく変化しないような状況になってしまうことを示している。それは容易に(2・9)' からわかることであるが、(2・9)' の左辺がある一定の値をとっているものとしよう。そうであるかぎりには労働の資本装備率は常に一定量ずつ一定期間に増加することになる。したがってそれとまったく比例的に右辺の第2項が増大していく。すなわち、相殺要因がふ

えていく。もちろん労働の資本装備率が増大する場合に生産量もまた増大していく。一人当りの生産量は増大するが、しかしその増大は決して資本の装備率と同一テンポでは増大しないであろう。労働の資本装備率が増加するにつれて労働力一単位あたりの生産量も増大する。すなわち労働生産性が高まるが、しかしその労働生産性の上昇にはおのずと限界があり、ある一定量以上の労働の資本装備率が高まっていったときに、もはやそれ以上労働生産性が増大しないという事態が起こってくる。

したがって増加要因がしだいに大きくなりながらもその大きくなっていくテンポはしだいに小さくなり、やがては、いかに労働力一単位当りの資本量をふやしてももはやそれ以上労働生産性が高まらないという事態が起こり、したがってそれに貯蓄率を掛けた労働力一単位当りの貯蓄量もまた増加しないという状況になる。すなわち増加要因がその増大テンポをおとし、やがて一定水準にとどまってしまう。しかしながら他方相殺要因は労働の資本装備率が高まるかぎり常に一定率で高まっていくのであるから、やがては増加要因を相殺要因が追い越す限界点にきてしまう。事態がそこまできたとき、もはや労働の資本装備率はまったく増加しないという事態が起こってくる。ここで経済の変化はストップしてしまうであろう。

このことはたとえば技術進歩が起こらないかぎり労働の資本装備率は一定水準に終息してしまい、したがって一人当りの貯蓄量も労働生産性も一定水準になってしまう、ということの意味している。そのような状況のもとではさきに述べたと同じように、労働の増加率に等しいテンポで資本設備も増大し、したがって資本装備率は一定となり生産性も一定となる。それに伴う各種の状況はさきに述べたとおりである。したがってここでもなんらかの形で技術進歩が起こらないかぎりこうし

た事態を改善していくことは不可能となる。

2.2 技術進歩の役割

その点を明らかにするためにわれわれはつぎのような状況を考えてみることにしよう。

いまAによって技術進歩をあらわすある指標とする。Aが増大するとき、労働力は一定であっても、この技術進歩のために、あたかも実際に労働力が増加したかのごとくに考える。たとえ労働力は一定であっても、技術進歩があるならば生産は増大していくのであるから、この事実を次のように言いかえていくことができるであろう。すなわち実際の労働力があたかも増加しているかのように事態を変化させるのが技術進歩である。この技術進歩によって増幅される労働量はしばしば有効労働量といわれる。いま有効労働量を L^* で示すならばもっとも単純な現実労働量と有効労働量との関係は次の (2・10) によって示されるであろう。

$$L^*(t) = A(t)L(t) \quad (2 \cdot 10)$$

それぞれの要因はすべて時間の変化とともに変化するので時間の関数となっている。ある一定時点における有効労働量は現実労働量に技術進歩を示すインデックスAを掛けたものに等しい。右辺のLが一定であっても技術進歩によってAが増大するならば有効労働量 L^* はふえつづけることになる。

ここで技術進歩率という概念を用いよう。技術進歩率はAの増加率である。Aの増加率を μ 、現実労働量Lの増加率は n であるから、われわれは有効労働量の増加率はこの現実労働量の増加率と技術進歩率 μ との和に等しいことがわかるであろう。ここでわれわれは労働力一単位当りの資本量、すなわち資本装備率を有効労働量と資本量との比としてあらわすことにしよう。以下われわれは労働の資本装備率 k は有効労働量に装備される資本量と定義しなおすのである。したがってわれわれは次の (2・12) を得るであろう。

$$k=K/L^* \quad (2 \cdot 12)$$

これからさきの議論はまったくこれまで述べたところの繰り返しとなる。したがって省略しよう。われわれは(2・5)においてLのかわりにALを用いればよい。すなわちLのかわりにL*を用いればよいのである。以下そのように書きかえを行ない、(2・11)を考慮し、LをL*におきかえただけであるから、最終的に得られる式は次の(2・13)のごとくになるであろう。

$$\frac{dk}{dt}/k = \frac{sF(k, 1)}{k} - (\delta + \mu + n) \quad (2 \cdot 13)$$

この(2・13)は(2・9)となんら実質的に異ならないようにみえるかもしれない。形の上ではまさにそのとおりである。しかしわれわれはいまや生産量と資本および有効労働量の関係について

$$O = F(K, L^*) \quad (2 \cdot 14)$$

をもっているのであるから、その両辺をLで割った場合に次の(2・15)が得られる。

$$O/L = F(K/L, A) \quad (2 \cdot 15)$$

この(2・15)の左辺はいうまでもなく労働生産性である。それに対し右辺は有効労働量ではない現実労働量によって定義された資本装備率と技術進歩をあらわすインデックスAによってそれが変化することが示されている。

したがって次のようにいうことができるであろう。すなわち現実の労働量について定義された資本装備率がたとえ一定であっても技術進歩が生ずるならばAは増加していくから当然に右辺は増大し、したがって労働生産性は増加しつづけるであろう。すなわち資本装備率がある一定水準にとどまるとしても技術進歩が続くかぎりには労働生産性が増加しつづけることになる。労働生産性の増大が労働福祉の上昇と密接な関連があるとするならば、この点はきわめて重要な結論をなすといえるであろう。

以上はかなり一般的な技術進歩の形態を考えたが技術進歩がこれまでの資本と労働の数

量を与えられたままにしてなお生産量を拡大する効果をもっているとするならば、技術進歩がない場合の生産量は技術進歩があった場合にある一定倍数だけ高められると考えることができるであろう。こうした考え方にもとづくならば、技術進歩を考慮にいられた資本、労働、生産との関係は、次の(2・16)によって示すことができる。

$$O = A \cdot f(K, L) \quad (2 \cdot 16)$$

生産量の増加がもしおこるとするならば、それは技術進歩が生じておこるかもしれない。あるいは資本の数量がふえてその結果として生産量が増大するかもしれない。労働についても同様のことがいえる。現実起こってくることはこれら三つの要因が同時に動いていくことであろう。技術が進歩した場合には従来の資本と労働の数量が与えられたままで生産される生産量を一定倍率だけ高めるのであるから技術進歩をあらわす指標Aの増加分を従来の生産量に掛けたものがその値を示すことになるであろう。すなわちそれは次の(2・17)となる。

$$dA \cdot f \quad (2 \cdot 17)$$

資本量が増大した場合にはその資本量の増加によって引き起こされる生産量の増加分が問題である。一定の資本量が増大したときの生産量の増加分の比率を f_k で示すならば技術は前に与えられた状況にとどまっているわけであり、労働の量も一定であるから結局それによってもたらされる生産量の増大は次の(2・18)によって示される。

$$Af_k \cdot dK \quad (2 \cdot 18)$$

同じようにして資本の量が与えられており技術進歩もない状況のもとで労働の量だけが増大とするならば労働力一単位当りの増加に伴う生産量の増加比率を f_L で示すとすれば労働量の増加による生産量の増加は次の(2・19)によって示される。

$$Af_L \cdot dL \quad (2 \cdot 19)$$

したがって現実には技術進歩が起こり資本も増

大し、労働力もふえるとするならばそれに伴う生産量の増大はこれら増加分の合計となるであろう。したがってわれわれは次の(2・20)をもつ。

$$dO = dA \cdot f + Af_k \cdot dK + Af_L \cdot dL \quad (2 \cdot 20)$$

ここで少し操作を加えよう。この(2・20)を生産量Oによって割ることにする。そうすると(2・20)の右辺は生産量の増加率となるであろう。この生産量の増加率は次の式によって示される。

$$\frac{dO}{O} = dA \cdot \frac{f}{O} + Af_k \cdot \frac{dK}{O} + Af_L \cdot \frac{dL}{O}$$

(2・16)を考慮するならばこの式は次のように書きかえられ(2・21)式となる。

$$\frac{dO}{O} = \frac{dA}{A} + \left(f_k \cdot \frac{K}{O} \right) \frac{dK}{K} + \left(f_L \cdot \frac{L}{O} \right) \frac{dL}{L} \quad (2 \cdot 21)$$

ところでここで詳細な説明は省略するが資本一単位の増加によって生じる生産量の増加分の大きさは資本の実質レンタルに等しい。また同じように労働の一単位当りに増加によって生ずる生産の増加分の比率は実質賃金に等しい。すなわち f_k および f_L はそれぞれ実質レンタル、実質賃金に等しいのである。もしこのことを認めるならば、(2・21)の右辺の第2項の括弧の中は総生産の中に占める資本の分配率および右辺の第3項の括弧の中は総生産量の中に占める労働の分配率を示すことになるであろう。そこでそれぞれの分配率を f_k 、 f_L であらわすならば(2・21)は次のように書きかえられる。

$$\frac{dO}{O} = \frac{dA}{A} + S_k \frac{dK}{K} + S_L \frac{dL}{L} \quad (2 \cdot 22)$$

この(2・22)は生産量の増加率が技術進歩率と資本増加率と労働力の増加率に依存することを示すであろう。もしわれわれが労働の生産性に関心をもつのであるならば、上の(2・22)は次のように書きかえることができるであろう。すなわち労働生産性は生産量を労働人口で割ったものに等しいから労働生産

性の増加率は産出量の増加率から労働人口の増加率を差し引いたものに等しい。いま労働生産性を y であらわすとするならばわれわれは次の(2・23)を得る。

$$\frac{dy}{y} = \frac{dO}{O} - \frac{dL}{L} \quad (2 \cdot 23)$$

したがって上の(2・22)の両辺から $\frac{dL}{L}$ を差し引けばわれわれの求める関係が得られることがわかる。すなわち次の(2・24)が得られるであろう。

$$\frac{dy}{y} = \frac{dA}{A} + S_k \frac{dK}{K} + (S_L - 1) \frac{dL}{L} \quad (2 \cdot 24)$$

生産量は常に労働と資本に分配されるとするならば相方の分配率の和は常に1となることがわかる。したがって(2・24)の右辺の第3項の括弧の中はマイナス S_k に等しい。ところですでにわれわれは労働の資本装備率に関して(2・7)をもっている。いま単位時間を表面に示さないでそれを示すと次の(2・7)'のようになる。

$$\frac{dk}{k} = \frac{dK}{K} - \frac{dL}{L} \quad (2 \cdot 7)'$$

この式と $S_L - 1 = -S_k$ という式を考慮するならばわれわれは次の(2・25)を得るであろう。

$$\frac{dy}{y} = \frac{dA}{A} + S_k \frac{dk}{k} \quad (2 \cdot 25)$$

この式は労働生産性の増加率が技術進歩率と労働の資本装備率の変化率の二つに依存することを示しており、さきにあげた(2・15)をより具体的に増加率に関して示したものである。この式は労働の資本装備率が不変であっても技術進歩率がプラスの値をとるかぎり労働の生産性は常に増大していくことを示すものである。(2・22)とくらべてみれば容易にわかるが技術進歩の増加率は全体の生産量の増加率に対してもまた一人当りの生産量の増加率すなわち労働生産性の増加率に対してもまったく等しい影響を与えるのである。

(2・25)の左辺の労働生産性の増加率がいま労働福祉の進展と密接な関係をもつとするならば、労働福祉の進展は技術進歩率と労働の資本装備率の増加テンポに依存するということになる。もちろんまだわれわれは労働生産性の増加と労働福祉の増加との間の一義的な明確な関係を示す分析を行っていない。したがって労働福祉と労働生産性との関係についてはなお漠然とした正の関数関係の存在を想定するのみである。

2.3 労働力の位置

経済成長ということが日本の場合とくに戦後における経済政策の重要な目的変数となっていた。その経済成長は生産能率の上昇（生産性の増大）と新製品の開拓等を基軸として展開されたのであるが、経済成長が重要な目的変数となっているとき、ここでは労働力の投入は資本の投入や技術進歩の投入と同じく、まさに経済成長のための手段変数となるのであり、いわばここでは資本とならんで重要な投入要素としての側面が強く意識されてきた。経済成長のメカニズムの中で生産量、生産性技術、投資、労働力、資本設備等々の間の相互連関、客観的事実として存在することとその中で生産量の増大、生産性の増大を目的変数として設定することとの間には微妙な相異がある。その仮定の中ではそうした目的変数が設定されているかぎり労働力の投入はあくまでも投入としての側面においてのみ把握されることになるのである。

したがって、労働福祉との関係は第二義的ないわば結果として生じてくる現象としてみなされてしまう。また事実そうした側面は経済成長を第一義的な目的変数として設定する過程では成長の成果の波及効果としての位置にとどまらざるをえない。せいぜいそれがあつた目的的位置づけを与えられるとするならば、生長の制約条件の緩和という側面においてであろう。この点についてはのちほどさら

に労働福祉との関係で詳しく検討されなければならない。その検討を行なうために次にわれわれはまず労働投入の供給側の条件と需要側の条件とに着目し、そこでの決定要因をみていかなければならないであろう。それはまた同時に成長の成果の分配的側面を示す賃金の動きとも深い関連をもつのである。しかもその賃金水準の動向はまた労働の供給サイドの動きとあいまって労働福祉の問題と基底においてつながっているのである。以下節をあらためてこの問題を論議することにする。

- 1) ここでの成長径路をめぐる論議については、ソロー[16]にしたがったが、詳しくはステイグリッツ・ウザワ[17]およびセン[13]、稲田〔2〕を参照。

〔3〕 経済成長と労働投入決定機構

3.1 労働投入と労働福祉

経済成長過程における労働力の位置づけおよびその労働力の増加と経済成長、技術進歩、投資等の関係について、これまでわれわれは詳しく検討してきた。この経済成長のメカニズムの中で演ずる労働力の役割は、極めて基本的なものであることは言うまでもない。しかしながらこの労働力の投入が経済社会全体の立場から見たとき、どのような要因によって決定されているかはさらに解明を要する問題である。そして重要なことは、この労働投入の決定要因は同時に労働福祉や労働条件、社会保障制度等、労働をめぐる各種の諸条件と密接なつながりを持っている。しかもそれらの広い意味における労働福祉が、どのように充実されるかあるいはその状況が悪化して行くかは、経済成長の動きと密接な関連を持っている。もちろん労働投入の決定要因は、短期的に作用する側面と長期的に作用する側面があり、それらは場合によると相反することもあり得る。そして、それらの要因の短期

的影響や長期的影響の推移が経済成長の速度や内容とつながりを持っており、それはまた労働投入の大きさを決定し、その社会が経済成長のために投入し得る労働力の総量を規定することになる。こうした相互依存関係がそこに存在する以上、われわれはこの問題を通して経済成長と労働福祉の問題に考察を加えておく必要がある。

労働投入は、何よりもまず投入の母体となる労働人口自体の大きさによって規定されるし、その労働人口自体がその社会全体の再生産機構のなかで位置づけられて行くことになる。労働総量の再生産機構は、もちろん直接的にはひとつの投入産出的な関連のなかに置かれている。単に労働総量ということであるならば、この投入産出関係は甚だ曖昧である。再生産機構の維持に必要な消費材は、ひとつの最低水準からかなりの高い水準まで分散しているものである。その何れの状況のもとでその投入産出関係がどのような形をとるかは決定的には言えない。われわれはすでに、むしろ最低維持水準のもとで却って数で計った労働人口が膨大にふくれあがる地域を持っているし、逆にその水準の上昇が投入産出関係を変質させ、むしろその労働力の供給を縮小ないしその増加テンポを遅らせている事態をもしている。もし数だけが問題であるならば、われわれはこの投入産出のひとつのパターンを適用しさえすればよいのであろう。しかしここで問題なのは労働の質であり、また同時に長期的な意味での経済成長における労働力の位置づけの問題である。

すでに最低消費材によって支えられる投入、産出機構のもとで、膨大な人口増加をはかっている地域が、同時に経済成長速度の甚だ遅い地域であることを知っているし、同時に生活水準の上昇が殆ど期待されず労働条件も極めて低い水準にあり、狭い意味での労働福祉も広い意味での労働福祉も殆ど問題とされ得ないような経済社会を知っているとす

ならば、経済成長と労働条件、労働環境等の水準の上昇と生活水準の上昇とを組み合わせたひとつの別な投入産出機構が違った形で存在していることに留意しなければならない。ここに、単純な意味での労働の投入産出メカニズムが一義的な関連を経済成長とも持たず、また労働福祉とも持っていないということを知らなければならない。さらにもうひとつの問題がある。それは、この労働総量の再生産のメカニズムに関する部分ではなくて、すでにある労働量のなかから供給される実際の労働投入の決定要因である。この労働投入の問題は、言わば労働の分配に拘わるものである。その労働の分配は、もちろん産業構造との関連でも問題になり得るが、ここでの労働分配はまさにそうした生産過程、経済生長過程への労働の配分と同時に余暇に対する労働の配分の問題である。これはもちろん底流において労働の総量を動かす投入産出関係ともつながっているが、さらにそれは直接的に労働福祉の問題にも拘わるものである。後程われわれは労働時間や労働賃金、あるいは労働生産性と労働投入の決定要因の分析は労働福祉の問題や労働の環境問題と関連を持つが、それは同時にその国の総生産物の労働への配分問題とも拘わっている。この生産社会の成果の配分問題は、基本的に労働福祉の問題と直接的な拘わりあいを持つものであるが、この労働の余暇と成長過程への投入との配分問題もまたそれと深いつながりを持つものである。

労働の投入は、社会全体としてある一定の要因によって動いて行くが、個々の家計なり個々の労働者にとっては、それぞれの個人または家計の供給計画を基礎に持つものであり、それは労働を供給せずに別な側面にそれを使用する、つまり内部利用の問題と裏腹になっている。この意味で労働の投入過程への配分は、深くその労働者の各種労働と余暇への配分のもたらす満足度に大きく依存するも

のである。一般にそれは、いかなる賃金が支払われているのか、どのような労働時間がそこに要求されているのか、どのような労働環境であるのか、その労働のもたらす危険度はどのようなものであるのか、またその他の労働条件がどのようになっているのか、さらにその労働過程への投入が広い意味での労働の再生産を償うに足るものであるのか等々、多くの要因に依存するであろう。そこには、いわゆる経済的条件のほか、より広い社会的条件等も付け加わってくる。さらにはその労働の場における人間関係すらもそこでは問題になり得るであろうし、また直接的な障害に対する保障のみならず、広い意味での労働者の被る肉体的、精神的損害に対する保障も問題となり得るであろう。さらにそれらの保障がどれくらいの期間に渡ってカバーされるかも問題となり得る。現実的に労働者がその労働の生産過程への投入を決定する要因は、種々さまざまである。これらの要因のすべてを言わばその労働投入関数が持つことになる。そうした要因を、 a_1 から a_n まで与えるとするならば、それは次のような式によって示されるであろう。

$$L_s = \phi \left(\underbrace{a_1, a_2, \dots}_{\text{I}}; \dots, \underbrace{a_n}_{\text{II}} \right) \quad (3 \cdot 1)$$

I：直接的経済要因

II：間接的経済要因および非経済的要因

この(3・1)式は、労働投入の決定関数をもっとも一般的な形で示したものである。これらの a_1 から a_n までの要因は、ふたつのグループに大きく分けることができるであろう。すでにその数多くの要因については言及しているが、それらのうち第1のグループは、賃金水準や労働時間等の直接的な経済要因から成っている。第2のグループは、それ以外の経済的要因、たとえば、労働環境、障害に対する金銭的保証の条件、こういったことがこの中に含まれるであろう。さらにそこには、先に挙げた多くの、必ずしも経済的と

は言えない各種の要因が含まれる。これらのものを一括して第2のグループとするのである。この第1のグループの中で特に問題になるのは、賃金である。もちろん労働時間も、ひとつの重要な要因であるが、それらの労働時間は、いかなる賃金がそれに対して支払われるかによってその評価が異なってくる。その意味では賃金と労働時間は、独立な要因では必ずしもない。もちろんそのように見る立場をさらに拡張して行けば、多くの要因はすべて賃金によって代替され得るかもしれない。なぜならその工場内、あるいは作業場内(workshop)における非経済的な諸要因も、極端な場合、賃金の水準によって調整し、代替させ得ることは容易に想像し得るからである。

そのような解釈を押し進めると窮極的には賃金が唯一の決定要因ということになってしまふかもしれない。しかし、われわれは議論をそこまで押し進めるのは具体的な労働投入の要因を見ていく場合には不適當である。しかし、それにも拘わらず、なお賃金は重要な決定要因と言わざるを得ない、と同時に賃金水準いかんが、言わば労働者にとっての福祉の個人的充実度を決定する要因でもある。しばしば労働福祉という問題は、個人レベルでの問題ではないとみなされているが、それらは、一部は個人的な決定に委ねられるものである。もちろんそうした個人的な決定、つまり賃金によって解決し難いものもある。それらは社会的な協同行為によってその効果を実現せざるを得ないであろう。労働福祉のある部分は、そうした個人的な処理に委ねることが可能であり、あるいは場合によってはそれを明確にするほうがよい場合もある。その意味で賃金、そしてそれと必ずしも独立ではないが労働時間等は、広い意味での労働福祉の個別的充実の問題と直接的な拘わりあいを持つのである。もちろん通常の意味での労働環境、労働条件等々を含む労働福祉の問題は、

そうした個別主体の問題ではないとみなされているが、それは個別主体に委ねられる部分を排除した残りについてそうした問題を特に重視しなければならない場合が多々あることによるものである。

たとえば職業病のごときものは、もちろん個別的処理に委ねることも不可能ではない。それは、それに似あうだけの大量の賃金を支払うことによって個別的に処理することも可能である。しかしながら、その社会全体の労働の再生産機構、投入産出機構の視点から、あるいはその社会全体の労働条件の平均的水準の上昇及びより高次の政治的、道徳的視点からの配慮等を、それに加え、言わば集会的な、あるいは社会全体の立場からの処理をむしろ強く必要とするものである。そうした場合、この問題はむしろ個別的なものではなくて、社会的なものとなってくる。言わば集団的処理が必要となるのである。社会的・集団的処理が必要である限りにおいて、それはもはや個別的な処理決定の問題ではない。たとえば個別の労働の供給者の合意があるにしても、それは社会的には認め難いことになる。こうした側面が存在する限り、労働福祉の問題は常に個別的な部分と個別的な処理に委ねることのできない部分とから成る。そして、その何れがより重要になるかは、また何れがより解決を必要とする問題となるかは、その社会の与えられた状況に依存するであろう。

3.2 余暇と労働投入

以下において、まずわれわれはこれらの点を十分念頭に置いた上で、まず労働の投入関数を次のように想定することにしよう。

$$L_s = \phi(w\alpha) \quad (3 \cdot 2)$$

この(3・2)において α が賃金以外のすべての要因を示しているものとする。ところでこの労働投入量、もちろんこれは個々の労働者の立場から見たものであるが、これは彼の利用し得るすべての労働量のなかの一部であ

る。残りは余暇として用いられるであろう。従ってその労働者の利用可能な労働量を L とするならば、その L は余暇に使用される労働部分と、生産過程に投入される労働部分とのふたつのものの和から成る。いま、その労働量を L 、余暇に投入する労働量を L_0 で示すならば次の(3・3)式が成立していることになる。

$$L = L_s + L_0 \quad (3 \cdot 3)$$

いかなる労働者も、余暇の増大によって満足の高まるのが通常である。もちろんそれにはある種の限定が必要であって、単に無為に過ごす時間のみがこの余暇であるとしたならば、必ずしもその増大が常にその労働者の満足の高めていくかどうかはわからない。

しかしながらなおわれわれはそうした余暇がもたらす、むしろ不満足¹⁾の増大に着目するにはやや現実から離れなければならなくなってしまうであろう。従って余暇への労働の投入は、その満足の高めるという状況を念頭に置くことにせざるを得ない。またそうした労働者の満足は得られる賃金所得の増大によってももたらされる。この得られるべき賃金所得を W で示すことにしよう。そうすると、この労働者の労働投入によって得られる満足¹⁾の状況は、次の(3・4)式によって示される。

$$A = f(L_0, y) \quad (3 \cdot 4)$$

ここで A は、その満足¹⁾の状況を示す指標である。

上に挙げた(3・3)を考慮し、 L_0 を書き換えるならばそれは、 $L - L_s$ となる。また賃金所得は、労働単位時間当りの賃金に、生産過程に投入された労働量を掛けたものに等しい。具体的には、その労働量は労働時間によって示すことができるであろう。それは L_s によって与えられていたからわれわれは賃金所得は W と L_s の積となる。この点を考慮して、(3・4)式を書き換えると、次の(3・5)式

となる。

$$A=f(L-L_s, w \cdot L_s) \quad (3 \cdot 5)$$

これは(3・4)と全く同一のことを言っているのであるが、ここでは(3・4)式は結局生産過程への労働投入量によって書き表わされたことになっている。つまり生産過程への労働量の投入が増大するならば、一方において賃金所得は増大する。

しかしながら他方、余暇に投入し得る労働量は、それだけ減少するので、その労働者の持つ満足の程度は低下してくることになるであろう。つまり労働者にとって賃金をもらって生産過程で働くということは、一方において自分の余暇のために投入する労働の量を減少させることである。従ってどのように、労働力のふたつの用途への配分を行なうかによって、その労働者の満足の程度は異なってくるであろう。この労働力の配分を適当に選択するならば、その労働者はそうした配分から得られる満足の水準を、もっとも高いところへ持って行くことができる。通常の労働者がこのような合理的な計算を行なうかどうかは、もちろんここでの問題ではない。陽表的にこのような計算を行なうかどうかではなくて、すべての労働者は暗黙のうちに、無意識のうちにこのような計算を行なっているのである。もちろんその労働者の与えられた蓄積資産の状況や生活状況によっても影響をうけるから、単にここでの満足の極大化を考慮しながら労働の投入量の配分を決めていくことができないということになるかもしれない。そうした制約条件が、かなり厳しく存在していることをわれわれは念頭に置かなければならないが、それはこのような(3・5)式の存在を否定することにはならない。このような(3・5)式が存在し、そこに強い制約条件を課することによって事実上この中から選ばれるある労働の分配がかなり固定化してしまう、あるいは選択の余地が極めて少なくなってしまうということ、これが問題の制約条件

の意味である。

さて、われわれはこの制約条件の問題を脇に置くことによって、しばらくこの労働の配分関数を考察しておかなければならない。まず労働の生産過程への投入の増大が起こった場合に、どれだけその労働者の所得が増え、それによってどれだけ満足の水準が高まってくるか。もちろんこの満足の水準の上昇は通常プラスの方向に作用するであろう。所得の増大がマイナスに作用するケースは絶無とは言いがたいが、一般的にはプラスの方向に作用する。それは単に所得が増えるということから直接的に来るものではなくて、その所得を使用する、用いるということから得られるものである。この所得の消費によって生じてくる満足の増大は、次のような余暇に対する考え方を可能とする。それは余暇に対する労働の投入は、生産過程への労働投入をやめることによって行なわれるのであるから、それは所得によって労働を買い戻すと解することになる。これは一見奇異な発想法であるかもしれないが、全労働量を生産過程に投入し、得られた所得をもって部分的な労働の生産過程の投入部分を買戻すのが余暇ということである。一旦投入して得られた所得をもって再び前に投入した労働量を買戻すということは、時間的序列では不可能であるが、論理的な構成で言うならば、この取引にあたってわれわれは双方の行為を、つまり所得の受け払いを帳簿上キャンセルアウトすることにするならば、余暇への労働量の投入を増大させるためにはそれだけ所得を手離して生産過程に投入する労働量を買戻さなければならない。結果として、所得は最終的には減少し、それだけ余暇への投入が増大する。

常にこのような形で、言わば余暇を生産過程からの労働の買い戻しとして扱うことができるとは限らない。一旦投入したあとで、その消費を通じて余暇を用いる場合には、そうした買い戻し的な発想法が部分的に生きてく

ることになるであろう。われわれはしかし、このようなややテクニカルなソフィスティケーションにあまり頭を使う必要はない。要は、この(3・5)において所得の増大、つまり生産過程への労働の投入量は、それだけ所得を増し、それによって消費し得る消費材の数量を拡大することによって、満足の水準を高めるということである。他方、そうした生産過程への労働量の投入は、逆に余暇過程への労働量の投入を減少させる。その結果、それに伴う満足の水準の低下が起こってくる。どこでバランスを計るかということが、そこでの問題となるであろう。余暇を拡大することによって得られる満足を追究する場合には、所得の増大によって得られる満足を犠牲にしなればならず、もし所得増加による満足の増大を追究するならば、余暇の減少を認めなければならない。余暇と所得の双方の変化が与える満足の増減が、ある適当なバランスを保ったところで相互の数量を決定するであろう。そうしてそれは、労働の生産過程への数量 L_s がある特定の位置に定まることによって得られるものである。そのことは、(3・5)によって示されている。それは結局、余暇をごく僅かだけ増やした場合に得られる満足の数量と、逆に余暇を減らして生産過程に投入した場合に得られる満足の増加分とが共に等しくなってしまう場合、もはやその余暇と生産過程への投入との分布状況を変える必要がなくなってくる。このような状況のときに、もっとも妥当な(その労働者にとってであるが)労働の生産過程と余暇への分配が成立していることになる。それは次のように示すことができるであろう。

$$\text{所得変化} : \frac{\alpha f}{\alpha y} \frac{dy}{dL_s} = f_1 \cdot w \quad (3 \cdot 6)$$

また逆に、労働をわずかだけ余暇へ投入した

ときに得られる満足の変化分、あるいは労働を生産過程に投入し、余暇を僅かだけ減らした場合に得られる満足の減少分は次の(3・7)によって示される。

$$\text{余暇変化} : \frac{\alpha f}{\alpha(L-L_s)} \cdot \frac{d(L-L_s)}{d(-L_s)} = f_2 \quad (3 \cdot 7)$$

先程述べたことは、そうした生産過程への労働の投入を僅かだけ動かした時に得られる所得の変化を通じての満足の変化分と、余暇の変化に基づく満足の変化分とが等しいときに、望ましい労働の分配が決まることになる。従ってそれは、(3・6)と(3・7)が同時に等しくなることである。われわれは、この条件を(3・8)によって示すことができる。

$$f_{1w} = f_2 \quad (3 \cdot 8)$$

この(3・8)は、生産過程へ労働を投入することによって得られる満足の程度と、余暇に投入することによって得られる満足の程度の比が、ちょうど賃金率に等しいということを示している。そうした比例関係が、常に維持される限り、その条件が満たされているということである。

これははなはだ抽象的なレベルでの論議であるが、こうした結論が十分に現実に生かされるためには、この結論が実現できるような制約条件の配置がなければならない。制約条件の配置がそれを実現させないようなものであるならば、もちろんその労働者はこの(3・8)に示されるような満足条件が得られるようには労働の配分が可能でなくなってしまう。

3.3 生産における労働投入の決定

さて、こうして、言わば余暇と生産過程への労働の投入の配分が労働者の側によって行なわれるわけであるが、これはまさにもっとも主要な、直接的経済要因として、賃金を労働の生産過程への投入量の決定要因と見ることによって得られたものである。また、この

労働投入によって得られる満足の程度は、それを言い換えた所得というものと、余暇というものによって説明が可能であるという前提で論議が進められて来た。種々雑多なそれ以外の要因、直接的経済要因の中で、まだ触れられていないものや、間接的経済要因や非経済要因等を考慮して、上述の論議をさらに拡充していくことができるかもしれない。しかしそれはここであまり深入りすべき問題ではない。ここではともかく、こういう形で労働者の余暇と生産過程への労働の配分が論理的に決定されるということを示しただけである。こうした状況に基づいて、市場・機構ではこの労働を生産過程に投入することになるわけであるが、生産過程に投入されるためには、現実に生産過程の各種の生産計画を実現している企業の側にそれだけの需要がなければならぬであろう。こうした労働をインプットする側の条件が、これに加味されて、初めて現実に生産過程へ投入される労働の量が決まってくる。それが決まるということは、事実上労働時間が明確に決定されてしまうということの意味するのであり、また賃金水準が決まるということも意味している。先程述べたように、労働条件、労働環境、労働福祉といったこれらの各種の表現方法は、狭い意味でのウェルフェアと広い意味でのウェルフェアのすべてを含む概念である。そしてこの市場の機構を通じて決まる労働時間と賃金は、まさにそうした意味での労働者のウェルフェアの内容を直接的に決定する要因となるであろう。

その生産過程への投入を、生産の側から行なわしめる条件は、言うまでもなくそれによって生産がどこまで効率的に実行し得るにかかっている。先程労働は生産過程における投入要素としての視点からのみ見られ、経済成長過程においては、それはまさに文字通りインプットとしての役割しか与えられず、技術もそうした労働力をどのように能率的に使

用するかという視点からのみ考察されるのが普通であると述べた。そうした生産側だけの条件から決められてくるこの要因は、同時に供給側、労働者側の条件と噛み合わされなければならない。市場がもし自由な機構に委ねられているとするならば、それらの条件の合致したところで賃金も労働時間も決定され、それに基づいて労働者はその与えられた条件のもとでもっともその満足の程度を高めるように、労働の供給量とレジャーとのバランスを計ることになるであろう。

3.4 労働投入と労働条件の変化

こうして投入された労働量を蓄積された資本を通して、その国の経済成長が実現され、その国の国民総生産水準の上昇が計られてくる。この上昇は、もちろん、いわゆる労働力の再生産の機構の現われ方に影響する。言い換えると、労働力の総量を動かすその社会の投入産出機構が、この国民総生産水準の上昇によって、影響を受けることになる。そればかりではない。この国民総生産の増大を通して、実は労働環境、あるいはいわゆる労働の場の変化も生じ、さらにそれを包む社会環境の変化も生じてくる。もちろん労働条件も変わるであろう。この労働条件の中に、賃金や労働時間を含めるとするならば、先程の市場機構を通じてのこれらの決定機構の動きは、国民総生産が経済成長過程で増大するときに、変化を遂げざるを得なくなる。つまり永久不変に、ある特定の分配状況がその水準に固定されてしまうわけではないのである。

労働環境、狭い意味での労働の場の諸条件、あるいは労働、広い意味での労働条件、さらには社会保障制度を含む労働福祉の状況、こういったものは、短期的には労働の供給量を低下させる作用を持つ。もちろん成長過程における現象として見る限り、絶対的水準の低下はあり得ない。むしろそれは供給速度の低下ということであろう。それは投入労働量の

増加率の減少というルートを通じ、またさらに個々の労働者の労働の生産過程と余暇への投入比率の変更を通して実現されてくる。よく充実した社会保障制度を持つ場合、その社会の労働福祉はかなり高い水準にあるわけであり、そうしたものが実現されている場合、その社会の社会環境は、また労働環境は極めて望ましい水準に達しているわけであるから、それだけそのための個人的な支出が少なく、すむようになるであろう。端的にひとつの例を挙げるならば、たとえば衣料費の支出は、そうした条件の変化によって次第次第にその増加のテンポを緩めざるを得なくなってくる。それが個人負担である場合にはもちろんのこと、ひとつの機構としてそれを負担する場合でも何れにせよ負担する者がその社会であり、その社会の労働者であることを考えるならば、こうした方向への変換が労働の供給量に影響を及ぼすのは当然であろう。貯蓄率の変化も生じてくるであろうし、さらに所得そのものに対する欲求の程度にも変化が生じてくる。

こうして長期的には次第にこの労働のふたつの部門への、つまり生産過程と余暇への投入比率が変わり、結果として生産の拡大テンポが落ちるということもあるかもしれない。その意味では、経済成長の速度はそれによってブレーキをかけられることになる。しかし長期的に見た場合に、その社会の労働の質とその労働力維持のための社会的コストが低下することによって、結果としては能率的な生産を実現し得る可能性もある。先にわれわれは、いわゆる開発途上国の一部に見られる総労働量のはやい増加テンポと、他方低い経済成長率及び劣悪なる労働福祉状況との対応を述べてきたが、その裏側の問題として逆に総労働量の生産プロセス自体は、そうした国々に比べるとかなり貧弱なものになる。つまり人口増加率が低い水準になるかもしれないが、それらの質が上昇し、労働環境が改善し、

結局単位当りの労働時間の持つ効率が拡大することによって、エフィシエンシーで計った労働量が、むしろ逆に増大するというものも起こってくる。それ故これら相互間の要因の依存関係は、それ程単純ではなく、従って単純な結論を許さないものである。それは、あたかも能率的な機械の導入が労働力を排除し、購買力を低下させることによって、結果としては経済の発展を妨げるといった種類の議論、あるいはポリューション問題の解決に力を注ぐことによって、経済そのものの発展が阻害されるという主張が必ずしも妥当なものではない²⁾というのと、軌を一にした側面を持つことになる。

3.5 労働投入における動態的過程と労働福祉

もちろんいまの労働の余暇と生産過程への配分の問題をめぐってのモデル分析自体は、かなり短期的な視点で行なわれている。従ってさらにこの問題をオーバー・タイムに論議しなければならないであろう。そうしたオーバー・タイムの論議の中には、一国の持つ利用可能な土地の大きさや、また利用可能な資源の大きさが与える制約条件といったものも問題になるであろうし、しばしば言及しているポリューション問題も、ここで起こってくる。ポリューション問題は、単に社会的な環境問題だけではなく、それらは事実上、その労働の場における労働福祉、労働環境、さらには労働災害（この場合の災害はかなり広い意味に使われている）と密接な関連を持つものである。従ってこうした各種の外側にある制約条件、内側から発生してくる制約条件等々も、このオーバー・タイムの論議の場合には欠かすことができないものである。経済成長過程において、こうした問題、特にポリューション問題が激烈になってきた場合、それは事実上総労働量の再生産機構、労働量の投入産出機構自体が悪質な影響を受けることになる可

能性を持つ。

そういう側面のほかに、さらにもうひとつの問題がある。それは労働力の各世代間の投入の問題である。労働者の持つ、ひとつのライフ・サイクルとも言うべきものと、各世代間におけるそのライフ・サイクルとの調整問題である³⁾。しばしば言われているが、ある特定の世代の犠牲に基づいて大量の蓄積が行なわれ、生産が行なわれ、大量の貯蓄が行なわれ、次の世代においては、その成果としての生産物の多くが消費されるといった世代間のアンバランスの問題は、この余暇と生産過程への労働の投入の、長期的な側面である。それと同時に、そうした長期的な側面は労働福祉の問題とも密接につながっているわけであり、ある特定のゼネレーションが劣悪なる労働環境、労働福祉の状況のもとで生産を行ない、別の世代が全く異なった、すぐれた労働条件や労働環境のもとで生産を行なう、しかもその世代間における、言わば「果実」の再分配が全く無視されるというような事態が起こるならば、これ自体またひとつの重要な社会問題であると同時に、ゼネレーションのいくつかを含んだ長期的な場での労働福祉問題ということにもなるであろう。それは言わば、労働の投入によって得られた成果の世代間の分配問題に拘わるものであり、経済成長がこの世代間の成果の分配に、どのような関連を持つかを分析しなければ、特にそれを具体的なそれぞれの個々の国々について分析しなければ、労働福祉問題の将来を明確に分析したことにはならないであろう。

しかしこのライフ・サイクルの調整問題は、それ自体かなり困難な分析の対象であり、しかもしばしばそれは社会全体の調整問題と個人における調整問題とが混同されることによって、しばしば不幸な結論が導き出される。常に問題なのは、その時の労働力の投入によって得られた総生産物をどのうよに分配するかという、生産の成果の分配問題であって、

その配分問題をライフ・サイクルの調整という視点から再考察するというのが、この労働投入の長期的な立場からの見方である。こうした再調整が、その社会全体としてのライフ・サイクルの持つずれの調整を、全く個人レベルの問題に解消してしまわないで、よりグローバルな視点からそれを取りあげることが可能になるであろう。そしてそのことは、経済成長が同時に労働福祉の拡大を長期的な視点からもたらすための、必要条件でもある。

労働者のライフ・サイクルという問題は、結局は労働の生産過程と余暇への配分のメカニズムがそのひとりの労働者の生涯にわたって固定したものではなく、それは絶えず変化し次第次第に労働過程への投入比率が減少せざるを得ないということを意味しているものである。社会全体として、そのような変化を調整するためには、ゼネレーションの違った労働者のライフ・サイクルをそれに組み合わせることになる。こうしてその社会全体は、余暇と労働過程への労働配分を円滑に実現し、できあがった成果の分配がある特定の世代に異常に偏り、特定のゼネレーションの労働者のライフ・サイクルが特に恵まれない労働報酬によって彩られないようにすることが、重要な問題となってくる。これは経済成長過程における労働福祉のひとつの重要な側面をなすであろう。もちろん労働福祉の問題をここまで拡大することが望ましいかどうかは、まさに労働福祉の定義に拘わる問題であるが、すでに述べたように労働福祉の概念には、非常に狭い意味における工場における労働災害や職業病、さらに労働環境、労働に対する報酬、賃金、労働時間、社会保障制度などを含んで、広い意味での定義がそこに与えられていた。そしてそうである限りは、われわれはいま述べたような諸問題を経済成長過程における労働福祉の重要な柱のひとつとして考慮しなければならないであろう。

1) この余暇の巧妙な取扱いについてはバネック

[20]第12章を参照されたい。また余暇と労働の関連についての労働経済的分析についてはメイスナー[10]がある。

- 2) 成長と汚染についての組織的な論議を展開することがここでの目的ではないので、この叙述についてはもちろん、留保を必要とする。その留保については、メドウス＝メドウス＝ラーンダズ＝ベアラングス[8]およびミシヤム[9]における序述との関連で生じる。とくに具体的に日本経済にそくして考えるときにその留保は大きいものとなる。
- 3) ここでのライフ・サイクルについての論議は単に問題の所在をつけるだけにとどめるが、これに関連してはサミュエルソン[11]およびディアモンド[6]をみられたい。

[4] ウェルフェア指標としての 労働時間および賃金

4.1 労働時間と経済成長

さきの節においてわれわれは生産過程におけるインプットとしての労働力の決定メカニズムについて生産サイドと労働供給のサイドから分析を進めてきた。そしてそれらをスターティックな前提のもとで行ない、さらにオーバータイムに一つのライフ・サイクルの過程における労働の供給という側面にも言及してきた。ここではまさに賃金が労働決定のメカニズムにおいて一つの重要な要因として参加している。その場合、賃金が労働福祉の一つの指標としての重要な役割を演じているということを念頭においたうえで、しかもそうした観点をはなれて、客観的にその需要と供給のメカニズムを通して現実の市場機構のもとで賃金もまた各種要因の一つとして決定されることを示したのである。

しかしいうまでもないことであるが、賃金は労働に対する報酬であり、いわば労働福祉の主要構成部分を成している。奴隷制社会のもとでは、ほとんど無限に近い労働の供給がその生命を持続するかぎり要求されているにもかかわらず、なんらの特定の賃金という形

での報酬とそれに基づく蓄積生活環境の改善等の問題が本質的には起こってこない。ここではまさに労働福祉が事実上生命維持すなわちサブシステム・レベルを満たすだけの水準に与えられているだけであり、そうした低い賃金水準は(もしそれを賃金と呼ぶことができるならば)そこでの他の労働条件とともに最低の労働福祉状況をあらわしているものであろう。

このように述べたときもちろん労働福祉をどのように定義するかが問題となる。われわれはのちにこの問題を明確にするつもりであるが、労働福祉という用語は、『労働力を供給する人間のウェルフェアにかかわるもの』と考えている。したがって労働を供給する人間のウェルフェアにかかわるすべての現象が労働福祉に関連することになるのである。そうした意味からするならば賃金水準は労働時間とともにその労働福祉の主要な決定要因とみなしうるのであろう。この賃金水準とともにやはり同じくこのような労働福祉の定義のもとにおいて重要な決定要因となるものは、労働時間である。労働の供給量はもともと労働時間×労働者数であるが、一人当たりの労働時間の長短はまさに労働福祉の一つの重要な決定要因であらう。ここで労働者数というのはいうまでもなく雇用労働者数のことである。以下においてはまず労働福祉の進展の一つのあらわれである労働時間の推移について若干の考察を行なっておくことにしよう。もちろんここで日本の労働時間に関する詳細な資料を逐一検討することはやらない。それは単に繁雑であるということだけでなく、そうした詳細な検討が他の国についても同様になしうるかどうかについてまだ問題があるからである。日本の労働時間の動きを他の国々との対比でとりあげることがもっとも望ましいであろう。なぜならばそうすることによって、いわば労働福祉の一つの構成要素である労働時間がどのように国際的に格差があるかを明ら

かになしうるからである。

この労働時間の国際比較を行なおうとすると、たちまち共通の単位労働時間をもってはかることの困難という問題につきあたる。多かれ少なかれこうしたことがらはすべての国際比較につきまとうものである。国際比較をする場合に各国の発表するデータを直接使用するのが一番望ましいのであるが、それらはあるいは週間労働時間で示され、あるいは1カ月の労働時間であらわされ、あるいは男女別々にあらわれているなど共通の尺度に換算するという手続きが必要となる。国際労働経済統計年鑑には労働時間に関する国際比較に便利な資料が掲載されているが各国の個別に発表している資料とつげ合わせを行なう場合にやはりそこにくい違いを生じているのがみうけられる。この報告の最後に各国の必要な統計資料が参考として載せられているが、現在そうした統計上のくい違いを処理することはとうてい成し得ないところであるために種々な検討を行なった結果、国際労働経済統計年鑑における労働時間をデータとして用いることにした。

なお参考のために一言、言及しておくならば各国で発表している統計資料と国際労働経済年鑑で発表されている資料との間にくい違いが生じている。その一例として西ドイツをあげておきたい。西ドイツにおける週労働時間の推移は西ドイツの発表する統計年鑑（スタティスティッシェス・ヤールブッフ）によると、1965年以降西ドイツの週労働時間は大幅に低下している。1965年週労働時間の平均値は44.3時間であるがそれが70年には39.1時間と記録されている。しかしながら国連の国際労働経済統計年鑑によるならば、西ドイツの場合1965年における週労働時間は同じ44.1時間であるが70年にはそれが43.8時間となっている。労働時間は減少していることはしているが、ここでの減少率はブンデスバンクの統計で示すものよりは小さい。多かれ少な

かれこうした統計上のくい違いが存在する。なお国によっては週労働時間ではなく月単位の労働時間を発表しているところがある。たとえば日本がその一つの例であるが、こうした例は日本だけではない。これらを共通の労働時間単位数に換算することはやや問題であるが、この一月当りの労働時間はほぼその月の全般に平均的にばらまかれているとみる想定のもとに週労働時間を計算することにした。また男女別々に労働時間を発表している場合には単純なる算術平均によってその数値を代表させることにしている。こうしたやや問題のあるいくつかの操作が行なわれたのであるが、現在の状況ではやむをえない操作というべきであろう。

こうした操作によって得られた週労働時間の国際比較は第4.1表および第4.2表に示されている。1950年からのデータがとれる国は比較的少ない。1960年代に入るとかなりの国が労働時間の統計をもつことになるが、1950年代のはじめからとれる国の数はわずかである。ここで日本の労働時間の問題であるが、この国連統計に示されている資料によるならば、日本の労働時間は必ずしも多い方ではない。カナダの42.3時間、プエルトリコの34.8時間というのは大変少ない方であるが、日本の44.6時間はオーストリアと同じ水準であり、当時の西ドイツやスイスが48時間前後の週労働時間を記録しているのとは対称的である。この時期における日本の労働時間がヨーロッパ諸国にくらべてどちらかといえばむしろ少ない状況になっているのは、戦争終了後における「特種な事情」に依存するのであろう。その「特種な事情」の中には統計資料の収集状況（ないし方法）をも加えておかなければならないかもしれない。こうした状況は、だいに変化を遂げだいに日本の労働時間は徐々に増大していく。10年後の1959年における日本の労働時間は47.3時間となっており、この時期においてもっとも長い労働時間を記

録するに至っている。その時期には西ドイツは週45.6時間となり、唯一の例外はコロンビアの53時間だけである。このコロンビアの異常なまでに大きな労働時間についてはまさにコロンビアの独得の事情によるのであろう。これを除くならばとくに工業国の中での日本の労働時間はスイスに近い大きな値となっている。さらに10年を経た1967年における日本の労働時間は43.9時間であり、この労働時間は再びヨーロッパの工業国にくらべても相対的に低い水準となったことが表から読みとれる。すなわち1969年における日本の労働時間に対し西ドイツはほぼ等しい43.8時間であり、スイスはそれを上まわる44.7時間、フランスは45.4時間となっている。ただしノルウェー、フィンランドなどデンマークも含めて北欧諸国が比較的短い労働時間を示していることが注目される。イギリスやニュージーランドもまた日本に比してかなり労働時間が低くなっている。日本の労働時間の国際的な位置づけがこのように過去20年間において変化してきているのであるが、統計上の種々な問題があるためにこの国際的な同時点の比較が必ずしも正確なものではないことが注意されなければならない。しかしその相対的な位置の変化についてはこれを容認することができるであろう。

日本の労働時間の推移ははなはだ特徴的な動きを示している。さきにふれたように1950年における日本の労働時間は44.6時間でありそれほど多いわけではない。しかしながら、その後の労働時間は1960年代の後半に向かって増加を続けていく。1958年は世界的な不況の時期であるがそれを反映して一時労働時間が低下している。しかしながらその労働時間は1959年以降再び上昇し、1960年には47.8時間というかなり大きな数値を示すようになる。しかし1961年に入るとやや労働時間が縮小し、その後は急激な労働時間の下降過程が続くのである。1965年には週労働時間は44.3時

間となり、ほぼ1950年の数字に等しいことになるのであるが、その後若干の上がり下がりがわずかみられるだけでほぼ44時間を少し超える労働時間が続いていく。そして1969年からは43時間台の労働時間に低下するのである。比較的安定した状況が続いているカナダについて労働時間の推移をみてみることにしよう。1950年における労働時間は42.3時間であるが、その後50年代の前半を通じ低下を続けていく。その後若干の上昇があるが、そのまま40時間台の労働時間が1957年からしばらくの間続いていき1960年代に入ってその半ばに少し上昇するのであるがその後再び40時間台の労働時間に落ち1970年には39.7時間という水準に低下する。カナダの場合にはその労働時間の変化がわずかに景気の波に合わせて起こっているだけであり、かなり安定した形で労働時間の低下がこの過去20年間に生じているわけである。アメリカにおける労働時間についてみると1950年におけるアメリカの労働時間は40.5時間であってこの時期における工業国のいずれよりも少ない労働時間である。その後景気の波にも似た労働時間の変化が記録されるが1956年以降はむしろ30時間台の時期の方が多くなっていく。1960年代に入ってから再び労働時間が上昇しほぼ40時間台の時期が続く。1962年以降若干労働時間の上昇がみられ1966年には41.4時間と約1時間の平均労働時間の上昇が生じるが、その後は再び下落傾向を示し1970年には10年前の39.8時間という水準に落ちている。西ドイツをとってみるならばさきほど述べたように1950年における西ドイツの労働時間は比較的高い水準にあるが、その労働時間は若干の低下を1950年代前半で示し、その後1955年には48.8時間と再び50年を上回る水準にまで労働時間が増加する。その後労働時間は減少し1960年代に入るや44時間台に労働時間が低下する。すなわち1962年には44.7時間であり、それはその後若干の低下傾向を示し、1967年

には42時間となり日本の労働時間をかなり下まわる水準に低下する。1960年代に入ってから西ドイツの労働時間の低下傾向はかなり明瞭であり、1970年には実に4時間近い労働時間の短縮が1950年に対比してみられるのである。西ドイツにおける労働時間の短縮はもっとも大きいといつてよいであろう。

北欧の代表として、ノルウェーをとってみよう。ノルウェーは1950年代に44.4時間という労働時間を記録しているが、その後その労働時間はほぼ44時間代を記録しつづける。そうして1957年には41.7時間となり、その後労働時間は短縮を続けていく。1960年代に入ってからノルウェーの労働時間の短縮のテンポはかなりはっきりと数値の上であらわれている。1961年においてノルウェーの労働時間は36.4時間であり当時の工業国というにおよばず後進国と比較してもこれほど低い労働時間を示す国はない。1964年に36.6時間という数値に一時上昇するが、その後はかなり順調な低下傾向を示し70年には33.1時間という1960年の初めに比べて実に3時間に及ぶ労働時間の短縮が生じているのである。もし1960年と1970年を比べるならば、7時間近い労働時間の短縮にわれわれは目をみはるであろう。これほど大幅な労働時間の短縮を実現した国は他にはない。

いま世界の主要な工業国すなわちカナダ、アメリカ、オーストリア、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、ノルウェー、スイス、イギリスの10カ国の平均的な労働時間を1970年についてとってみるとほぼ週労働時間が40時間となる。日本の労働時間は43.3時間であるからほぼ3時間あまりの労働時間がそれらの工業国に比べて多いということになっている。これはわれわれが通常予想するよりは少ない感じがするがそれでもともかくこれらの工業国よりも長い労働時間が示されていることにはかわりが無い。同じような数値を1961年についてとってみると次のように

なる。すなわちこれら10カ国の1961年における平均労働時間は42.1時間である。デンマークについてはほぼ62年と大差がないものと前提してその62年の数値を用いたが、ここでの日本との差は約5時間である。日本の労働時間がここでもなお過小評価されているかもしれないという想定をとるとするならば、その開きはさらに大きいということになるであろう。ただはっきりしていることはこれら工業10カ国と日本と比較した場合にその労働時間の格差が過去10年間において短縮しており約2分の1になっているということである。この差の縮小過程がこの10年間にみられたといつてよいであろうが、こうした傾向は今後ともつづいていくものとみてよいであろう。労働時間の比較という問題は一見考えられるほど単純なものではなく、われわれのこの結論もはなはだラフな総計数字に依存しているといわなければならないが、それぞれの国の労働時間の測り方に相違があることを前提とするならば、ここで問題はまさに日本と工業10カ国との間の労働時間差が縮小してきたという事実そのものであろう。もちろん労働時間の推移それ自体がさきほど述べた理由によって一応労働福祉の進展の一つの指標となるものであるが、これは同時にどれだけの賃金がそれに対して支払われてきたかということと関連させなければ正確な評価は許されないであろう。

この労働時間の表が示すもう一つの点は開発途上国ないし国民総生産水準の低い国が必ずしも労働時間が多いたはかぎらないということである。個々の国の経済発展がどのような段階にあるかによって労働時間の長さもまた異なってくるであろうし、それぞれの国がどのような気象条件にあるかもまたその決定に重要な役割をもつであろう。また統計上の問題もある。したがって開発途上国とみなされている国々との直接的な比較は必ずしも有意な結果をもたらさない。ある開発途上国は

日本よりもわずかな労働時間で生産を行っており、他の開発途上国は日本よりも長い労働時間をもっている。それぞれの国の生産量も必ずしもそうした労働時間の相対的大小関係と対応しているとはいえないようである。したがって直接的な比較を開発途上国と行なうとしてもそれはやはり賃金支払い額との関係をみなければならないことになるであろう。労働時間が少なくとも支払われる賃金があまりにも低いならば、労働者のウェルフェアの視点からみて必ずしもその状況が望ましいとはいえないからである。

ここで賃金水準の変化に視点をうつし変えてみよう。賃金の国際的な比較を行なうにあたって一番問題になる点は各国の賃金がそれぞれ自国の通貨単位で表示されていること、また為替レートが必ずしも終始固定されているわけではないということである。さらにまた各国の賃金はあるいは1時間あたりで表示され、あるいは週賃金で表示され、あるいは1カ月単位で表示されている。このように賃金を表わす単位の相違、その為替レートに固定性のないことなど、労働賃金の国際比較を阻む要因は多い。したがって賃金そのものを絶対的水準で比較することはかなり問題であるし、また事実上不可能に近いのである。ここでも労働時間の場合と同じようにある種の概算的比較を行なわざるをえない。日本の場合、労働賃金は月単位で支払われている。1950年にはその平均賃金は9133円であった。その労働賃金水準はいまからみればかなり低い水準である。その後日本の労働賃金はかなり急速に増大してきた。それから5年後の1955年には1万6717円となりその翌年には1万8348円となってその6年間の間に平均賃金は2倍の高さになったのである。そのようなかなり急激な賃金上昇はその後も続き1960年には2万2630円になった。これは1950年水準に比して約2.48倍に達する水準である。これほどの賃金の上昇を経験した国は日本を

除くとフランス、あるいはプエルトリコがあるだけとあってよいであろう。フランスの場合、1950年には1時間当たり1.81フランであったが1955年には1.42フランに上昇し、1957年には1.64フランとなってほぼ2倍の水準に達している。その後増加のテンポをおとさず1960年には2.09フランに達する。プエルトリコの場合、これはドル単位、週給で示されているが、1950年には14.79ドルである。それが1955年には20.33ドルとなる。1958年29.41ドルとなってほぼ2倍の水準に達し、1960年には33.56ドルとなっている。その増加倍率は50年を基準にして約2.27倍である。フランスの場合には2.58倍であった。したがって、この間におけるもっとも高い賃金上昇率を示したのはフランスであり、ついで日本、プエルトリコということになる。

問題の西ドイツであるが、1950年には週59.91マルクであり、1955年には84.57マルクに上昇する。1960年には119.43マルクに達し、ほぼ2倍の水準になる。まさに10年間でその労働賃金は2倍になったのである。統計にあらわれたかぎりでもっとも低い賃金上昇率を示したのはスイスであり、アメリカである。一般に想像されていたのとは異なるアメリカの労働賃金の上昇はかなり低い方に属している。1950年には58.68ドルの週給が支払われているが1955年には75.70ドルにふえさらに1960年には89.72ドルとなっている。1950年に対する1960年の倍率は1.53倍である。フランスや日本に比してかなり低い増加倍率であるというべきであろう。スイスの場合には1950年に1時間あたり2.14スイス・フランであるが55年にはわずかな上昇を示し2.42フランとなっている。これが1900年には2.85フランにまで増加するのであるがしかし増加倍率はきわめて小さい。1950年に対する1960年の賃金はわずかに33パーセント程度の上昇であり1.33倍にしかすぎない。この増加倍率はおおよそフランスの2分の1程度である。

カナダの場合には1950年に43.82のカナダ・ドル週給が支払われているが、1960年にはそれが71.96ドルとなりわずかにアメリカの増加倍率を上回る程度である。1950年に対する1960年の賃金増加倍率は1.64ドルである。フィンランドの場合は1950年に1時間1.01マルカであったが、1960年には2.13マルカとなり約2.11倍の増加である。ノルウェーは1950年に2.67クローネであるが、これが1960年には5.39クローネとなって約2倍である。もちろんこれは時間当り賃金である。イギリスは1950年週給で127 シリング 4 ペンスであるが1955年には185 シリング 9 ペンスとなり1960年には226 シリング 3 ペンスとなっている。この増加倍率1.78倍であり特別に賃金上昇速度が高いわけではない。ほぼ同じような賃金上昇を示したのがニュージーランドであり、1950年1時間当り0.46ドルであった賃金水準は1960年には0.79ドルとなっている（このドルがアメリカ・ドルでないことはいうまでもない）。その倍率は1.71倍である。1950年からの資料がとれる国はほぼ先進工業国となっているので開発途上国における50年代における賃金上昇に関する情報はここでは表示しがたい。

つづいて60年代に入ってこの賃金の上昇の程度はどのように変化してきたかをみよう。1961年の日本では2万4786円の月当り平均賃金が支払われている。1970年にはそれが7万1447円となっている。1961年の賃金水準が2倍に達したのは1968年でありその年の賃金水準は5万2699円となる。1960年を基準にするならば2万2630円の賃金水準が2倍に達するのは1967年である。その年の賃金水準は4万5568円であり、当時所得の倍増が保守政治勢力のスローガンとして示されたが、10年間に於いて倍増するという計画はそれが数年繰り上がって実現されていることがわかる。しかしさきの1950年代における賃金の上昇をみればあきらかであるが、50年の賃金水準がほぼ7年目に倍になっているところからしてこ

の賃金増加のテンポは特に1960年代において急激に高まったのではなく、1950年代の延長線上にあることがわかるであろう。1960年を基準にした場合、1970年の賃金は日本の場合3.16倍となっている。1950年代に比して賃金上昇率が高いが、この倍率をとくに高めたのは60年代後半における賃金上昇とみてよいであろう。1970年における賃金水準は1965年の賃金水準のほぼ2倍となっていることに注目する必要がある。

こうした日本の賃金水準の増大に対して他の国はどうであったか。60年代における賃金の増加倍率ほど大きい倍率を示した国は外にない。1950年代にフランスは日本を上回る増加倍率を示した。1960年代にはフランスの賃金増加倍率はそれほど大きくはない。1961年には時間当り賃金は2.25フランであるが、それが2倍の水準に達するのは1970年においてであり文字通り10年間にほぼ2倍の水準に達している。1960年を基準にした場合の1970年の賃金水準は2.23倍となっている。1950年代にかなり大幅な賃金増加を示したプエルトリコは1960年代にはその増加テンポをおとしている。1961年には週36.56ドルが支払われているが66年には48.30ドルとなっており、1970年には64.42ドルとなりほぼ2倍近い水準に達した。正確には1.92倍である。アメリカのこの期間における賃金上昇率は依然として工業国の中では一番低い方に属する。スイスは60年代にやや賃金上昇率が高まっている。60年代にはアメリカの上昇率を上回ることになるのでアメリカの賃金水準は60年代を通し工業国の中でもっとも低い水準を示すことになる。61年における92.34ドルという週平均賃金は66年には112.34ドルとなり70年には133.73ドルに達している。1960年に対する70年の賃金の増加倍率は1.49倍であり50年代における賃金上昇率よりも60年代において賃金上昇率の低下していることがわかる。スイスの場合、1961年は時間当り2.99スイス・フラ

ンであるが66年には4.33スイス・フランとなり、70年には5.68フランとなる。60年に対する70年の増加率は1.99倍で約2倍とみてよいであろう。カナダについては61年に74.45ドルの週給が支払われているが1970年には119.69ドルとなっている。60年に対する70年の賃金の増加倍率は1.66倍であるからほぼ50年代と60年代を通し同一テンポで賃金が増加したことがわかるであろう。フィンランドの場合には1961年には時間当たり2.29マルカが支払われているが、70年には5.06マルカとなりほぼ2倍の水準に達している。60年に対する70年の増加倍率はフィンランドの場合2.38倍であり60年代における賃金上昇は50年に比してわずかながら上昇していることがよみとれる。

西ドイツの場合、賃金の上昇テンポはフィンランドと同様に60年代に入ってわずかながら上昇テンポを早める。61年における平均賃金は週当たり131.47マルクであるが66年には193マルクとなり70年には261マルクとなっている。60年水準に対する70年の賃金の増加倍率は2.19倍である。ノルウェーの場合、フィンランド、西ドイツとほぼ似た増加を示しており61年において1時間当たり5.73クローネ支払われていたが、70年には12クローネが支払われており、その70年における賃金水準に対する増加倍率は2.23倍となり、同じく60年代に入って賃金の上昇テンポがわずかながら上昇したことがわかる。イギリスについてはやはりわずかながら60年代に入って賃金の上昇テンポが早まっている。1961年における週当たりの賃金水準は236シリング7ペンスであるが、66年には308シリング5ペンスとなり70年には429シリング6ペンスとなっている。60年に対する70年の増加倍率は1.9倍である。50年代に比較し60年代に入って賃金水準の増加テンポが下落した国はアメリカだけではない。フランス、ニュージーランドが同じように賃金の上昇テンポを落としている。フランスの場合、61年には2.25フランであり70年に

は4.66フランである。この時間当たり賃金水準の60年に対する70年の増加倍率は2.23倍であり、50年代に比較してかなり上昇テンポが落ちていることがわかるであろう。同じようにニュージーランドにおいてもそのような傾向がみいだされる。60年代のはじめニュージーランドは1時間当たり0.81ドルが支払われているが70年には1.28ドルとなっている。60年に対する70年の賃金の増加倍率は1.62倍であり60年代にはその増加テンポを落としていることがわかるであろう。

1950年代の半ば以降になると、多くの国々が賃金に関するデータを発表するようになっていく。いくつかの国をひろってみるとたとえばイスラエルであるが、イスラエルの場合60年における賃金水準は1日当たり10.2ポンドとなっている。65年にはそれが17.6ポンドとなり70年には26.2ポンドとなる。60年水準に対する70年の賃金水準の増加倍率は2.57倍である。これは比較的高い倍率を示すものであり同様の倍率を示す国はデンマークだけといってよいであろう。デンマークの場合、1960年には1時間当たり571オーレを支払っているが65年には923オーレに上昇しさらに70年には1568オーレとなる。この増加倍率は一見して明らかなかようなかなり高い。60年に対する70年の増加倍率は2.75倍である。これはイスラエルとともに日本につぐ大きさである。オーストリアの場合であるがオーストリアでは1カ月当りの賃金支払い額は1960年において2159シリングである。これが65年には3141シリングとなり70年には4662シリングとなっている。1960年に対する1970年の賃金の増加倍率は2.16倍である。

ところで、1950年からであった場合、1970年の賃金増加倍率はいったいどのような値を示していたのであろうか。まずもっとも高い増加倍率を示したのは日本である。日本における賃金の増加倍率は1950年に対し1970年には7.82倍となっている。これはかなり高い増加

倍率でありこれに匹敵する賃金の増加を示した国は他にはない。もっとも近い増加倍率を示した国はフランスであるがフランスの場合でも50年に対する70年の賃金の増加倍率は5.75倍であり日本よりはるかに低い増加倍率となっている。5倍に達する賃金増加を示した国としては他にフィンランドがある。フィンランドの場合にはそれが5.01倍となっている。他の国々はそれを下回っており4倍台の値を示した国はプエルトリコの4.36倍それと同じ倍率を示した国が西ドイツで、西ドイツは4.36倍である。同じく4倍以上の国はノルウェーである。ノルウェーの場合その増加倍率は4.49倍となっている。さらに3倍台の国はイギリスでありイギリスの場合には50年の賃金に対し70年の賃金は3.39倍となっている。2倍台の増加を示した国は残りの国々であるが、ニュージーランドが2.78倍となり、それに次いでカナダが2.73倍となっている。スイスは2.65倍である。もっとも低い倍率を示しているのはアメリカの2.28倍である。この20年間を通してアメリカの賃金水準は相対的に安定していたことがわかるであろう。これは一般の漠然としたイメージとはかなり違ったものであることがわかる。

なお開発途上国の、2,3の国を取り上げるがたとえばコロンビアの場合1959年の賃金水準は1時間当たり1.57ペソであるが69年にはそれが5.53ペソに上昇している。59年の賃金水準がほぼ2倍に近い値を示すのは1964年でありこの年には3.29ペソ支払われている。1959年に対する69年の賃金の増加倍率は3.52倍であり同じ時機における日本の賃金の増加倍率を上回っている。グアテマラの場合には60年に1時間当たり33.5セントボの賃金が支払われているが70年には43.3セントボとなりその上昇率はわずかに1.29倍である。フィリピンの場合には1960年に1カ月当たり131ペソ支払われている。65年には158ペソとなり70年には215ペソとなっている。この増加倍率は60年

に対し1.64倍である。コロンビアを別とすればグアテマラもフィリピンもともに増加倍率はとくに高いというわけではない。先進工業国の平均的な倍率に比べるならばむしろ低いというべきであろう。以上の概観をとおして明瞭な点は日本の賃金の上昇率は工業国をとってもまた開発途上国をとっても比較的高い方に属していることである。ここにはブラジルのデータがあげられていないがブラジルの場合には強度のインフレーションのために賃金水準の増加倍率はあまり意味をもたない。

このことは賃金の単純なる増加倍率だけでは事態の本当のところは読み取れないということを示しているといえよう。各国におけるインフレーションの進展速度によってデフレートしなければ賃金の増加倍率の本当の意味での実体は明確とはなしえないわけである。しかしながら実質賃金を計算するということは現在の与えられたデータのもとではかなり困難である。したがってある程度のところをこの賃金の増加倍率によって読みとらなければならぬであろう。第二にすべての国を通じて賃金の低下した国はほとんどないということである。これは賃金の下方硬直性という現象を示すと同時に労働者の生活内容がほぼ一定のレートで増加してきていることを示すものであろう。賃金の下方硬直性は市場のメカニズムをスムーズに進展させることを阻害するとしばしばいわれているが、しかしそれはまた同時に労働福祉の視点からみる時には別の評価を許すものである。もし賃金が絶えず市場状況に応じて大幅な変動を示すとすれば市場機構としてははなはだ望ましい方向への動きであるかもしれないが、労働福祉の視点からみるならば決して望ましいこととはいえない。

ここで便宜のために、各国の賃金の推移を指数化して表示し、その推移を見やすくしておこう。すでに述べたごとく、各国の賃金は時間給から月給にいたるまでの多様な形で支

第4.1表 週労働時間の国際比較

(単位：時間)

国名	年										
	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
カナダ	42.3	41.8	41.5	41.3	40.6	41.0	41.1	40.4	40.2	40.7	40.4
アメリカ	—	—	45.4	46.2	45.4	45.4	59.0	52.0	52.0	53.0	51.0
グアテマラ	—	—	45.4	46.2	45.4	45.4	45.5	46.3	46.2	46.2	45.6
パナマ	34.8	34.8	34.5	36.2	35.5	35.8	35.6	35.9	35.6	36.7	36.4
エルサルバドル	40.5	40.7	40.7	40.5	39.7	40.7	40.5	39.8	39.2	40.3	39.7
メキシコ	—	—	43.6	44.6	44.7	43.3	—	45.3	44.8	44.7	41.9
日本	44.6	44.8	44.9	45.1	45.2	45.7	47.2	46.9	46.5	47.3	47.8
フィリピン	—	48.0	48.0	44.0	46.0	—	43.6	43.0	40.3	43.2	44.2
オーストラリア	44.6	44.4	43.8	44.2	45.1	45.5	45.4	44.9	45.1	43.7	43.5
インドネシア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スウェーデン	44.3	44.6	44.0	44.1	44.2	44.0	44.2	43.2	42.6	44.2	43.5
フランス	44.4	44.8	44.2	44.1	44.6	44.7	45.4	46.1	45.3	43.3	44.4
西ドイツ	48.2	47.4	47.5	47.9	48.6	48.8	48.0	46.4	45.5	45.0	45.7
ノルウェー	44.4	44.3	44.0	44.8	44.0	44.3	—	46.4	45.5	45.6	45.6
スイス	47.5	47.8	47.7	47.7	47.7	47.7	47.7	41.7	42.4	41.1	40.5
ニュージーランド	45.7	45.6	45.7	45.9	46.3	46.4	46.0	47.4	46.8	46.6	46.1
								44.5	44.1	44.8	43.9
								39.9	39.8	40.1	40.4

資料出所：International Labor Office, *Year Book of Labor Statistics* の該当年次による。

注) 各国の発表はその単位期間がまちまちであるが、ここではすべて週間労働時間に統一するための操作をおこなった。そのため同一年次についての国際比較については誤差の存在に留意しなければならない。

第4.2表 週労働時間の推移

(単位：時間)

国名	年									
	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
カナダ	40.6	40.7	40.8	41.0	41.1	40.8	40.3	40.3	40.0	39.7
アメリカ	50	51	50	50	50	50	50	50	50	50
グアテマラ	45.6	45.0	45.6	45.7	46.1	46.0	46.2	46.0	46.2	45.9
パナマ	44.9	46.8	46.7	44.6	43.0	42.7	41.8	42.8	43.4	—
エルサルバドル	37.0	37.1	36.4	37.3	36.9	37.3	37.3	37.2	37.0	36.6
メキシコ	39.8	40.4	40.5	40.7	41.2	41.4	40.6	40.7	40.6	39.8
日本	42.3	41.7	41.8	42.6	41.9	41.7	39.9	41.7	42.5	42.1
フィリピン	47.0	45.8	45.5	45.2	44.3	44.6	44.8	44.6	43.9	43.3
オーストラリア	44.6	44.9	43.6	43.4	45.6	46.7	46.7	42.1	42.0	—
インドネシア	50.6	47.8	47.4	45.7	45.7	46.2	51.3	—	47.8	—
スウェーデン	39.5	38.7	38.6	38.8	38.7	38.7	38.4	38.6	38.6	38.4
インドネシア	—	40.2	39.8	40.1	39.7	39.0	38.8	37.8	37.4	36.4
フランス	43.5	44.6	44.8	44.2	44.4	44.4	44.1	44.1	44.1	44.1
西ドイツ	44.6	42.9	44.1	44.0	44.0	42.1	39.8	39.1	38.8	38.3
ノルウェー	46.0	46.2	46.3	46.1	45.6	45.9	45.4	45.3	45.4	44.8
スイス	45.3	44.7	44.3	43.6	44.1	43.7	42.0	43.0	43.8	43.8
ニュージーランド	36.4	36.4	36.4	36.6	36.2	36.0	35.5	34.5	33.6	33.1
	45.8	45.6	45.5	45.4	44.9	44.8	44.7	44.6	44.7	44.7
	43.2	42.8	43.2	43.1	42.4	41.5	41.7	42.0	41.8	41.3
	40.2	40.2	40.5	40.7	40.7	40.6	40.2	40.2	40.5	40.4

資料出所：第4.1表に同じ。

注) 第4.1表に同じ。

第4.3表 賃金指数の国際比較

国名	年										
	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
カナダ	55	66	67	71	72	75	78	82	84	88	91
アメリカ				23	25	34	38	42	42	54	63
イギリス			72	73	81	85	85	86	90	93	93
フランス	36	38	41	44	45	50	56	66	72	78	82
ドイツ	59	64	67	71	71	76	79	82	83	89	90
日本	27	35	30	40	44	58	66	73	68	71	73
オーストラリア			41	46	49	50	55	58	58	62	68
インド			72	77	80	82	80	84	89	87	89
スウェーデン			55	54	57	61	64	67	71	75	82
デンマーク					52	55	59	63	65	70	75
フィンランド	39	53	55	56	57	60	67	70	73	78	83
スウェーデン	31	39	46	47	51	54	57	62	69	74	79
オーストラリア	39	44	47	50	51	55	59	63	66	70	78
ニュージーランド	41	47	53	55	57	60	65	69	72	79	82
オーストラリア	62	64	66	67	68	70	73	73	77	79	82
ニュージーランド	49	54	59	62	66	72	77	76	78	82	88
ニュージーランド	55	63	65	70	79	82	83	87	89	89	94

資料出所：International Labor Office, *Year Book of Labor Statistics* の該当年次による。

注) 1963=100 とした指数である。各国の賃金については、時間給から月給にいたる支払い方式の相違があり、また為替レートによる換算問題があるため、共通単位に換算して指数化すべきところを、原数値のままに指数化した。

第4.4表 賃金指数の国際比較

国名	年									
	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
カナダ	94	97	100	104	109	115	122	131	141	151
アメリカ	63	72	100	114	126	144	158	175	191	
イギリス	94	97	100	99	103	107	111	114	120	120
フランス	83	90	100	105	108	112	117	122	123	
ドイツ	89	96	100	108	111	118	127	141	149	157
日本	93	97	100	103	108	112	115	123	130	134
オーストラリア	79	88	100	110	126	146	153	161	167	187
インド	74	82	100	99	108	122	137	158	185	214
スウェーデン	91	96	100	103	107	116	122	123	128	145
デンマーク	93	88	100	107	107	94	98	-	113	
フィンランド	89	95	100	110	119	134	144	153	162	177
スウェーデン	85	92	100	109	122	137	149	169	186	207
デンマーク			100	114	133	154	177	191	213	243
フィンランド	89	94	100	114	124	134	145	162	177	196
スウェーデン	85	92	100	107	113	120	127	143	159	176
オーストラリア	86	94	100	106	119	126	126	134	151	170
ニュージーランド	87	95	100	107	117	126	137	148	163	182
オーストラリア	86	93	100	108	116	125	135	144	151	164
ニュージーランド	92	95	100	107	116	120	126	135	146	167
ニュージーランド	96	98	100	105	111	117	123	129	136	152

資料出所：第4.3表に同じ。

注) 1963=100 とした指数である。第4.3表に同じ。

払われており、また為替レートによる共通通貨への換算による比較も事態を正当には伝えられないと思われるので、各国の原数値をそのまま用いて指数化した第4.3表と第4.4表はその結果である。この指数そのものの動きについての説明はとくに必要とは思われないので、省くことにしたい。

- 1) 労働福祉水準の決定モデルにおけるその位置づけについては、最後の節において、より一層くわしく言及するであろう。

〔5〕 成長過程における 労働生産性

5.1 製造工業生産の推移

さきに詳しくふれたように、経済の成長過程においては生産可能領域が拡大し、そのときの市場条件及び技術進歩の状況に応じて、その国の生産の拡大の方向が現実に規定されてくる。その過程において同時に雇用の増大も生じてくる。技術進歩がない限りは、いずれはその国の労働生産性はある一定水準に落ち着いていくということが先に示されたが、現実には労働生産性は拡大して行く。それは、絶えず新たな技術が生産過程に導入されるからであり、そうした進歩がある限り、それへの生産・産業構造の調整が進展し、絶えずその国民経済全体の生産と雇用が増大を続けていくことになる。しかも労働生産性は、それに応じて、これまた増加を続けるであろう。

こうしたひとつの理論的なスキームの中で、労働福祉の増大が生じてくるのであるが、現実における労働生産性の動きは、さらに細かい各種の与件の変動、あるいはその与件自身が大きな経済の枠組の中では内省化されたものとなるであろうが、その与件の変化に応じて種々変動を遂げていく。経済のダイナミックな成長過程は、その成長率の変化を引き起こし、ひとつのサイクルを描く、というの

が一般的な議論であるが、そうした側面をも含めてそれぞれの国の労働生産性は年ごとに変化を遂げていくであろう。そうして、この労働生産性の変化は、また、その社会における分配率に影響を与えてくる。分配率にたいする影響は、もちろん労働生産性とのあいだに最終的な直線的な関係を持つものではないが、しかし、分配率と労働生産性はある種の関連を持つであろう。そしてその分配率の変化は、広い意味での労働福祉の問題と規定において、深くつながっているのである。

労働生産性をどのようにして計っていくかは、かなり問題のあるところである。生産性を計る場合に、物的生産性を計るのがもっとも望ましいことである。しかしながら、この物的生産性を計るという作業は容易なことではない。一国の総生産量がある共通単位に換算し、且つ国際的な比較を行なうということは、物的生産性を基準としては殆ど実行し難いことである。特定の業種をとり、しかも、かなりその中の細分化されたセクションについて行なうことは、資材が調うならばある程度実現可能である。たとえば自動車産業であるとか、あるいは殆ど品質に变りのないある鉱産物であるとかいう場合には、かなり明瞭な物的生産性を計算することが可能である。しかしながら、一国の総生産に関してそのような手続きを踏むことは事実上不可能に近い¹⁾。したがってその方法としては付加価値生産性をとるか、ある特定年次を基準にした実質生産性をとるかの何れかになるであろう。

そこでここでは国際的な比較を行なう都合上、やむを得ず特定年次を基準にした指数によってそれを示すことにする。これまで賃金や労働時間等について選んだ国を、そのまま生産についても選んでみることにする。その生産を、同じくその国の雇用指数によってデフレートしたものを、われわれは労働生産性として定義しておくことにしよう。次の、第5・1表は、製造工業部門における生産の動

経済成長と労働福祉（渡部）

第5.1表 製造工業生産の国際比較（1950年代）

国名	年										
	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
カナダ		62	64	66	66	72	79	77	76	81	83
アメリカ				54					73		84
グアタマラ		59	63	61	61	64	70	78	85	86	87
パナマ				27					42		50
ブラジル		66	69	74	69	77	79	80	75	85	87
インドネシア				44	43	48	43	48	52	59	66
日本	20	21	27	27	29	31	38	46	46	57	70
フィリピン			38	44	49	55	64	69	74	81	83
オーストラリア		49	49	48	57	67	70	73	76	79	89
ドイツ		60	58	58	65	66	66	71	71	79	87
スペイン									65		70
フランス		52	50	52	60	67	68	70	66	73	83
スイス		52	51	53	57	61	68	74	77	79	85
ニュージーランド		40	42	46	52	61	66	70	72	77	87
		58	57	61	66	71	75	77	76	81	86
									70		84
		72	68	73	79	84	84	85	83	87	95
		52	52	55	60	64	64	69	73	76	82

資料出所：United Nations, *Statistical Yearbook* 該当年次による。

注) 1963年を100とした指数である。基準年次のことなるものについては、接続させるため1963年ベースに換算しなおしてある。

第5.2表 製造工業生産の国際比較 1950年代（対前年比）

国名	年										
	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
カナダ			1.03	1.03	1.00	1.09	1.10	0.97	0.99	1.07	1.02
アメリカ											
グアタマラ			1.07	0.97	1.00	1.05	1.09	1.11	1.09	1.01	1.01
パナマ											
ブラジル			1.05	1.07	0.93	1.12	1.03	1.01	0.94	1.13	1.02
インドネシア					0.98	1.12	0.90	1.12	1.08	1.13	1.12
日本			1.05	1.29	1.07	1.07	1.23	1.21	1.00	1.24	1.23
フィリピン				1.16	1.11	1.12	1.16	1.08	1.07	1.09	1.02
オーストラリア			1.00	0.98	1.19	1.18	1.04	1.04	1.04	1.04	1.13
ドイツ			0.97	1.00	1.12	1.02	1.00	1.08	1.00	1.11	1.10
スペイン											
フランス			0.96	1.04	1.15	1.12	1.01	1.03	0.94	1.11	1.14
スイス			0.98	1.04	1.08	1.07	1.11	1.09	1.04	1.03	1.08
ニュージーランド			1.05	1.10	1.13	1.17	1.08	1.06	1.03	1.07	1.13
			0.98	1.07	1.08	1.08	1.06	1.03	0.99	1.07	1.06
			0.94	1.07	1.08	1.06	1.00	1.01	0.98	1.05	1.09
			1.00	1.06	1.09	1.07	1.00	1.08	1.06	1.04	1.08

資料出所：第5.1表に同じ。

注) 小数第3位以下を4捨5入。

きをこれまでと同じように選ばれた国々について示したものである。この、1950年代における生産の動きは、何れも1963年を100とした指数で示されている。したがって1951年における数値のもっとも低い国が、成長率のもっとも高かった国ということになるであろう。カナダから見てみると、カナダの場合、1951年は62の値を示しているが、1960年には83となっている。この10年間における倍率は、1.34倍である。10年間に、1.34倍という倍率は、必ずしも大きいとは言えない。次のグアテマラであるが、1951年、59の値を示しているが、1960年には87、その倍率は1.48倍となっている。34パーセントにたいし、48パーセントという値であるから、グアテマラの方が製造工業生産における増加比率が高かったことになる。言うまでもなく、もっとも成長率の高かったのは日本である。1951年、20の数値は1960年に70となっている。約3.5倍である。パーセントで言えば、250パーセントということになるが、このような高い倍率を示した国は、ほかにはない。かなり高い増加率を示した西ドイツと言えども、1951年の41という水準から、1960年に87という水準になっているだけである。約2.18倍すなわち118パーセントの増加率である。アメリカの場合には1951年の66から1960年の87に増大しているが、これは倍率にして1.32倍、ほぼカナダと等しい値を示している。それと、ほぼ等しい生産増加を示したのがイギリスである。1951年、72の値を示した数値は、1960年には95となっておりその倍率は1.32倍、アメリカと等しい増加率となっている。ほぼ似たような水準にある国を挙げると、少し高いがデンマークがそうである。1951年における60の数値は、1960年には87となっており、倍率は1.45倍である。ノルウェーでは、1951年における58の数値が、1960年には86となっている。倍率は1.48倍。フィンランドは、1951年に52の値を示しているが、それは1960年には83とな

っている。倍率は、やや上昇して1.6倍である。ニュージーランドも、ほぼ似た水準であって1951年の52の値は、1960年には82となっていて、その倍率は1.58倍である。フランスの場合には少し高く、1.63倍になるが、1951年の値は52であり、1960年には85である。

やや国によってその倍率は少しずつ異なっているが、1.3から1.7倍ぐらいまでの間にほぼ散在しており、著しい増加を示したのは日本と西ドイツだけであると言ってよいであろう。もちろんここには開発途上国のすべてが記載されているわけではないので、それらの国の中にはそうした上昇率を示した国があるかもしれないが、それはあまり期待できないことである。

次の第5.3表は、1960年代におけるこれらの国の製造工業生産の増加の推移を示したものである。1960年代には、一様に生産の増加率は高まっている。さきに水準の低かったカナダであるが、60年代には1961年の86から1970年の146へ増大し、その倍率は1.7倍となっている。またグアテマラについて見てみると、1961年の91は1970年の130となっている。倍率は1.43倍である。これも前に比べ、上昇している。前に数値の得られなかったパナマについて見ると、1961年の56から1970年の176へと増大しており、その倍率は、3.14倍であって、これは驚くべき数値である。これは50年代における日本の増加テンポにはほぼ似ているが、しかし60年代における日本の増加テンポは、1961年の83から1970年の264まで、やはりその倍率は3.18倍とかなり高い水準である。日本の場合には、この高い倍率を50年代、60年代と20年間継続させたことになる。アメリカであるが、アメリカの場合には1961年、88の数値が、1970年には139となっている。この倍率は1.58倍であり、50年代よりは60年代においてその増加テンポが高まっていることがわかる。西ドイツについて見てみる

経済成長と労働福祉（渡部）

第5.3表 製造工業生産の国際比較（1960年代）

国名	年										
	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	
カ	86	93	100	110	119	128	131	140	147	146	
コ	89	95	100	106	111	118	122	130	140	—	
グ	91	88	100	104	113	117	117	114	126	130	
パ	56	78	100	101	114	126	137	156	162	176	
ア	88	95	100	107	118	130	132	139	146	139	
イ	77	88	100	113	124	126	122	158	184	—	
日	83	91	100	116	121	137	164	193	227	264	
フ	89	94	100	108	111	121	125	137	142	—	
タ	94	96	100	108	112	117	118	127	142	154	
オ	91	99	100	112	120	122	127	137	153	157	
デ	80	90	100	112	128	149	157	170	194	210	
ス	91	91	100	107	115	120	125	132	148	161	
フ	90	95	100	107	108	116	119	125	158	170	
西	92	96	100	109	115	117	115	129	147	156	
ノ	91	95	100	108	115	121	125	129	136	143	
ス	90	95	100	106	108	113	114	123	137	147	
イ	96	96	100	109	112	114	114	121	126	127	
ニュージーランド	87	91	100	111	125	133	141	140	144	157	

資料出所：United Nations, *Statistical Yearbook*. 該当年次による。

注) 第5.1表に同じ。

第5.4表 製造工業生産の国際比較 1960年代（対前年比）

国名	年										
	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	
カ		1.08	1.08	1.10	1.08	1.08	1.02	1.07	1.05	0.99	
コ		1.07	1.05	1.06	1.05	1.06	1.03	1.07	1.08		
グ		0.97	1.14	1.04	1.09	1.04	1.00	0.97	1.11	1.03	
パ		1.39	1.28	1.01	1.13	1.11	1.09	1.14	1.04	1.09	
ア		1.08	1.05	1.07	1.10	1.10	1.01	1.05	1.05	0.95	
イ		1.14	1.14	1.13	1.10	1.02	0.97	1.30	1.16		
日		1.10	1.10	1.16	1.04	1.13	1.20	1.18	1.18	1.16	
フ		1.06	1.06	1.08	1.03	1.09	1.03	1.10	1.04		
タ		1.02	1.04	1.08	1.04	1.04	1.01	1.08	1.12	1.08	
オ		1.09	1.01	1.12	1.07	1.02	1.04	1.08	1.12	1.03	
デ		1.13	1.11	1.12	1.14	1.16	1.05	1.08	1.14	1.08	
ス		1.00	1.10	1.07	1.07	1.04	1.04	1.06	1.12	1.09	
フ		1.06	1.05	1.07	1.01	1.07	1.03	1.05	1.26	1.08	
西		1.04	1.04	1.09	1.06	1.02	0.98	1.12	1.14	1.06	
ノ		1.04	1.05	1.08	1.06	1.05	1.03	1.03	1.05	1.05	
ス		1.06	1.05	1.06	1.02	1.05	1.01	1.08	1.11	1.07	
イ		1.00	1.04	1.09	1.03	1.02	1.00	1.06	1.04	1.01	
ニュージーランド		1.05	1.10	1.11	1.13	1.06	1.06	0.99	1.03	1.09	

資料出所：第5.4表に同じ。

注) 小数第3位以下は4捨5入。

と、西ドイツは1961年に92の値を示しているが、1970年には156となっている。この増加倍率は1.7倍であり西ドイツの増加テンポは60年代にはいって、他の先進工業国とほぼ等しい水準にまで低下してきたことがわかるであろう。このことは西ドイツが工業生産において、ほぼ安定した状況に達したことを示している。フランスは、61年、90であったものが、1970年には170となっている。この数値は西ドイツを上回るものであり、60年代においてフランスの製造工業は、1.89倍に増大したことがわかる。北欧諸国について見ると、1961年、91を示したデンマークは、1971年には157となっている。この増加倍率は、1.73倍である。同じくフィンランドであるが、フィンランドは1961年、91の値を示していたが、これは1970年には161となっており、その増加倍率は1.77倍である。ほぼデンマークと似たような増加テンポである。ノルウェーは、1961年、91の値を示しているが、1971年には143となっている。この増加倍率は1.57倍であり、デンマークやフィンランドにやや劣るが、ほぼ似た水準と言ってよいであろう。イギリスは、同じこの期間に1.32倍の増加を示しており、これは50年代におけるテンポとあまり変りがない。スイスは、その同じ期間に1.63倍の増加を示している。ニュージーランドは、同じく1.81倍であるから、フランスと同じ程度の高い水準にあることがわかる。

このように見てくると、それぞれの国の増加倍率は一様に、平均的に見て高まっているとすることができる。ただ、日本だけが、それらの中でパナマと共に、特別高い増加倍率を示していることが目を引くのであるが、特に日本の増加テンポの拡大は、日本におけるストックの相対的貧弱さと全く無関係ではない。つまり西ドイツは、すでに50年代においてほぼそうしたストックのはげしい蓄積過程を終了したとすることができるのである。もちろん、このストックの蓄積が十分であるか

否かを、何を基準にして判断するかは難しいところであるが、理論的に見て生産がかなり高いテンポで増大しつつあるということは、その国のストックがまだ速度をゆるめず蓄積されていることの結果であり、また同時に、その社会における生活水準が十分な高さに達していないことの証拠とすることができるであろう。

ここであまりこの資本ストック問題に深入りするわけにはいかない。もちろんこうしたストックの蓄積は、基本的にはその社会の労働福祉の問題と密接な関連を持つものである。ストックの僅少性がその国の労働福祉状況の相対的貧弱さと関係を持つものであることは、言うまでもないことだからである。フローで計った工業生産がいかに高くても、ストックが十分でない国の労働福祉は一般に低水準にとどまるのが普通である。しかし、このストックの国際的な比較を行なうことは、かなり絶望的であるので、われわれは依然としてフロータームによって問題を分析ないし考察せざるを得ないであろう。

5.2 雇用水準の推移

さて、これらの生産の増加テンポが同時に雇用の増加を伴うことは当然であるが、先に述べたように、その国の経済成長過程での生産能率の上昇がほぼ必然的に伴っているものと想定するならば、そして、それが労働福祉の増大を伴っているものとするならば、生産の推移と雇用の推移のあいだには、ある種のギャップが存在しなければならない。そこで雇用の動きを考察してみることにしよう。次の第5.5表は上記の国々について1950年代に雇用がどのように推移したかを示したものである。まず、カナダについて見るが、1951年におけるカナダの雇用は93.2となっている。この数値も、以下の数値も、すべて1963年を100とした指数であることは言うまでもない。この93.2は、1960年には94.8となっており、

経済成長と労働福祉（渡部）

第5.5表 雇用の国際比較（1950年代）

国名	年									
	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
カダ	93.2	94.3	97.8	93.0	94.3	100.2	100.2	94.3	96.1	94.8
コ	—	—	—	—	—	—	—	89.1	92.5	95.6
グ	—	98.3	95.1	92.1	91.3	95.2	101.9	102.3	104.7	104.8
パ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プ	64.5	64.1	64.6	68.1	70.0	74.7	73.1	71.9	79.9	83.5
ア	97.9	99.4	104.8	97.3	100.7	102.8	102.1	93.8	98.1	98.8
イ	—	—	—	—	—	—	—	64	69	74
日	54.2	55.2	54.9	56.5	57.6	65.1	71.8	76.3	77.6	84.2
フ	70.3	70.5	77.5	82.1	82.4	82.8	87.5	87.8	92.0	95.0
タ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オ	84.6	80.8	78.1	82.4	88.9	93.3	95.0	95.1	94.7	97.7
デ	81.3	77.4	78.4	81.3	80.2	79.1	81.3	81.7	88.0	95.2
ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フ	—	—	—	—	—	—	—	85.1	87.7	95.5
フ	93.2	93.0	90.9	91.4	92.0	93.8	96.2	97.2	95.0	95.9
西	68.7	70.5	72.9	76.8	82.6	88.1	91.8	99.3	90.4	94.8
ノ	92.7	91.5	91.8	93.8	95.9	96.4	96.7	93.7	93.6	96.4
ス	70.5	72.0	72.1	73.6	76.7	80.1	84.0	82.2	81.2	86.6
イ	91.3	90.2	92.1	94.6	97.1	97.6	97.5	96.4	96.3	100.4
ニュー	73.0	73.3	74.3	77.6	80.1	80.5	81.8	85.2	86.9	90.1

資料出所：United Nations, *Statistical Yearbook*. 該当年次による。

注）1963年を100とした指数である。基準年次のことなるものについては、1963年基準に接続した。

第5.6表 雇用の国際比較 1950年代（対前年比）

国名	年									
	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
カ		1.01	1.04	0.95	1.01	1.06	1.00	0.94	1.02	0.99
コ									1.04	1.03
グ			0.97	0.97	0.99	1.04	1.07	1.00	1.02	1.00
パ		0.99	1.00	1.05	1.03	1.07	0.98	0.98	1.11	1.05
プ		1.02	1.05	0.93	1.03	1.02	0.99	0.92	1.05	1.00
ア									1.08	1.07
日		1.02	0.96	1.03	1.02	1.13	1.10	1.06	1.02	1.09
フ		1.00	1.10	1.06	1.00	1.00	1.06	1.00	1.05	1.03
タ										
オ		0.96	0.97	1.06	1.08	1.05	1.02	1.00	1.00	1.03
デ		0.95	1.01	1.04	0.99	0.99	1.03	1.00	1.08	1.08
ス										
フ		0.99	0.98	1.01	1.01	1.02	1.03		1.03	1.09
フ		1.03	1.03	1.05	1.08	1.07	1.04	1.08	0.91	1.03
西		0.99	1.00	1.02	1.02	1.01	1.00	0.97	1.00	1.03
ノ		1.02	1.00	1.02	1.04	1.04	1.05	0.98	0.99	1.07
ス		0.99	1.02	1.03	1.03	1.01	1.00	0.99	1.00	1.04
イ		1.00	1.01	1.04	1.03	1.00	1.02	1.04	1.02	1.04
ニュー										

資料出所：第5.5表に同じ。

注）小数第3位以下4捨5入。

その倍率は1.02である。僅かに2パーセントの雇用の増加ということになるであろう。グアテマラについては、生産指数はあるが雇用指数は51年が得られないために52年から行なうしかない。それでも52年の98.3は、60年に104.8となっているので、その増加倍率は1.07であり、その雇用の増加は7パーセントとなっている。したがって、カナダに比べるとそのパーセンテージは3.5倍ということになるであろう。つまりグアテマラにおける雇用の増加テンポは、生産の場合に比べかなり高いということになるわけである。もちろんこれは相対的に見ただけであるが、このカナダとグアテマラにおける相違は、ほぼ開発途上国と先進工業国とに見られるひとつの特徴的な相違と言ってよいだろう。

アメリカの場合であるが、アメリカの場合には雇用はほぼ横ばいに等しい。1951年における97.9という数値は、1960年には98.8、その増加倍率は1.01であり、事実上横ばいに等しいことになる。つまりアメリカの場合には、50年代における生産の拡大は、ほとんど雇用の増加なしに実現されたということになるわけである。

日本の場合であるが、日本では1951年に54.2の値を示しているが、それが1960年には84.2となっている。増加倍率は、1.55倍であり、これは他のいかなる国よりも高い増加倍率である。しかし、この雇用の高い増加倍率は、生産のさらに高い増加倍率を考えると、けっして高いものではない。この点については、さらに後程労働生産性の増加の場合に、より一層明瞭になるであろう。

日本と同じように高い生産増加を示した50年代における西ドイツは、1951年には、68.7であったが1960年には94.8となっており、その増加倍率は1.38倍である。日本には及ばないが、かなり高い増加率であると言ってよいであろう。

これとほぼ似たような増加倍率を示した国

が四カ国ある。ひとつはプエルトリコとフィリピンであり、もうひとつは、やや数値は劣るがスイスとニュージーランドである。プエルトリコの場合には1951年に64.5の値を示していたが、それが1960年には、83.5となりその増加倍率は1.30倍である。またフィリピンの場合には、1951年に70.3であったが、それが60年には95.0となり、その増加倍率は1.35倍である。スイスの場合には、1951年、70.5の値が示されているが、60年には86.6となりその増加倍率は1.23倍となり、またニュージーランドは、1951年に73.0であったが、1960年には90.1であってその増加倍率は1.23となっており、スイスとほぼ同じ水準になっている。

これらを除くと、他の国々はそれ程大幅な増加は示していない。フランスの場合には、1951年に93.2であったものが、1960年には95.9となっており、その増加倍率は1.03であるから、3パーセントの雇用増加ということになる。また北欧の国々をとってみると、たとえばデンマークは1951年に81.3であったが、1960年には、95.2となり、その増加倍率は1.17倍である。ノルウェーの場合には1951年に92.7であったものが、1960年には、96.4となり、その増加倍率は1.04倍であるから僅かに4パーセントの雇用増加ということになる。イギリスの場合には、1951年に91.3であったものが、1960年には100.4となり、増加倍率は1.10、言い換えると10パーセントの増加がこの10年間に見られたということになる。

このように見てくると、製造工業生産の場合とはことなり、雇用の推移にはかなりの国際的な格差が存在していることがわかる。製造工業の場合には、割合と1950年代における増加倍率が似たような水準、つまり1.30から1.70のあいだに散在しており、西ドイツと日本だけが言わば例外的存在と見なされたわけであるが、雇用の場合には殆どその増加を示さないアメリカやカナダのような国がある一

方、日本や西ドイツのように大きく増加した国、あるいはそれとほぼ似たような増加を示したいくつかの国があり、そのあいだに他の国々の増加倍率が散在している。したがって、この雇用の増加倍率のばらつきは、50年代における各国の労働生産性の変化状況をかなり明瞭に特徴づけることになるわけである。

次の第5.7表は、1960年代における上記の国々の雇用の推移を示したものである。60年代は、先にも述べたように多くの国々における生産の増加倍率の拡大が見られた年代であるが、雇用の場合にもやはり比較的增加テンポが大きくなっているようである。カナダの場合には1961年に94.3であったものが、1970年には115.7となっており、その増加倍率は1.23である。23パーセントの増加であるから、60年代における増加テンポと50年代の増加テンポとのあいだには著しい格差があるといえることができるであろう。もちろんカナダの場合にも60年代にはその増加倍率がほぼ2倍近くになっている。つまり50年代における34パーセントの増加率が、60年代には70パーセントになっている。その点を考慮しなければならないが、それにしても雇用における増加倍率は著しく大きい。

年ごとの変化を見なければならないので、本来は始めの年と終りの年を比べるだけでは、たまたまその時における景気状況、失業状況等がそこに反映してしまうことになるが、この点については、労働生産性の変化を辿るときにその実状がわかるであろう。さて、グアテマラであるが、グアテマラの場合にはほぼその雇用の増加倍率は60年代と50年代を通じて等しくなっている。すなわち61年の、106.2という値は、1970年には114.3となっていて、その増加倍率は1.08である。その間における生産の増加倍率がほぼ等しかったことを想定するならば、この値は極めて安定した値を示しているものと言えよう。プエル

トリコは、1961年に88.2、パナマの場合には1961年に88.3とほぼ同じような指数となっているが、1970年には140.1というプエルトリコの値を見ると、その増加倍率は1.59倍であり、かなり高い。しかしパナマは、1969年にすでに165.8となっているから、この年代における増加倍率はかなり高くなっていると考えなければならない。今、かりに165.8という1969年の値を基準にしてみると、その増加倍率は1.88倍である。1970年には、さらに増えているであろうから、その増加倍率は1.9を越えていると見てよいであろう。これはパナマにおける、著しい生産面における増加と対応するものと見てよい。但し、50年代におけるパナマの値が無いために、その雇用面における変化を辿ることはできない。

アメリカであるが、アメリカの場合1961年には96.1の値を示しており、1970年には114.0となっている。増加倍率は1.19倍であって、50年代に横ばいであったものが、60年代には19パーセントの増加となっているから事情はカナダと似ていると言ってよいであろう。もちろんアメリカの場合にも70年代には生産の増加テンポは拡大している。カナダとアメリカが、景気及び失業状況においてほぼ類似した波を示していることが、この点からうかがえるであろう。

日本は、1961年にその雇用指数が90.4となっている。1970年には120.3であるからその増加倍率は1.33倍である。増加倍率について見るならば、むしろ70年代には低下していることになる。これは、他の国々と若干異なっていると言えよう。これは60年代における生産の増加倍率の低下と対応すると言ってもよいかもしれない。フィリピンの場合には、1961年に96.5という値を示しているが、1970年には109.2であり、その増加倍率は1.13である。60年代におけるフィリピンの生産の増加倍率は1.60であった。これは50年代における生産の増加倍率が2.18であったことを想起

第5.7表 雇用の国際比較 (1960年代)

国名	年									
	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
カ	94.3	97.8	100.0	104.7	110.5	116.4	116.0	115.1	118.1	115.7
コ	97.2	99.9	100.0	100.6	100.5	102.0	101.5	101.8	105.3	...
グ	106.2	102.7	100.0	104.1	104.5	104.2	104.9	108.6	108.8	114.3
パ	88.3	99.9	100.0	112.5	117.8	130.7	142.7	155.4	165.8	...
プ	88.2	96.8	100.0	106.0	114.3	122.2	128.4	138.5	142.5	140.1
ア	96.1	99.2	100.0	101.6	106.3	113.1	114.4	116.4	118.7	114.0
イ	83	92	100	105	106	104	99	113	125	...
日	90.4	96.0	100.0	102.7	104.8	106.9	111.1	114.6	117.4	120.3
フ	96.5	97.9	100.0	101.6	104.7	103.5	104.9	107.7	109.2	109.2
オ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タ	100.3	101.4	100.0	99.8	100.0	99.5	96.2	94.6	97.5	100.6
デ	97.9	100.4	100.0	101.8	103.7	102.0	102.6	102.2	106.7	109.7
ス	89.8	94.5	100.0	105.1	113.6	120.1	117.9	116.5	120.2	125.3
フ	99.8	101.7	100.0	100.5	101.4	102.5	102.1	101.8	106.6	...
フ	96.8	98.2	100.0	100.9	99.4	99.5	98.3	96.1	97.9	99.6
西	97.3	100.0	100.0	100.0	102.3	102.3	97.3	98.4	102.5	106.7
ノ	98.8	100.0	100.0	101.2	103.0	104.8	106.1	105.5	106.7	110.1
ス	93.2	98.3	100.0	100.7	99.2	97.2	96.1	95.3	95.1	94.6
イ	102.5	101.6	100.0	101.5	102.8	103.1	99.9	98.9	100.3	100.2
ニュージーランド	94.0	96.2	100.0	104.8	109.4	113.6	113.9	111.7	117.3	122.6

資料出所: United Nations, *Statistical Yearbook*.

注) 第5.5表に同じ。

第5.8表 雇用の国際比較 1960年代 (対前年比)

国名	年									
	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
カ		1.04	1.02	1.05	1.06	1.05	1.00	0.99	1.03	0.98
コ		1.03	1.00	1.01	1.00	1.01	1.00	1.00	1.03	
グ		0.97	0.97	1.04	1.00	1.00	1.01	1.04	1.00	1.05
パ		1.13	1.00	1.13	1.05	1.11	1.09	1.09	1.07	
プ		1.10	1.03	1.06	1.08	1.07	1.05	1.08	1.03	0.98
ア		1.03	1.01	1.02	1.05	1.06	1.01	1.02	1.02	0.96
イ		1.11	1.09	1.05	1.01	0.98	0.95	1.14	1.11	
日		1.06	1.04	1.03	1.02	1.02	1.04	1.03	1.02	1.02
フ		1.01	1.02	1.02	1.03	0.99	1.01	1.03	1.01	1.00
オ										
タ		1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	0.97	0.98	1.03	1.03
デ		1.03	1.00	1.02	1.02	0.98	1.01	1.00	1.04	1.03
ス		1.05	1.06	1.05	1.08	1.06	0.98	0.99	1.03	1.04
フ		1.02	0.98	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.05	
フ		1.01	1.02	1.01	0.99	1.00	0.99	0.98	1.02	1.02
西		1.03	1.00	1.00	1.02	1.00	0.95	1.01	1.04	1.04
ノ		1.01	1.00	1.01	1.02	1.02	1.01	1.00	1.01	1.03
ス		1.05	1.02	1.01	0.99	0.98	0.99	0.99	1.00	0.99
イ		0.99	0.98	1.06	1.01	1.00	0.97	0.99	1.01	1.00
ニュージーランド		1.02	1.04	1.05	1.04	1.04	1.00	0.98	1.05	1.05

資料出所: 第5.7表に同じ。

注) 小数第3位以下は4捨5入。

すると、かなりの低下と見なければならぬ。それに呼応するように、雇用面における増加倍率も50年代の1.35から1.13へと低下しているわけである。

北欧諸国について見ると、デンマークは、1961年に97.9であったものが、1970年には109.7となっておりその増加倍率は1.12である。フィンランドの場合には、70年代の数値が得られないが、1961年における99.8が1969年には106.6となっており、その増加倍率は1.07倍、つまり7パーセントの雇用増加である。ノルウェーの場合には、1961年に98.8であったものが、1970年には110.1となっている。その増加倍率は1.11倍であり、11パーセントの増加である。やはり雇用は一般に上昇している。これは生産面における上昇とほぼ対応していることがわかる。続いてイギリスであるが、イギリスは1961年に102.5の数値を示していたものが、1970年には100.2となっている。増加倍率は0.98、つまり2パーセントのむしろ雇用の低下である。この間におけるイギリスの生産は、1950年代、1960年代を通じて1.32という値であるから、60年代は、むしろ雇用の減少を伴いながら生産が32パーセント増大したということになるであろう。これも、70年におけるイギリスの景気状況、失業状況とも関連があるので、やはり生産性の評価に当っては、年ごとの変化を見なければならぬ国のひとつである。

西ドイツは、1961年に97.3であったが、70年には106.7となっている。その増加倍率は1.10であり、10パーセントの雇用の増大である。50年代には西ドイツは38パーセントの雇用の増加があるから、増加テンポはかなり鈍ったわけであるが、これはやはり生産面における増加テンポの低下と相呼応するものと言うことができる。フランスの場合には、1961年には96.8であり、1970年には99.6であるから、その増加倍率は1.03であって、僅かに3パーセントの雇用増大である。これも50年代

と全く同じ増加倍率であり、生産面では、むしろ60年代に生産が拡大していることになるからフランスの場合にも、このふたつの年代の最初と終りを取る限りは、生産性の拡大がかなり進行したと言うことになる。これもやはり対応する年次を、それぞれ個別に検討しなければならぬであろう。スイスは1961年に93.2という値を示しているが、70年には94.6となり、その増加倍率は1.02倍である。僅か2パーセントの増加であった。ニュージーランドの場合には、1961年に94.0であり、1970年には122.6となる。その増加倍率は1.30であるから、かなり大幅な雇用の増加があったわけである。しかしニュージーランドは50年代にも23パーセントという増加倍率を示していたのであり、生産面における増加倍率が、50年代から60年代へとかなり高まっていることとこれは対応しているであろう。

オーストラリアであるが、1961年に100.3という値を示していたが、1970年には、100.6となり、殆ど横ばいである。50年代においてオーストラリアが1.16倍であったから、50年代からと比較して60年代には雇用があまり伸びなかったということになるであろう。しかしながら、生産面ではオーストラリアの場合には1951年に49、1960年には89であるから、1.82という倍率が示されており、70年には1961年の94から1970年の154に増大していて、その増加倍率は1.64である。したがって、生産の増加率について見る限り、50年代から60年代にやや低下していても、それ自体かなり高い水準であって、オーストラリアにおける60年代の雇用の伸び率が殆どゼロに等しかったということは、この間におけるこの国の生産性の拡大を証拠づけるものと言ってよいであろう。

5.3 労働生産性の推移

雇用の動きについてはほぼ以上のおりである。それぞれ、労働生産性の推移について

断片的な変化の方向を予想させる資料であるが、われわれは、ここからさらに労働生産性の推移を見ていかなければならない。

ここでの数値は第5.1表および第5.3表における製造工業の生産指数を第5.5表および第5.7表における対応する年次における雇用指数をもって割ったものである。いずれの指数も1963年を100とした指数で示されているために、われわれはこのような直接的な指数の比をとることによって労働生産性の推移を1963年を基準としてみていくことができるわけである。その意味でこの労働生産性指数は国際的なクロスセクションによる比較を不可能にしているものであるが、われわれにとって現在の状況では、これらの国々について労働生産性のプロセクショナルな比較を行ないような資料をもつことが不可能に近いことはさきにふれたとおりである。したがってわれわれは同一基準年次を用いた指数の比をとることによって、それぞれの国における労働生産性の動きを共通時点にひきなおして比較することができる、ということで満足しなければならない。以下の第5.9表における数値も第5.11表における数値もすべてそれぞれ対応する国の対応する年次の生産指数と雇用指数の比をとったものである。くどいようであるが、1951年のそれぞれ各国の労働生産性の数値は国際比較を可能にするような数値ではないことを明記しておかなければならない。しかし、タイム・シリーズによって1950年代における生産性の上昇のテンポと1960年代における上昇のテンポを国際的に比較することは可能である。さて、第5.9表が示すごとく、カナダの1951年における労働生産性は67であり、それはほぼ波を描きながら1960年の88に達している。このカナダの労働生産性の1950年代における増加倍率は1.31となる。次いでグアテマラであるがグアテマラにおける労働生産性の推移はつぎのとおりである。1952年には64の値を示しているが、

この国の生産性はそのまま横ばいを続ける。1953年64、しかし1954年になると、それは66、さらに増加を続けて1955年、56年、57年、58年と一気に上昇していく。そして1960年には再び83となる。したがって結局この年代における労働生産性の増加は30パーセントということになるであろう。これはカナダとほぼ等しい水準である。生産はカナダに比べグアテマラが上昇テンポが高かったことを想起するならば、結局グアテマラはカナダと同じような労働生産性の上昇率を伴いながら、生産をカナダよりも大きく拡大したということになるのであろう。ついでアメリカとなるが、アメリカの場合、1951年に労働生産性の指数は67を示す。労働生産性の推移に関するかぎり、アメリカの場合には停滞した時期が一時的にあるだけであって、以後常に上昇していることに注意する必要がある。1960年には88となる。1951年と1960年の数値は、カナダとまったく同じであり、この間における労働生産性の上昇倍率は、1.31であるから、結局31パーセントの増加ということになるであろう。

これに対し日本の場合、労働生産性はかなり低い水準から出発する。1951年における日本の労働生産性指数は37である。その後50年代を通して、日本の労働生産性は一貫して上昇を続けていく。そして60年には大幅上昇を示し83になり、1951年と1960年を比較する時、その増加倍率は2.24倍という大幅なものとなる。50年代における日本の生産は、著しい増加を示し、雇用もかなり増加しているが、しかしそれ以上に労働生産性が著しく拡大したことがこの数値によって示されている。西ドイツの場合であるが、西ドイツは生産面においてかなり大幅な上昇を示したが、労働生産性の点からみるかぎり、日本ほど大幅な上昇は示していない。もちろん、北米に比べれば高い水準であり、他のヨーロッパ諸国に比べても高いことはいうまでもない。1951年に

第5.9表 労働生産性の推移（1950年代）

国名	年										
	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	
カ	67	68	67	71	76	79	77	81	84	88	
コ	—	—	—	—	—	—	—	82	—	88	
グ	—	64	64	66	70	74	77	83	82	83	
パ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
プ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ア	67	69	71	71	76	77	78	80	87	88	
イ	—	—	—	—	—	—	—	81	86	89	
日	37	38	49	51	54	58	64	60	73	83	
フ	—	54	57	60	67	77	79	84	88	87	
タ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
オ	58	61	61	69	75	75	77	80	83	91	
デ	74	75	74	80	82	83	87	87	90	91	
ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
フ	—	—	—	—	—	—	—	78	83	87	
西	56	55	58	62	66	72	77	79	83	89	
ノ	58	60	63	68	74	75	76	73	85	92	
ス	63	62	66	70	74	78	80	81	87	89	
イ	—	—	—	—	—	—	—	85	—	97	
ニ	79	75	79	84	87	86	87	86	90	95	
ユ	71	71	74	77	80	80	84	86	87	91	

資料出所：United Nations, *Statistical Yearbook* 該当年次による。

注) 1963年を100とした指数である。ここでの労働生産性は製造工業生産指数を同じ製造工業の雇用指数によって除したものである。したがって、付加価値生産とはことなっている。ここで計算された労働生産性との資料における労働生産性との関係については本文をみられたい。

第5.10表 労働生産性の推移 1950年代（対前年比）

国名	年										
	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	
カ		1.01	0.99	1.06	1.07	1.04	0.97	1.05	1.04	1.05	
コ			1.00	1.03	1.06	1.06	1.04	1.08	1.00	1.01	
グ											
パ		1.03	1.03	1.00	1.07	1.01	1.01	1.03	1.09	1.01	
プ									1.06	1.03	
ア		1.03	1.29	1.04	1.06	1.07	1.10	0.94	1.22	1.14	
イ			1.06	1.05	1.12	1.15	1.03	1.06	1.05	0.99	
日											
フ		1.05	1.00	1.13	1.09	1.00	1.03	1.04	1.04	1.10	
タ		1.01	0.99	1.08	1.03	1.01	1.05	1.00	1.03	1.01	
オ											
デ									1.06	1.05	
ス		0.98	1.05	1.07	1.06	1.09	1.07	1.03	1.05	1.07	
フ		1.03	1.05	1.08	1.09	1.01	1.01	0.96	1.16	1.08	
西		0.98	1.06	1.06	1.06	1.05	1.03	1.01	1.07	1.02	
ノ											
ス		0.95	1.05	1.06	1.04	0.99	1.01	0.99	1.05	1.06	
イ		1.00	1.04	1.04	1.04	1.00	1.05	1.02	1.01	1.05	
ニ											

資料出所：第5.9表に同じ。

注) 小数第3位以下は4捨5入。

ける労働生産性指数は58であるが、その後着実な生産性の上昇がそこに見出される。1958年には世界的不況の中で日本とともに生産性の低下がみられるが、これは、生産の活動状況が必ずしもかまびくなくともかわらず、雇用がそれに対応した変化を示さなかったということの結果である。実物的な、ないし技術的な意味での労働生産性を測る場合には、こうした景気の動向による影響がみられないわけであるが、技術的な労働生産性ではない実質労働生産性を指標にとるかぎりには、このような景気の影響を捨象してしまうことはできないであろう。技術的な物的な労働生産性の測定が、こうした国際比較の場合にはほぼ絶望的な状況にあることはさきにふれたとおりである。結果として、この50年代における労働生産性の増加倍率は、1.59となるが、この値はかなり高いとみななければならない。

意外なことであるが、フランスは西ドイツとこの労働生産性の推移に関してみるならば、あまり大差がない。すなわち、1951年における数値は56であるが、以後ほぼ一本調子にその生産性水準を高めている。1960年にはそれは89まで高められる。この50年代におけるフランスの増加倍率は1.59となり、西ドイツとまったく同じである。たしかに生産水準だけをみていると、西ドイツはかなりの倍率で増加をしたわけであるが、雇用水準もまた増大した結果、労働生産性に関するかぎりはフランスとまったく同じテンポの増加を示したということになる。

これに対しイギリスは、1951年に79であって、その後この国の生産性の推移は上昇と下降を繰り返しながら変化していく。結果としてはフランスや西ドイツには及ばない。かなり低い水準の生産性上昇がそこに見出される。すなわち1960年には95に達したことによって、1951年と1960年のあいだの増加倍率は、1.20となる。10年間に20パーセントの生

産性の上昇が見られたが、フランスと西ドイツの59パーセントに比すれば、かなり低いと言わなければならない。

これと類似した水準にあるのがデンマークやニュージーランド等である。デンマークは1951年に74、1960年に91となり結局この10年間にける増加倍率は1.23である。すなわち23パーセントの増加ということである。ニュージーランドの場合には、1951年に71。1960年には91。この10年間にける増加倍率は1.28である。イギリスよりも僅かに多いということであろう。生産性の推移に関するデータとしては、先進工業国の資料がもっともよく調うことになるのであるが、1.30を境にしてふたつのグループに分かれるようである。カナダ、アメリカ、デンマーク、イギリス、ニュージーランドといった国々と、日本、オーストラリア、フランス、西ドイツ、ノルウェーといった国々のふたつのグループである。

それでは1960年代はどうであろうか。次の第5.11表が、それを示している。60年代にはいると生産性の推移に関する数値の得られる国がかなり増加してくる。60年代にはいると、全般的に生産性の増加テンポは高まってくるのがわかる。それは生産の面についても見られたのであるが、生産性についても、ほぼ同じような傾向が見出される。まずカナダをとりあげてみると、1961年におけるカナダの生産性の指数は91.2であるが、その後その数値は低下することなく上昇し、1970年にはいるとその数値は126.2となる。この60年代における増加倍率は1.38であり、50年代に比して60年代における生産性の増加倍率は高まる。

先に先進工業国のみをとりあげてみるが、アメリカの場合、やはり1961年における生産性の指数はカナダとほぼ同じであって91.6である。以後の増加テンポはやはりカナダとほぼ類似し、増加の波を画きながら、1971年には121.9となる。その10年間にける1961年

第5.11表 労働生産性の推移（1960年代）

国名	年									
	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
カ	91.2	95.1	100.0	105.1	107.7	110.0	112.9	121.6	124.6	126.2
コ	91.6	95.1	100.0	105.4	110.4	115.7	120.2	127.7	133.0	—
グ	85.7	85.7	100.0	99.9	108.1	112.3	111.5	105.0	116.7	113.7
パ	63.4	78.1	100.0	89.8	91.7	96.4	96.0	100.4	97.7	—
プ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ア	91.6	95.8	100.0	105.3	111.0	114.9	115.4	119.4	123.0	121.9
イ	92.8	95.7	100.0	107.6	114.2	121.2	123.2	139.8	147.2	—
日	91.8	94.8	100.0	113.0	115.5	128.2	147.6	168.4	193.4	219.5
フ	92.2	96.0	100.0	106.3	106.7	115.6	119.2	127.2	130.0	—
オ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ス	93.7	95.0	100.0	108.3	112.0	117.6	122.7	134.7	145.6	153.1
デ	93.0	101.1	100.0	110.0	115.7	119.6	123.8	134.1	143.4	143.1
ス	89.0	95.2	100.0	106.5	112.6	124.0	133.1	145.9	161.3	167.5
フ	91.1	94.5	100.0	106.4	113.4	117.0	122.4	129.6	138.8	—
フ	92.9	96.7	100.0	106.0	108.6	116.5	121.0	130.0	161.3	170.6
西	94.5	96.0	100.0	109.0	112.4	114.3	118.1	131.0	143.4	146.2
ノ	92.1	95.0	100.0	106.7	111.6	115.4	117.8	122.2	127.4	129.4
ス	96.5	96.6	100.0	105.2	108.8	116.2	118.6	129.0	144.0	155.3
イ	93.8	94.4	100.0	107.3	108.9	110.5	114.1	122.3	125.6	126.7
ニュージーランド	92.5	94.5	100.0	105.9	114.2	117.0	123.7	126.2	122.7	128.0

資料出所：United Nations, *Statistical Yearbook* 該当年次による。

注) 第5.9表に同じ。

第5.12表 労働生産性の推移 1960年代（対前年比）

国名	年									
	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
カ		1.04	1.05	1.05	1.02	1.02	1.03	1.08	1.02	1.01
コ		1.04	1.05	1.05	1.05	1.05	1.04	1.06	1.04	—
グ		1.00	1.17	1.00	1.08	1.04	0.99	0.94	1.11	0.97
パ		1.23	1.28	0.90	1.02	1.05	1.00	1.05	0.97	—
プ		—	—	—	—	—	—	—	—	—
ア		1.05	1.04	1.05	1.05	1.04	1.00	1.03	1.03	0.99
イ		1.03	1.04	1.08	1.06	1.06	1.02	1.13	1.05	—
日		1.03	1.05	1.13	1.02	1.11	1.15	1.14	1.15	1.13
フ		1.04	1.04	1.06	1.00	1.08	1.03	1.07	1.02	—
オ		—	—	—	—	—	—	—	—	—
ス		1.01	1.05	1.08	1.03	1.05	1.04	1.10	1.08	1.05
デ		1.09	0.99	1.10	1.05	1.03	1.03	1.08	1.07	1.00
ス		1.07	1.05	1.07	1.06	1.10	1.07	1.10	1.11	1.04
フ		1.04	1.06	1.06	1.07	1.03	1.05	1.06	1.07	—
フ		1.04	1.03	1.06	1.02	1.07	1.04	1.07	1.24	1.06
西		1.02	1.04	1.09	1.03	1.02	1.03	1.11	1.09	1.02
ノ		1.03	1.05	1.07	1.05	1.03	1.02	1.04	1.04	1.02
ス		1.00	1.04	1.05	1.03	1.07	1.02	1.09	1.12	1.08
イ		1.01	1.06	1.07	1.01	1.01	1.03	1.07	1.03	1.01
ニュージーランド		1.02	1.06	1.06	1.08	1.02	1.06	1.02	0.97	1.04

資料出所：第5.11表に同じ。

注) 小数第3位以下は4捨5入。

と1970年のあいだの増加倍率は、1.33であり50年代よりも僅かながら増大しているわけである。続いて日本であるが、日本の場合その増加倍率はむしろ増大していく。50年代に比し60年代の労働生産性の上昇が、日本の場合むしろ大幅に高まっているという点は、注目する必要があるであろう。1961年の数値は91.8、翌年94.8となり、1963年100から以降低下することなく上昇を続け、そして70年には219.5となるのである。その間における増加倍率は実に2.39であり、50年代における2.24をかなり上回るものとなっている。

その間において日本に次いで大きな増加テンポを示した国がフランスである。フランスはスペインと共にこの60年代に生産性の大幅な増大を見た国であるが、フランスの場合61年92.9、スペインの場合には89.0であるが、翌年にはそれぞれ、96.7、95.2となる。スペインの場合にはかなり大幅な増大と見てよいであろう。65年にはスペインはかなり大きく増えて112.6、それに対しフランスは108.6となっている。1967年にはいとスペインは133.1となり、フランスは121.0となり、やや両国のあいだに大きな相違がでてくる。1970年にはスペイン167.5、フランス170.6となる。その結果この10年間ににおけるスペインの増加倍率は1.88、フランスは1.84となり、ほぼ似たような水準になっている。これに対し西ドイツの場合であるが、西ドイツの場合には1961年54.5、62年96.0となり、それ以後ほぼ直線的な増加を示すことになる。1970年146.2となり、1961年にたいする増加倍率は1.55であるが、これは必ずしも高いとは言えない。スイスは西ドイツとあまり差がない状況であるが、1961年96.5から62年の96.6を経て、以後緩やかな上昇を示している。1970年155.3となっているので、この間における増加倍率は1.61となる。

北欧のデンマーク、フィンランド、ノルウェー等は、やはりドイツやスイスと大差のな

い伸びを示している。デンマークは1961年に93.0であるが、その後、波を画きながら、1970年には143.1に達する。この間における増加倍率は、1.54である。フィンランドは、1961年91.1から出発し、増加テンポを変えながら、1969年133.8と達し、そのテンポはかなり高い。1970年のデータはないが、もしそれがあるならば、おそらくデンマークと似たような水準に達しているであろう。69年までの期間をとった増加倍率は1.47倍である。ノルウェーは、1961年72.1、62年には95.0とかなり増加のテンポは大きく、そのままの勢いで以後増加を続けていく。その間における増加倍率は1.41であって、この三国の中ではもっとも増加倍率が低い国である。

しかしながらノルウェーよりもさらに低い増加テンポを示した国がある。それはイギリスとニュージーランドである。イギリスの場合には1961年に93.8であって、その後の増加テンポはゆるく、1970年にはようやく126.7となっている。この間における増加倍率は1.35であって、ここに掲げた先進工業国の中ではその上昇のテンポがもっとも低い国となる。ニュージーランドの場合には1961年92.5であるが、やはり、あまりその増加テンポは大きくなく、1970年には上昇して128.0の水準に達する。この間における増加倍率は1.38倍である。ニュージーランドの方がやや増加倍率が高いとはいえ、殆ど同じと言ってよいであろう。

1961年における景気状況、1970年における景気状況に応じて、この増加倍率はやや景気の影響を受けているわけであるが、しかしながら、おおよその状況はこの増加倍率によって示されていると見てよいと思う。もちろんこれまで挙げてきた労働生産性の推移については、各国間の横の比較はできないわけであるから、たとえ増加倍率が低いと言っても、もともと生産水準が高いところから出発している場合と低いところから出発している場合

とでは、異ならざるを得ない。その点開発途上国における増加倍率が比較的高いのは、当然としなければならないであろう。コロンビアについて見ると、1961年には91.6、1962年には95.1となり、そのへのテンポはカナダと同じである。1964年には105.4、1965年には110.4、1966年には115.7となってやはり比較的大幅な増加のテンポである。1969年には133.0となっている。70年のデータは得られないが、それを得られなくてもこの間における増加倍率は1.45倍であるから、もし1970年、同じテンポで増大したとすればその増率は1.5を越えるであろう。同じ事情はパナマについても見られる。パナマの場合には1961年に63.4という低い水準から出発する。かなりはげしい変動をくりかえしながら、1969年には97.7になる。70年の数値は得られないが、この間における増加倍率は出発点の水準がかなり低かったために、増加倍率が1.54になっている。イスラエルは開発途上国とは言えないわけであるが、この国の場合にも増加倍率は大きくなっている。すなわち1961年の92.8から出発し、以後この国は低下を経験することなく上昇を続け、1969年には147.2に達する。1970年の数値は得られないが、この間における増加倍率は1.59であり70年がもしこれまでのテンポで増大するとすれば、増加倍率は1.7位の水準に達するであろう。フィリピンについては、やはり増加倍率は高い。1961年には92.2であり、ここから出発して以後やはり下落を経験することなく60年代を終わっている。1969年には130.0に達している。この間の増加倍率は1.41であるが、1970年においてもそれまでと同じテンポで増大していったと想定されるから、それを考慮に入れると1.5位の水準に達するはずである。

このように開発途上国は思ったよりも生産性の増加が明瞭に見られるわけであるが、これは出発点の水準が低いことがひとつの理由と考えられる。だがそれでも先進工業国の多

くが、かなりのテンポで生産性を上昇させているので、その点を考慮すると、しかもまた開発途上国に比較して先進工業国はかなり高い生産性水準から出発していると考えられるので、この程度の生産性上昇のテンポでは、おそらく開発途上国と先進工業国とのあいだの格差は殆ど縮まっていないと見てよいであろう。

いま1963年以降をとってみると、その指数が150と175のあいだにあるのは、フランス、スペイン、スイス、オーストリアの四カ国である。これを生産性上昇の高い国、すなわち高位国と名づけることにしよう。この高位国に属する国よりは、125から150のあいだにはいる国の方がはるかに多い。フィンランド、ノルウェー、イスラエル、デンマーク、コロンビア、ニュージーランド、西ドイツ、フィリピン、アメリカ、イギリス、カナダ、この11カ国がこの範囲にはいる。これを生産性上昇の中位国と呼ぶことにしよう。100から125までの範囲にはいる国はあまり多くはない、と言うよりは、殆どないのである。グラフの上ではグアテマラが一国あるだけであって、他はすべて125よりも上位にある。これを労働生産性上昇の低位国と呼ぶ。さらに75から100以下の国にはパナマが一国あるだけであるが、もちろんよりたくさんの国々をとればこれらの分類の中にはさらに数が増えてくるであろうが、しかしおそらくこれは、一般的な傾向をほぼ示しているものと言ってよいであろう。

いま述べた高位、中位、低位の各分類はあくまで、生産性の上昇テンポにかかわるものであり、先に述べたように、生産性の上昇のテンポの相違が国ごとにそれぞれそれが示されたということである。国際的な比較が可能なのは、このテンポの問題だけである。したがって生産性そのものの格差を説明することはかなり難しい。たとえば、フランスとドイツの場合、生産性上昇のテンポはむしろフランス

の方が高いかもしれないが、もし労働生産性水準そのものを比較するならば、西ドイツの方が高いであろうし、アメリカはさらに各国を凌いでやはり高位水準となるであろう。

- 1) この労働の物的生産性についての計測は個々の産業のいくつかについてなされたものであっても、全部の産業分類や全産業についてなされたものはない。また事実不可能に近いというのが現状であろう。個別の特定産業について、日本とアメリカの対比をおこなったすぐれた計測としては、たとえば、行沢[19]がある。

[6] 労働分配率の推移と労働福祉

6.1 労働分配率と経済成長

ここで労働福祉に重要な関係をもつ労働分配率に考察の眼を向けることにしよう。労働分配率はその国の生産総量のなかでどれだけが労働者に分配されているかということを示す指標である。一般には経済成長過程においてはこの労働分配率は経済成長率と密接な関連があると言われている。一国の国民総生産は単純なモデルでは、利潤と賃金に分配され、そのほかに地代、利子などがあるが、いまわれわれはそれを無視したモデルを構成し、成長率と分配率の関係を考察してみよう。Wを賃金受けとり額、Pを利潤総額とすれば、われわれは次の(6・1)式を得るであろう。

$$Y = W + P \quad (6 \cdot 1)$$

一国の投資はその貯蓄額に等しいが、その貯蓄額はそれぞれの所得から供給される。しかし労働者の受けとる賃金からの貯蓄比率と、利潤からの貯蓄比率は等しくはない。いま労働者の貯蓄比率を S_w 、利潤からの貯蓄比率を S_p とし、投資を I とおくならば、次の(6・2)式が得られる。

$$S_w \cdot W + S_p \cdot P = I \quad (6 \cdot 2)$$

この式は(5・1)を用いて次のように書き換えることができる。

$$S_w \cdot W + S_p(Y - W) = I \quad (6 \cdot 3)$$

この(6・3)を書き換えると次の(6・4)式が得られる。

$$\frac{W}{Y} = \frac{v}{S_w - S_p} \cdot g_Y - \frac{S_p}{S_w - S_p} \quad (6 \cdot 4)$$

この式は国民総生産の中に占める賃金支払額の比を表わすものであり、言い換えると分配率を示す。もちろん労働の分配率である。この分配率を1から差し引くと利潤の分配率が得られることは(6・1)式から明らかである。

ところで、賃金からの貯蓄比率、つまり労働者の貯蓄係数は、利潤からの貯蓄係数よりも小さいと見なければならぬ。したがって次の(6・5)式が成立することになる。

$$S_w - S_p < 0 \quad (6 \cdot 5)$$

この(6・5)式を考慮すると、(6・4)の右辺の第一項の係数はマイナスであり、第二項の係数はプラスとなる。なお、 v は資本係数であり、 g_Y は国民総生産の増加率、すなわち経済成長率である。この(6・4)は経済成長率と労働の分配率とのあいだの関係を示す式であることがわかる。係数の符号を考慮すると経済成長率が高まれば高まる程、労働の分配率が低下することを示している。もちろんここには両者のあいだの因果関係が示されているわけではない。これは労働の分配率と経済成長率とのあいだには、反対方向に動く一定の関係が存在することを示しているのである。もちろん現実の経済成長率は、単にこの(6・4)式の制約の中でのみ動くわけではない。労働の投入量とその可能量、生産技術等によって制約を受けるであろう。その範囲内においてのみこの(6・4)の関係が満たされる必要がある。それ以外の労働の分配率と経済成長率の組み合わせは、その制約条件の外に出てしまうので現実には起こり得ないものとなるであろう。

さて現実の経済成長の過程において、労働の分配率が高まった場合に、あるいはそれが

減少した場合に、経済成長率がどのような影響を受けるかということは重要であるのは、労働福祉の拡大過程が同時にグローバルで見た場合の労働の分配率の拡大につながっていくものであるからである。一般的に労働の分配率が高まるならば経済成長率は低下するとされているが、この点も正確に確認しておく必要があるであろう。上の(6・4)にその種の因果的な関連を全く示していない以上、われわれはもう少し立ち入った視点からこの点を分析し、労働分配率と経済成長率、そして労働生産性とのあいだの関連を明確にしておく必要がある。まずわれわれは、先述のモデルの場合と同様に、もっとも一般的な形の微分可能な生産関係を想定しなければならない³⁾。この想定された生産関数は、次の(6・6)式で示される。

$$Y = T \cdot F(K, L) \quad (6 \cdot 6)$$

ここでYは国民総生産を示すことは言うまでもないが、Tは技術進歩のインデックスである。諸起点においてそのTは1に等しい。

賃金支払い総額は、平均賃金と投入された労働量の積に等しいので、Wはその賃金単位と労働量の積に等しくなる。また利潤Pは資本の存在量にレンタルを掛けたものに等しい。(6・1)から明らかのように、国民総生産Yは労働者の受けとり部分と利潤とに分けられる。いま、利潤の国民総生産に対する比率、すなわち利潤の分配率をaで表わすとすれば、賃金受け取り総額は次の(6・7)式によって示すことができる。

$$W = w \cdot L = (1-a)Y \quad (6 \cdot 7)$$

ここでwは、平均賃金単位である。同じようにしてわれわれは利潤Pを次の(6・8)式によって示すことができる。

$$P = r \cdot K = a \cdot Y \quad (6 \cdot 8)$$

ここでrは、レンタルを示す。

ここで(6・6)の生産関数は、一次同次の生産関数であると想定しよう。これは通常採用される想定である。それは、資本量と労働

量を倍にするならば、生産量が2倍になるという単純な想定を示すにしかすぎない。その前提のもとで、われわれは利潤の分配率aは一定であると考えることができる。もし生産関数の性質が変わるならば、われわれは分配率は変化するものとみなしなければならないであろう。分配率が変化する場合については後ほど触れることにする。

すでにさきに述べたように(6・2)式と同様にわれわれは、この社会における貯蓄量Sを示さなければならない。(6・2)式の場合と同じようにそれぞれの所得の中から貯蓄される部分の比を、 S_w 、 S_p で示すならば、この社会の貯蓄Sは次の(6・9)式によって示される。

$$S = S_w \cdot w \cdot L + S_p \cdot r \cdot K \quad (6 \cdot 9)$$

投資Iは貯蓄Sに等しくなければならないので、それは同時にIにひとしい。この(6・9)の右辺を書き変えると(6・10)式の右辺のようになる。

$$I = \left[S_p + S_w \frac{1-a}{a} \right] r K \quad (6 \cdot 10)$$

これは(6・7)式および(6・8)式を用いるならば、容易に導き出すことができるであろう。資本量Kの増加率すなわち成長率を g_K で示すならば、それは投資と資本量との比によって示される。すなわち g_K は $\frac{I}{K}$ に等しい。したがってわれわれは次の(6・11)式を得ることになる。

$$g_K = \left[S_p + S_w \frac{1-a}{a} \right] r \quad (6 \cdot 11)$$

この(6・11)式は資本設備の成長率が貯蓄係数と分配率とレンタル(=利率)の関数であることを示している。国民総生産の増加は二つのルートを通じて実現される。一つは技術の変化すなわちTの増大である。もう一つは生産関数そのものの変化である。同じ国民総生産の増加は二つのルートを通じて実現されることは次の(6・2)式によって示されるであろう。

$$dY = F \cdot dT + T \cdot dF \quad (6 \cdot 12)$$

現実の国民総生産の増加はその二つの効果の和によって表わされているわけである。ところで生産関数Fの変化は、次の(6・13)式によって示される。

$$dF = F_K dK + F_L \cdot dL \quad (6 \cdot 13)$$

ここで、 F_K および F_L はそれぞれ次のように定義されている。 $F_K = \alpha F / \alpha K$, $F_L = \alpha F / \alpha L$ 。

F_K および F_L は、それぞれレンタル及び賃金単位に等しいから、それらを考慮して(6・12)式を書き換えると、次の(6・14)式が得られる。

$$dY = \frac{dT}{T} \cdot T \cdot F + \left(rK \cdot \frac{dK}{K} + wL \cdot \frac{dL}{L} \right) \quad (6 \cdot 14)$$

ここで右辺におけるTの増加率は、言うまでもなく技術進歩率であり、Lの増加率は労働人口の増加率に等しく、Kの増加率は言うまでもなく資本量Kの成長率である。したがってわれわれはそれらを次のように書き換えることができる。

$$dT/T = \lambda, \quad dL/L = n, \quad dK/K = g_K$$

これらの定義式を用い、また(6・7)式および(6・8)式を考慮することによって、われわれは(6・14)から経済成長率を導き出すことができる。経済成長率を g_Y で示すならば、それは(6・15)式のようなになるであろう。

$$g_Y = \lambda + a \cdot g_K + (1-a)n \quad (6 \cdot 15)$$

ところで労働生産性および労働の資本装備率は、すでに述べたように(6・16)式および(6・17)式によって示される。

$$g_Y = g_Y - n \quad (6 \cdot 16)$$

$$g_K = g_K - n \quad (6 \cdot 17)$$

すなわちこの(6・16)式および(6・17)式を(6・15)式に代入することによって、われわれは労働生産性と資本装備率とのあいだの関係を、その増加率によって示すことができるであろう。次の(6・18)式がそれである。

$$g_Y = \lambda + a g_K \quad (6 \cdot 18)$$

これは労働生産性の上昇率が資本装備率の増大率と一定の比率を保っていることを示している。

さて、経済の成長率に戻るが、(6・15)式において資本の成長率 g_K は、すでに(6・11)式によって示されているからそれを代入すると次の(6・19)式のようなになるであろう。

$$g_Y = \lambda + ar \left[S_P + S_W \frac{1-a}{a} \right] + (1-a)n \quad (6 \cdot 19)$$

ところで、経済における国民総生産と資本設備が、ともに等しい率で成長するという、いわゆる黄金経路のもとでは、当然(6・11)式と(6・19)式は等しくなければならない。いまこのふたつの成長率が等しく、それは g^* に等しいものとするならば、次の(6・20)式が成立することになる。

$$g_Y = g_K = g^* \quad (6 \cdot 20)$$

こういう状況のもとでの利率は、ある特定の値を示すものでありそれは次の(6・21)式によって示すようなものである。

$$r^* = \frac{\lambda + (1-a)n}{H} \quad (6 \cdot 21)$$

われわれは黄金経路に該当する利率を r^* で示しておいた。ここでHは次の(6・22)式によって示されるものである。

$$H = (1-a) \left[S_P + S_W \frac{1-a}{a} \right] \quad (6 \cdot 22)$$

この r^* を(6・19)に代入することによって、われわれはそれに対応する経済成長率を求めることができる。それは次の(6・23)式によって表わされている。

$$g_Y^* = \lambda + (1-a)n + (S_P - S_W)r^*a + r^*S_W > 0 \quad (6 \cdot 23)$$

また、この黄金経路における経済成長率を別な形で示すこともできるであろう。(6・18)式と(6・20)式を用いることによって次の(6・24)式が得られる。

$$g_Y^* = \frac{\lambda}{1-a} + n > 0 \quad (6 \cdot 24)$$

われわれはこの(6・24)式を用いて分配率

が変化した場合における経済成長率の動きを見ることができる。もちろんこの場合の経済成長率は、黄金経路上における経済成長率であることは言うまでもない。

黄金成長経路上にあるとき生産設備の完全利用と労働力の完全雇用が維持されていることはすでに述べたが、こうした状態にあるときの経済成長率は、技術進歩率と労働分配率と労働人口増加率に依存する。したがって、このいずれが動いても、経済成長率は変化する。もし技術進歩がなければ $\lambda=0$ となり

$$g_y^* = n$$

となるであろう。これはすでに〔2〕において言及した黄金成長率と対応するものである。

ここで関心事は労働分配率と成長率との関係である。この(6・24)式は技術進歩率と労働人口増加率が一定であるとき、労働分配率の上昇はこの黄金経路の経済の成長速度と一義的な関係をもつ。高い労働分配率と低い経済成長率・低い労働分配率と高い経済成長率という対応関係がそこにある。もし労働分配率が上昇するならば、したがって、資本への利潤分配率が高まるならば、この経済成長率は低下するであろう。その関係は次のように示すことができる。

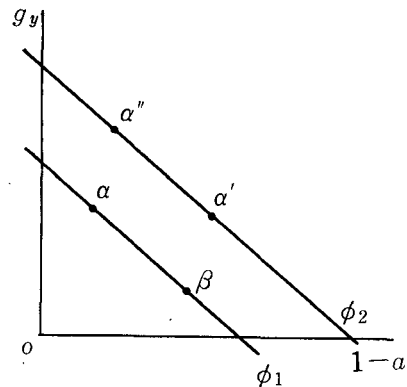
$$\frac{dg_y^*}{da} = \lambda / (1-a)^2 > 0 \quad (6 \cdot 25)$$

上の(6・24)式において n を除去したとき、それはまた黄金経路上における経済成長率に対応する労働生産性の増加率であることは言うまでもない。これもまた利潤増加率の増大とともに増加する。それは重要なことを意味している。労働生産性の上昇と労働分配率の上昇との間には一つのトレード・オフの関係が成りたっていることが示されるからである。それは一般的に

$$\phi(g_y^*, 1-a) = 0 \quad (6 \cdot 26)$$

で示されるよう、グラフに画くと、それは第6・1図のようになる。 ϕ_1 曲線は技術進歩率が

たとえば λ_1 に等しいときにえられるものである。もし λ_1 から λ_2 に上昇するならば、このトレード・オフ関係を示す ϕ_1 曲線は ϕ_2 曲線の位置へ移動する。いま ϕ_1 曲線がその経済社会のもっているトレード・オフであるとする。その線上の α 点と β 点の選択はその社会の構成員の選好に依存することにならざるをえない。経済成長率の高いことを欲するならば α 点がえられるであろうし、もし労働分配率の高いことを求めるならば β 点がえられるであろう。



第6・1図

技術の進歩率が上昇したとき、もし α 点から α' 点への移行が生じるならば、経済成長率は一定のまま労働分配率が增大することになるであろう。逆にもし α 点から α'' 点へ移行するとすれば、その社会は労働分配率の上昇よりは経済成長率の増大を選んだことになる。

ところで、現実において、こうした「黄金成長経路」を規定する成長率が実現される基本的メカニズムが存在するのか。その経済社会において、一定の貯蓄率があたえられており、また技術は一定の進歩率をもって進歩し、一定の増加率のもとで労働人口が増加しているとき、これまで述べたような経済成長率（それはまた資本蓄積率にも等しい値となっている）を実現させるような作用が経済社会のメカニズムのなかにあるか、が問題である。結

論的にいえば、レンタルの変動がうまく作用するならば、それは当然に存在するということになる。黄金経路への収束がレンタル r をパラメーターとして生じることを想起するならば容易に頷けるであろう。すなわち経済の成長率が資本の成長率を上回るようなことがあるならば、その社会は相対的な「資本不足」状態へと移行していく。資本の限界生産力はたかまり、しだいにレンタルの増大が生じるであろう。これは資本蓄積への刺激をもたらすことになる。(6・11) から容易に示されるごとく、資本蓄積の速度 g_k は上昇していくであろう。また (6・19) 式からレンタルの増加は同じように経済成長率の増大を引き起こすが、しかしながら常に分配率 a がそこに存在するためにレンタルの変化に対応する経済成長率の変化の大きさは資本の成長率の変化の大きさよりは小さくなる。したがってレンタルの上昇過程においては常に資本の成長率が経済成長率を上回ることになり、やがてこのふたつの成長率は等しくなる。同じメカニズムは経済の成長率よりも資本の成長率が高い場合にも作用する。そのときには資本の相対的過剰が生じる。そのような場合におけるレンタルの下落は、必然的にこのふたつの成長率を下落させるが、資本の成長率の下落の方が経済成長率の低下よりも大幅であり、したがってやがてふたつの成長率は等しくなる。そのような位置にレンタルが定まり、そこで黄金経路が成立することになるであろう。(6・21) のレンタル r^* は、そうした状況におけるレンタルの大きさを示しているわけである。先に (6・4) 式において経済成長率の高さと労働分配率の関連が逆の方向に向いていることを示し、また (6・24) 式および (6・26) 式では、それと同じような事態を別の形で表現した。

ところで、(6・1) 式において利潤分配率が上昇し、労働分配率が減少して行くなれば、資本の成長率は低下するかに見える。しかし

ながらその低下は必ずしも起こらない。なぜならそれはレンタル r が一定に留まることがあり得ないからである。もし、そのような分配率の変化によって、資本の成長率が低下し、逆に経済の成長率が高まるようなことがあるならば、そこに生じたギャップを埋めるようにレンタル r が変化するのである。それがどのようなメカニズムで変化するかは先に述べた通りである。こうして長期的な経済成長過程においては資本も国民総生産も同一率で成長を続ける。もし、分配率に変化があるならば、そうした同一率で成長を続ける均衡経路は、賃金分配率の減少によって上方に引き上げられ、その増大によって下方に引き下げられることになる。以上考察したところから経済成長率、資本蓄積率、労働分配率、生産性上昇率のあいだの相互関連が明らかになったわけである。

6.2 労働分配率の推移

それでは、労働の分配率は現実にはどのような変化を遂げてきたのであろうか。われわれはこの労働の分配率の具体的な推移を見るに当たっては、かなり統計上の諸問題を処理しなければならない。特に製造工業に中心を置いて、その労働の分配率を見るということは、実際問題としてかなり多くの困難が伴う。われわれは労働分配率についてもっとも簡単な指標をとりあげることにしたい。厳密にやろうとするならば、われわれは原材料費や減価償却率やその他労働時間等と、かなり詳しい検討を必要とするわけであるが、おおよその労働分配率の動きを知ることが、ここでの目的であって労働の分配率そのものの詳しい分析を行なうことが目的ではないので、そうした便宜的な方法によることにする。

すでにわれわれは生産水準の推移についての考察を行なって来ている。また雇用との関連で見た労働生産性の推移についても考察をしてきた。この結果を利用するためにわれわ

れは分配率のインデックスとしてかなり大胆なものを採用することにせざるを得ない。それはここでもやはり指数によってその動きを示すということである。国際間における労働分配率の比較を行なおうとするならば、それぞれ全く同一の定義に基づいたデータを必要とするが、およそそうしたことは困難である。それは減価償却率ひとつ取ってみても、それが必ずしも経済学で言われる経済的磨損を基準とした共通単位で決定されているわけではない。したがってやはりクロスセクションに基づく比較の問題は、これはまた別の機会に譲ることにして、ここではそれぞれの国について1963年を基準にした推移を見ることにするのである。賃金についてはすでにその動きが指数によって表わされているので、賃金と雇用の指数を用いてわれわれは賃金支払総額の推移を見ていくことができる。特定年次について得られたこの賃金支払総額の推移を、同じく生産水準の推移と対応させることによって分配率の特定年次を基準にした推移を見ることにしたい。言い換えると、ここでの分配率は、賃金と雇用の積を生産でもって割ったものである。いうまでもなく、それぞれの指標は、すべて指数化されているので、こうして得られた分配率もまたそれら基礎データの基準と同一基準を用いた指数として示されることになる。このように定義された労働分配率は、本来の意味での正確な労働分配率であるというわけにはいかない。しかしその推移の考察ということであるならば、生産水準を用いることが必ずしも不適當なものとは言えないであろう。付加価値の生産の推移と、通常の意味での生産水準の推移とのあいだには、かなり平行した関係が存在しているからである。この第1次近似としての労働分配率について考察するのが以下の仕事である。しかし、ここでの労働分配率が製造工業について計算されたものであることに留意し、その結論を前節の論議に適用する点につ

いては留保が必要である。さらに労働福祉にかかわるのは、公共的支出をも含めての労働分配率だから、その点については別の視点からの留意が必要である。第1次近似であることを強調する所似はそこにもある。

次の第6.1表は、1950年代における労働分配率の推移を示したものである。カナダの場合には、1951年に98.5の数値をとっているが、その数値は52年にも引き続き維持され、53年には106.0に上昇する。その翌年には101.4に下落し、さらに55年には98.7に低落する。56年はそのまま維持され57年に再び106.5の水準になり、以後若干低下した後、1959年には少し上昇みになる。そして1960年には103.4の水準に達する。結果として1960年の数は1951年に対して1.05倍である。アメリカの場合、1951年の数値は95.5であり、52年に97.1と上昇し53年には100の水準に達する。1954年、1955年とそのままの水準に推移し、1956年から若干上昇する。しかし、ほぼその水準が60年末まで維持されている。60年には102.3の数値を示す。1951年に対する倍率は1.07倍である。カナダとアメリカの場合、ほぼ似たような増加倍率であることがうかがえる。

これに対し日本であるが、日本の場合51年における分配率の数値は94.6、翌52年には大幅に上昇して107.9となる。しかし53年には再び下落して93.9となり、以後若干の上昇ないし下降を繰り返しながら、次第次第に低下していく。1951年に対する1960年の数値は0.87であり、この間において日本の労働分配率は低下傾向を示したことになる。これにたいし、西ドイツの場合には日本とは異なり、むしろ労働分配率は上昇している。1951年についてみると、75.9となっているが、以後この数値は若干の上下の変動を示したのちに上昇に向って行く。上昇だが、その後再び低落して1959年には82.4、1960年には84.8となる。その増加倍率は1.12である。このような数値

第6.1表 労働分配率の国際比較 (1950年代)

国名	年									
	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
カ コ グ パ プ ア イ 日 フ タ オ デ ス フ フ 西 ノ ス イ ニ ュー	98.5	98.5	106.0	101.4	98.7	98.7	106.5	103.7	104.8	103.4
ロ ア ナ ン テ ビ マ		112.5	114.1	122.7	121.4	114.9	111.7	51.2	113.4	71.6
エ メ ル ト リ コ カ ル 本 ン イ ア ク ン ド ス ツ ー ス ス ト リ ア ン ド ス ツ ー ス ス ト リ ア ン ド ス ツ ー ス ス	95.5	97.1	100.0	100.0	100.0	102.6	105.1	103.8	102.3	102.3
イ 日 フ タ オ デ ス フ フ 西 ノ ス イ ニ ュー	94.6	107.9	93.9	96.1	92.6	94.8	90.6	84.0	82.6	82.0
ス ト リ ア ン ド ス ツ ー ス ス ト リ ア ン ド ス ツ ー ス ス		133.3	135.1	133.3	122.4	103.9	106.3	96.7	84.9	81.9
オ デ ス フ フ 西 ノ ス イ ニ ュー		90.2	88.5	82.6	81.3	85.3	87.0	88.8	90.4	90.1
ス ト リ ア ン ド ス ツ ー ス ス			85.0	65.0	67.1	71.1	72.4	74.7	77.8	82.4
フ フ 西 ノ ス イ ニ ュー	69.6	83.6	81.0	82.3	81.8	79.2	80.5	93.6	94.0	95.4
西 ノ ス イ ニ ュー	75.9	78.3	79.4	75.0	74.3	78.7	82.9	87.3	89.2	88.8
ス イ ニ ュー	74.6	85.5	83.3	81.4	81.1	83.3	86.3	90.4	82.4	84.8
ス イ ニ ュー								88.9	90.8	92.1
ス イ ニ ュー	68.4	78.7	78.5	78.6	82.8	89.5	87.4	90.6	91.1	84.5
ス イ ニ ュー	88.7	91.5	94.6	102.6	102.5	103.8	103.6	103.5	102.3	92.6
ス イ ニ ュー										103.3

資料出所: United Nations, *Statistical Yearbook* および International Labor Office, *Year Book of Labor Statistics* 該当年次による。

注) 分配率は賃金×雇用と生産水準との比と定義されている。1963年を100とした指数で表示されている。

第6.2表 労働分配率の国際比較 1950年代 (対前年比)

国名	年									
	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
カ コ グ パ プ ア イ 日 フ タ オ デ ス フ フ 西 ノ ス イ ニ ュー		1.00	1.08	0.96	0.97	1.00	1.08	0.97	1.01	0.99
ロ ア ナ ン テ ビ マ			1.01	1.08	0.99	0.95	0.97	0.97	1.05	0.99
エ メ ル ト リ コ カ ル 本 ン イ ア ク ン ド ス ツ ー ス ス		1.02	1.03	1.00	1.00	1.03	1.02	0.99	0.99	1.00
イ 日 フ タ オ デ ス フ フ 西 ノ ス イ ニ ュー		1.14	0.87	1.02	0.96	1.02	0.96	1.07	0.88	0.96
ス ト リ ア ン ド ス ツ ー ス ス			1.01	0.99	0.92	0.85	1.02	1.00	0.93	1.03
オ デ ス フ フ 西 ノ ス イ ニ ュー			0.98	0.93	0.98	1.05	1.02	1.02	1.02	1.00
ス ト リ ア ン ド ス ツ ー ス ス					1.03	1.06	1.02	1.03	1.04	1.06
フ フ 西 ノ ス イ ニ ュー		1.20	0.97	1.02	0.99	0.97	1.02	1.08	1.02	1.00
西 ノ ス イ ニ ュー		1.03	1.01	0.94	0.99	1.06	1.05	1.09	0.91	1.03
ス イ ニ ュー		1.15	0.97	0.98	1.00	1.03	1.04	1.03	1.02	1.01
ス イ ニ ュー		1.15	1.00	1.00	1.05	1.08	0.98	1.04	1.00	1.02
ス イ ニ ュー		1.03	1.03	1.08	1.00	1.01	1.00	1.00	0.99	1.01

資料出所: 第6.1表に同じ。

注) 小数第3位以下は4捨5入。

はカナダ、アメリカよりも大きく、日本よりももちろん大幅に大きい。

それでは、その周辺の国々はどうかであったか。フランスの場合、1951年は69.6であるが、1952年には83.6、53年には81.0となり、54年には82.3まで上昇する。以後低落の期間が2カ年続く。それからは、やや水準を高めたところでほぼ横ばいとなる。そうして、1960年には88.8となり、1951年に対して1.28倍の水準に達する。イギリスの場合には、1951年には68.4であり、その後次第に上昇を続けて今まで挙げたなかでもっとも大幅な上昇を経験する。1952年に78.7と大幅に上昇したあとほぼ横ばいの期間が3年程続く。以後1956年89.5となり、1957年に若干低落するが、以後は上昇し1960年には92.6となる。したがって1951年に対する増加倍率は1.35倍であって、今までのなかでもっとも大きい。

ヨーロッパ大陸ではオーストリアのデータがあるが、オーストリアについてはほぼ横ばいである。1952年には90.2の値を示しているオーストリアであるが、以後次第に低落して1955年には81.3となる。その後再び上昇に転じ、1960年にしてようやく1952年の水準に戻っている。1960年の数値は90.1である。したがってこの国では労働分配率には全く変化がなかったことになる。ニュージーランドやノルウェーなど、他の国について見てみるが、ノルウェーの場合には1951年74.6から出発し、次第に上昇を続けてフランスと似たような増加倍率を示すに至る。1952年には85.5に上昇し、1953年にはやや低落し、しばらく低落したのちに、上昇に転じ、1956年83.3となってからは、そのまま上昇して、1960年の数値には92.1となる。その1951年に対する数値は1.23倍となっている。ニュージーランドの場合には、1951年には88.7であるが、以後は比較的順調に上昇を続け、1954年には102.6に達する。その後、ほぼ102台

の数値と103台の数値のあいだを振動しながら、1960年に103.3に達する。したがって1954年以後ほぼ労働分配率は横ばいであったと見てよいであろうが、1951年に対する1960年の比率は1.16倍となる。

これに対し、たとえば開発途上国のいくつかの国はどうであろうか。開発途上国については特に特徴的な結論が導き出されるわけではないが、たとえばグアテマラの場合には、1952年の数値と1960年の数値はほぼ横ばいに推移しており、1952年の112.5は1960年に112.0に終わっている。もちろん途中若干の上がり下がりが見られる。フィリピンの場合には、むしろ労働分配率は低下している。1952年の133.3の数値は翌年、その翌々年とほぼ維持されるが、以後は傾向的な低落を示すことになる。そして1960年に102.3となり、結果としては1960年は1952年に対し0.77倍ということになる。このように見てくると開発途上国のデータは少ないが、概して労働分配率は横ばいが、むしろ低落している。日本もそのグループに属してほぼ低落し、またカナダやアメリカではわずかの上昇であるから、結局において、ヨーロッパの諸国においてのみかなり大幅な労働分配率の上昇が見られたということである。

それでは1960年代にはいってからはどうかであろうか。第6.3表は1960年代における労働分配率の推移を示している。再びカナダから見てみることにしよう。カナダの場合には1961年に103.1である。1962年、1963年と低落を続けることになるが、1965年からは上昇に転ずることになる。1965年の101.2は1966年104.5となり、さらに翌年108.1となる。1968年に若干低下を見るのであるが、1969年には上昇に転じ、1970年には119.7となる。1961年に対する増加倍率は1.16倍である。アメリカの場合であるが、アメリカでは1961年に101.5となる。その後、1965年までは低落を続けることになる。1966年からは、やや持ち

第6.3表 労働分配率の国際比較 (1960年代)

国名	年									
	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
カナダ	103.1	102.0	100.0	99.0	101.2	104.5	108.1	107.7	113.2	119.7
アメリカ	68.8	75.7	100.0	108.2	114.1	124.5	131.4	137.0	143.6	—
ブラジル	109.7	113.2	100.0	99.1	95.3	95.3	99.6	108.6	102.8	105.5
パナマ	130.9	115.2	100.0	116.9	117.8	116.2	121.9	121.5	125.9	—
スペイン	101.5	101.3	100.0	97.8	97.3	97.5	99.7	103.0	105.7	109.9
スイス	85.1	92.0	100.0	102.2	110.3	120.5	124.2	115.2	113.5	—
ドイツ	80.6	86.5	100.0	87.6	93.5	95.2	92.8	93.8	95.7	97.5
フランス	98.7	100.0	100.0	96.9	100.7	100.3	102.3	96.7	98.5	—
オーストラリア	95.0	100.0	100.0	101.6	106.3	113.9	117.4	113.6	111.3	115.6
デンマーク	91.4	91.0	100.0	99.1	105.4	114.5	120.4	126.0	129.7	144.7
スウェーデン	—	—	100.0	107.0	118.1	124.2	133.0	130.9	132.1	145.1
フィンランド	97.9	99.7	100.0	107.1	109.3	114.5	118.5	125.0	127.5	—
ニュージーランド	91.5	95.1	100.0	100.9	104.1	103.0	105.0	110.0	98.6	103.2
西ドイツ	91.0	97.9	100.0	97.2	105.9	110.2	106.7	102.3	105.3	116.3
ノルウェー	94.5	100.0	100.0	100.3	104.8	109.2	116.3	121.1	127.9	140.6
スイス	89.1	96.3	100.0	102.7	106.6	107.6	113.8	111.6	104.9	105.6
イギリス	98.1	100.6	100.0	99.7	106.5	108.6	110.4	110.4	116.2	131.8
ニュージーランド	103.8	103.7	100.0	99.2	97.2	100.0	99.4	102.2	110.8	118.8

資料出所：United Nations, *Statistical Yearbook*, および International Labor Office, *Year Book of Labor Statistics* の該当年次による。

注) 第6.1表に同じ。

第6.4表 労働分配率の国際比較 1960年代 (対前年比)

国名	年									
	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
カナダ		0.99	0.98	0.99	1.02	1.03	1.03	1.00	1.05	1.06
アメリカ		1.10	1.32	1.08	1.05	1.09	1.06	1.04	1.05	—
ブラジル		1.03	0.88	0.99	0.96	1.00	1.05	1.09	0.95	1.03
パナマ		0.88	0.87	1.17	1.01	0.99	1.05	1.00	1.04	—
スペイン		1.00	0.99	0.98	0.99	1.00	1.02	1.03	1.03	1.04
スイス		1.08	1.09	1.02	1.08	1.09	1.03	0.93	0.99	—
ドイツ		1.07	1.16	0.88	1.07	1.02	0.98	1.01	1.02	1.02
フランス		1.01	1.00	0.97	1.04	1.00	1.02	0.95	1.02	—
オーストラリア		1.05	1.00	1.02	1.05	1.07	1.03	0.97	0.98	1.04
デンマーク		1.00	1.10	0.99	1.06	1.09	1.05	1.05	1.03	1.12
スウェーデン			1.07	1.10	1.05	1.07	1.07	0.98	1.01	1.10
フィンランド		1.02	1.00	1.07	1.02	1.05	1.03	1.05	1.02	—
ニュージーランド		1.04	1.05	1.01	1.03	0.99	1.02	1.05	0.90	1.05
西ドイツ		1.08	1.02	0.97	1.09	1.04	0.97	0.96	1.03	1.10
ノルウェー		1.06	1.00	1.00	1.04	1.04	1.07	1.04	1.06	1.10
スイス		1.08	1.04	1.03	1.04	1.01	1.06	0.98	0.94	1.01
イギリス		1.03	0.99	1.00	1.07	1.02	1.02	1.00	1.05	1.13
ニュージーランド		1.00	0.96	0.99	0.98	1.03	0.99	1.03	1.08	1.07

直すことになるのであるが、1968年によりやく1963年水準を越えて103.0となる。そうして1970年109.9に達する。しかし、その水準はかなり低く1961年に対する増加倍率は1.08であり、ほぼ横ばいに近いものと見てよいであろう。言うなれば、アメリカは1950年代、1960年代を通じて極く僅かな上昇を示したということになる。しかもその上昇はほぼ平均している。カナダの場合とは、その点が異なることになるであろう。

日本の場合には1961年に80.6であるが、その後1963年まで増大する。しかしその後再び低落し、翌年には87.6になってしまう。その後1965年には93.5となるが、以後この90代の数値を僅かに上下しながら続いていく。しかし、やや僅かながらの増加が見られ、1970年には97.5となっている。1961年の70年に対する増加倍率は1.21倍である。1950年代における労働分配率の低落は、1960年代にはいと一転して上昇に転じたということになる。ちなみに1951年に対する1970年の数値をとってみると1.03倍となり、殆ど横ばいより僅か上昇した程度であることがわかる。その意味では日本の場合、長期的には労働分配率はほぼ不変に留まったということであろう。それでは西ドイツはどうであったか。西ドイツの場合には1961年には91.0である。これが1962年の97.9を経て1963年100に達する。その後若干の上がり下がりを経験することになるのであるが、1968年を底に上昇に転じ、1969年には105.3、1970年にはやや大幅に上昇して116.3となる。結局において、1961年に対する増加倍率は1.28倍であり、依然としてかなり労働分配率の上昇の大きい国であることがわかる。特に1960年代には、1950年代よりも大幅に労働分配率が高まっている。フランスの場合であるが、ほぼ似たような91.5という水準から1961年を開始することになるが、1960年代前半を通じてその労働分配率が上昇する。しかしその後は上昇と低落をくり返し

ながらほぼ横ばい状態を示すことになる。そして1970年には103.2となり、1961年に対する増加倍率は1.13倍となり、ちょうど事態は1950年代におけるフランスとドイツの関係を逆転させたような状況になる。したがってフランスも西ドイツもほぼ類似した労働分配率の増加傾向を、この20年間を通じて示したということになるのであろう。

イギリスであるが、イギリスは1961年に98.1から出発し、その前半をほぼ横ばいのままです。しかしその後ほぼ上昇過程を続ける。そして1969年には116.2となり、1970年には131.8の数値を示すことになる。結局、1961年に対する1970年の増加倍率は1.34倍である。これはかなり大幅な倍率であって、1950年代と同様、イギリスは他の国々を圧倒して大幅な労働分配率の上昇を示したということになるであろう。他のヨーロッパ諸国であるが、オーストリアについては1961年に95.0から出発して1962年に100となったのち、3年間同じような水準に留まる。しかしながら1965年からは若干の上昇を示した3年間の後、方向は転じて若干の低落が2カ年程続くわけである。しかし結局1970年には115.6となり、1961年に対する増加倍率は1.22倍となる。1950年代にはほぼ横ばいであったから、1960年代に22パーセント程の上昇が見られたということになるであろう。デンマークについて見ると、1961年に91.4となるが、ほぼ62年同じ数値を示したのちに63年100に達し、翌64年もほぼ類似した水準に留ったあと上昇に転じる。以後この国は1970年まで一貫して上昇過程を示すことになる。そして1970年には144.7となり、1961年に対する増加倍率は1.58倍となる。これはかなり大幅な上昇であり、ノルウェーと共にイギリス水準を上回ることになる。

北欧諸国は一般にそうした傾向を示しているわけであり、ノルウェーの場合にも1961年には94.5であるが、翌年100の水準に達し、

以後ほぼこの水準を3カ年間継続したのち1965年からは上昇に転じる。それから以後は1970年まで低落することなく一貫して上昇を続けることになる。1970年には大幅に上昇して140.6に達する。1961年に対する増加倍率はじつに1.49倍である。これもまた、ヨーロッパの他の国々を圧倒した上昇倍率である。続いてフィンランドについてみると、フィンランドは1961年97.9であるが、以後1963年まで上昇したのち、さらにその上昇テンポを緩めないで増加を続けて行く。1970年の数値は得られないが、この1969年の数値でもってすでに1961年に対して1.30倍に上がっていた。もし1970年にさらに大きく上昇するようなことがあったとすれば、そしてそれはかなり確率の高い予想なのであるが、約1.40倍を越えることになるであろう。したがって北欧三国については、いずれも大幅な増加が生じたということがわかる。

そのほかにスイスがある。スイスは1961年89.1から出発するが、以後そのまま上昇を続けて1967年まで達する。以後この水準から若干低落を続けることになるのであるが、1970年にはほぼ類似した水準の105.6に終わる。結果として1970年の1961年に対する増加倍率は1.19倍である。北欧に比べてかなり低いということがわかるであろう。それから、ほぼこれと類似した増加倍率を示しているのがニュージーランドであって、1961年には103.8であるが、それとほぼ同じ水準を2年間維持したのち1963年に100となり、さらにそのまま2カ年ほど低落を続け、1966年には再び100となる。しかし1967年には再び若干の低下があり、以後そのまま4カ年上昇を続ける。そうして1970年には118.8となり、1961年に対する増加倍率は1.14倍である。

こうした、ヨーロッパやアメリカおよび日本などの動きに対して、1950年代にあまり変化を見せなかった開発途上国はどうであろうか。1950年代にデータのとれた国は僅かしか

なかった。グアテマラがそうであるが、グアテマラの場合1961年には109.7である。これが1962年には113.2に上昇するが、以後1966年まで低落を続ける。そして1967年からやや上昇に転じて99.6となり、1968年108.6となるが、翌年102.8に下落したのち1970年には105.5まで回復する。したがって、1961年に対する増加倍率は0.96であって、1950年代においてみられたほぼ横ばいの傾向をそのまま維持し、こころもち低下を経過したことになる。フィリピンの場合には、1961年に98.7であり、1962年には100に達する。しかしながら1964年以後においては小幅な上昇下降をくり返し、1961年に対する1969年の増加倍率は全く1である。すなわち、フィリピンの場合にも1950年代、1960年代を通じて労働分配率は殆ど変化なく過ぎたことになる。パナマの場合は、1961年に130.9であるが、以後は上昇と下落をくり返す。1964年には再び上昇に転じ、その後上昇を続けることになるのであるが、それ程めばしい上り下りの変化はない。極く僅かな変動を示しているのみである。したがって1961年に対する1969年の増加倍率は0.96であり、グアテマラの場合と全く同じである。

このように、開発途上国がほぼ似たような労働分配率における横ばい、ないし低落を示しているということは、興味深いことである。ただ先進工業国とは言えないイスラエルの場合に1961年の85.1から1969年の113.5に至るまで、かなり大幅な上昇を示しているのが目につく。結局において1969年の1961年に対する比率は1.33倍であり、かなり高い方に属する。日本が国際収支のうえで大幅な黒字を経験することになるのは、1960年代のまさに終り近くになってからのことであるが、それまでの過程がやはり労働分配率の低い増加倍率の過程であったことは、開発途上国の数値と比べてみて、ある種の類似性を持つ側面があったということであろう。

6.3 各種経済要因の相互関連

ここで、これまで考察してきたところをまとめてみることにしよう。これまで1950年代および1960年代について労働分配率の推移を初めとし、各種の経済要因についての考察を行ってきたのであるが、これらをまとめて別な視点からもう一度見直してみることにしよう。1950年代および1960年代における平均的な増加率ないし変化率をとることによって、それら相互間の位置づけを国ごとに行なってみることにしたい。

次の第6.5表と第6.6表は生産の増加率、労働生産性の上昇率、分配率の変化率、賃金の増加率、そして雇用の増加率等について、1950年代および1960年代それぞれに各国の平均値をとって見たものである。1960年代についてみると、次のような点が目につく。生産の増加率と労働分配率の増加率とのあいだには、つねにある程度のひらきが見られるわけであるが、そのひらきが日本の場合ずばぬけて大きいということである。日本の場合には

第6.5表 各種経済要因の変化率（1950年代）

国 別	生産増加率	雇用増加率	労働生産性変化率	労働分配率変化率	賃金増加率
カナダ	3	0	3	1	5
アメリカ	3	0	3	1	4
日本	15	5	10	-1	9
オーストリア	7	2	5	1	4
フランス	6	1	5	3	8
西ドイツ	8	4	5	1	6
イギリス	3	1	2	4	6
ニュージーランド	5	2	3	2	5
デンマーク	4	2	2	4	6
ノルウェー	5	0	4	3	7
グアテマラ	4	1	4	0	3
フィリピン	10	3	6	-3	3

資料出所：既出の各表から計算した。

注) これら是对前年変化率の平均値である。計算過程における四捨五入操作のため、若干の誤差がある。パーセント表示である。

第6.6表 各種経済要因の変化率（1960年代）
（パーセント）

国 別	生産増加率	雇用増加率	労働生産性変化率	労働分配率変化率	賃金増加率
カナダ	6	2	4	2	5
アメリカ	5	2	3	1	4
日本	14	3	10	3	13
オーストリア	6	0	6	2	8
フランス	8	0	7	2	8
西ドイツ	6	1	5	3	8
スイス	6	0	6	2	8
イギリス	3	0	3	3	7
ニュージーランド	7	3	4	1	5
デンマーク	6	1	5	5	10
フィンランド	7	1	6	3	9
ノルウェー	5	1	4	5	8
コロンビア	6	1	5	10	15
グアテマラ	4	1	3	0	3
イスラエル	12	6	6	4	10
フィリピン	6	1	4	0	5
パナマ	14	8	6	0	5

資料出所：既出の各表から計算した。

注) 第6.5表に同じ。

生産が平均14パーセントの伸び、賃金は13パーセント伸びているが、労働生産性がやはり10パーセント台の伸びを示し、分配率は3パーセントの増加となっている。したがって生産増加率と分配増加率の差は実に11という大きさである。カナダとアメリカはほぼ似たような動きを示しており、生産増加率と分配増加率との差はそれぞれ4パーセントであり、賃金増加率は生産増加率を僅かに下回る程度である。その点は日本と同じであるが、分配率と生産増加率の双方の変化率の差が、日本に比べて著しく小さい。似たような点はヨーロッパ諸国についても見られる。ヨーロッパ諸国の中で、ほぼ6パーセント程度の増加率を示している国について見ると、やはり事情は同じようである。オーストリア、西ドイツ、フランスなどを見てみると、賃金の増加率もほぼ同じであり、生産性の増加率にもそれ程著しい格差はない。そして分配率の変化

もほぼ似たようなものである。生産増加率が6パーセント、生産性の増加率が6ないし5パーセント、賃金増加率が8パーセントで分配率も2ないし3パーセントという状況であって、生産増加率と分配増加率とのあいだの差は、ほぼ4パーセント程度である。フランスの場合に、やや成長率が高いという点と、生産性の増加率も高いという点が、ちょっと異なっているだけである。ただ、イギリスだけは例外的であって、生産増加率も労働生産性増加率もかなり低い、3パーセントであり、分配率も全くそれに等しい値を示している。賃金増加率のみが7パーセントとなっている。これは、イギリスが他の国々とは著しく異なった経済変動を示してきたことを意味している。

北欧諸国について見ると、北欧諸国の場合にはやや異なった動きが見られ、これら社会福祉に多くの力を注いでいる国々の数値は、やはり西ヨーロッパの他の国々とは違った動きを示しているようである。デンマークの場合には、生産増加率は6パーセント、フィンランドは7パーセント、ノルウェーは5パーセントとなっているが、生産性の増加率はデンマークが5パーセント、フィンランドが6パーセント、ノルウェーが4パーセントである。これは雇用増加率がそれぞれ1パーセントであったことの当然の結果であろう。これに対して分配率であるが、分配率はやや異なる。デンマークの場合には、分配率の増加率は5パーセントであって、生産増加率との差は1パーセント、ノルウェーの場合には全く同じ5パーセントであって、生産増加率とのあいだの差はゼロである。これに対し、フィンランドはやや分配率の増加率が小さく、その差は4パーセントとなって、他のヨーロッパ諸国やカナダ、アメリカなどと同じ状況になっている。ただし賃金増加率は、デンマークは10パーセント、フィンランド9パーセント、ノルウェー8パーセントとなっていて、

ノルウェーを除くと、デンマーク、フィンランドは賃金増加率がヨーロッパレベルを上回り、また北米諸国をも大幅に上回っている。分配率の増加率が大きくなったのはこのためである。

開発途上国については、もカ国の数値がとれているが、この中でイスラエルはやや例外的存在であり、コロンビアは別な意味でこれまた例外的と考えられるために、実際は、グアテマラ、フィリピン、パナマあたりだけが対象となるであろう。これらの国では、生産増加率はグアテマラが4パーセント、フィリピンが6パーセント、パナマに至っては14パーセントとなっているが、パナマの場合には雇用増加率も高い。生産性の上昇のテンポはいずれも西ヨーロッパや北欧諸国に比べて低い水準であるが、一番特徴のあるのは賃金増加率が4.5パーセントであって、その結果、労働分配率は殆ど変化なしということになっている。こうしてみると西ヨーロッパの工業諸国と北米とはやや違っているものの、その動きのあいだには、かなり平行した関係が見られ、ある種の平均的なパターンが打ち出されているようである。したがって工業国の中では、日本だけがかなり特異な動きを示しているということになるのであろう。したがって日本の場合には、結局のところ1950年代、1960年代を通して、低い賃金の分配率、高い経済成長率と組み合わせて経済を発展させてきたことになる。

もちろんここでの分配率は、公共支出面における支出の性格をも考慮に入れた広い意味での分配率ではない。これは製造工業部門だけを取りあげた場合における分配率である。その点では、もちろん資料のカバーし得る問題領域は、自ずと限定されざるを得ないが、しかし日本の産業の発展を支えてきたものが製造工業であることを考慮するならば、そして、また日本の公共的支出の多くの部分については、必ずしもこれまで挙げてきたような

意味での労働者のウェルフェアのための支出が、それ程大きいウェイトを示してきたわけではないことから、労働分配率の低い水準と経済成長率の高い水準という組み合わせによって、日本の経済が運営されてきたことは、ほぼ間違いないところであろう。経済成長率と労働分配率というふたつの要因のトレード・オフの関連の中から、このような組み合わせが選ばれてきたというところに、日本の経済社会における労働福祉の水準が北米やヨーロッパやその他の工業国と比較して、かなり低い水準に留まらざるを得ないことになった理由がある。

もちろんこうしたパターンの経済運営がなされてきたことについては、それなりの理由があるわけであり、もともとそうした福祉に関する「勤勉な国民」の国民的合意が、「暗黙のうちに」そのようなパターンを選んだと言うことさえできるであろう。したがって、経済成長過程における労働福祉の問題は、まさにこの両者のあいだのトレード・オフの関係の中からどのような組み合わせを選ぶかという、むしろ選択の問題であり、そしてその選択は多分に無意識のうちに高い経済成長率を選ぶという国民的嗜好に従ってきたということであろう。したがってある程度、意識的な政策的な圧力が、そうした選択の上に加えられない限り、事態の変化はなかなか起こらないことになるのであるが、そうした圧力の加わるかどうかは、その社会全体のウェルフェアに関する価値観と資源の制約からの圧力と環境問題の緊迫化に依存するであろう。これらの点についての、より深い理論的分析を、われわれは次の節において与えることにしたい。

- 1) 経済成長過程における労働分配率の詳細な分析については荒〔1〕がある。
- 2) このような視点にたつ分析は、経済成長過程における労働分配率の推移についての相互作用的なメカニズムの分析とはならないが、われわれの設定した問題の一つである分配率が成長率にいかん影響するかという点について

一つのモデル分析となる。なお、カルドア〔7〕を参照。

- 3) この想定のもとで、経済成長過程における分配率の問題をみつかった例は荒〔1〕にある。

〔7〕 労働福祉と経済成長の トレード・オフ

7.1 労働福祉水準の影響要因

われわれはこれまで労働福祉を決定づける各種の要因について個別的に考察を進めてきた。それらを、経済成長過程において分析していくために、労働生産性と生産技術とのあいだの、また経済成長とのあいだの関連を示す基本的な考察を行ない、それに基づきさらに労働生産性の動きや労働分配率の動きなどを考察してきた。労働分配率と経済成長との関連についても、理論的分析を進めてきた。そして労働時間や労働賃金など、労働福祉に主要な影響を与える項目について、国際的な比較を行ないながら過去におけるこれまでの推移を見てきたのである。もちろん労働生産性や分配率の推移についての、やや統計上の困難を「第一次接近」として処理してきた。こうした個別的考察を通じて、われわれは労働福祉と経済成長との関連を考察したが、今やわれわれはそれらの個別的に行なわれてきた考察の統合的な把握を行なうべき段階にある。労働福祉は各種の要因によって影響を受けるため、その将来の動向はそれらの要因が経済成長過程においてどのように変化してくるかに依存する。われわれは成長過程における労働福祉の将来に関する分析を行なうためには、それらのあいだの基本的な関連を明確にしなくてはならず、また過去においてそれらの影響要因がそれぞれどのような変化を遂げてきたのかということを知らなければならない。しかしこれまでわれわれは、そうした各種の、言わば部品の個別的考察を全体モデルの中で取りあげることとはしてこなかっ

た。個別に行なわれた理論的考察もそれらが全体の動きのなかでどのような位置を占めるかについては一言も触れてこなかったのである。しかしわれわれは、ここで言わば全体像をモデルの形において示しておかなければならない。そして個々の理論的側面における部品や、資料面における部品を、全体の製品のなかに位置づけておかなければならないのである。これまでの考察を総合するならば、まず次のように言うことができるであろう。

われわれは労働者の生活水準に直接拘わる要因について詳しい考察を進めてきた。それは、労働福祉とは、取りも直さず労働者のウェルフェアに拘わるものであり、生活水準の高いかまたは低いかは労働者のウェルフェアの直接的な位置づけを決定するであろうという視点に立ったからである。通常、労働福祉に対して与えられるかなり狭い概念規定に代わり、われわれはここで広義の労働福祉の概念を用いている。それは、労働福祉というものが労働者のウェルフェアに拘わるものである以上、むしろ広義に解釈するのが当然であると思われたからである。

さて労働福祉を構成する要因として、その直接的な生活水準に拘わるものとして挙げられるものが労働賃金であり、労働時間であることは言うまでもない。そして人間の働き得る最大限の労働可能時間というものが、一応与えられたものであると考えるならば（そしてそれは当然想定されなければならないものである）、労働時間の動きは同時にレジャーの動きでもある。ここでわれわれがレジャーと言うときに、それは新聞や雑誌で示されているような意味でのレジャーを意味していない。それは可能労働時間から実際の労働時間を差し引いた残りをレジャーと呼ぶだけである。あたかも所得の中から消費する部分を差し引いた残りが貯蓄であると定義されると同じように、可能労働時間から実際の労働時間を差し引いたものがレジャーと定義されるのである。

る。

このように定義されたレジャーが殆どないような世界、それはかつて奴隷制社会にあった。その意味では、レジャーの拡大は同時に労働福祉の拡大過程でもあったのである。賃金の動きと労働時間の動きを、国際的な比較を行ないながら、まず初めに考察した理由はそこにあった。もちろん労働福祉に影響する諸要因はそれだけではない。労働者にとっては環境は言わば労働福祉の重要な構成要因である。

その第一は、労働環境である。その特定の労働者にとっては、労働が行なわれる場における作業の危険度というものは、重要な考慮の対象となるものであり、そうした労働環境が良いか悪いかは労働福祉にとって重要である。同様に、その労働の場における汚染の程度もそうした意味を持つであろう。快適な労働環境、清潔な労働環境における労働は、不潔な、不愉快な労働環境におけるよりもウェルフェアを高めるものであることは間違いない。そのような意味でまず労働環境は、当然そこに挙げられるべき第一のものとなる。さらに労働者の福祉の問題は、生活環境もそこに包含しなければならないであろう。生活の場における危険の存在や、あるいは汚染の存在は、その労働者のウェルフェアにとってはマイナスに作用する。その他数多くの、いわゆる公害と呼ばれているものも、労働者の生活環境に拘わるものである限り、労働者のウェルフェアに影響を与えるものと見なければならぬ。

こうした狭い意味での労働環境から、広い意味での生活環境に至るまで、われわれは一括してこれを「環境」と呼び、労働福祉の主要な構成要因と考えておくべきである。もちろん環境が優れていても、なおそこでは労働災害や事故が発生するという事は十分考えられる。ある研究によるならば、仕事の場における清潔度は、必ずしも災害の発生や事故

と正比例的に関係するものではないということが示されている。その研究によるならば、清潔さの違²いが災害や事故の発生²の違²いと何らの相関もないということである。そうした研究があるにも拘わらず、なおわれわれは環境が清潔であり快適であることが労働者のウェルフェアにとって優れたものであることを認めないわけにはいかない。いわんや、それが生活環境に拡大された場合には当然のこととなるであろう。

次に労働者のウェルフェアにとって重要な影響を与える要因としては、社会保障がある。この場合、社会保障という言葉はやや不正確であるかもしれない。より一般的に、労働者の生活及び労働に伴う各種の障害についての保障と言うべきであろう。たとえば、その労働者が仕事をしている工場における事故、災害などが発生した場合、それに対する保障が行なわれなければならない。彼等は無料で治療を受け、休んでいなければならない期間中について、生活上の保護が与えられる必要がある。あるいは仕事のための往復途上における災害についても、そうした保障が与えられるならばそれはさらに望ましいものとなるであろう。こうした極めて狭い意味における災害保障(S_1)がまず第一に挙げられる。こうしたもっとも狭い意味における災害保障が行なわれない場合には、労働者のウェルフェアは著しく損われることになってしまうことは当然である。現在の文明国において、こうした災害保障が行なわれていない所は殆どない。

さらにその職業に伴う各種の病気がある。いわゆる職業病(S_2)と言われるもの、あるいは環境の悪さに伴う病気もそこに含まれるであろう。著しい汚染物質を廃棄するような職場における病気は、当然に保障されなければならないし、そうした汚染物質の発生がその労働者の肉体的健康に与える直接的な障害を保障してやらなければならない、また直接的な

障害を除去するような措置が必要であろう。こうしたものはすべて、労働者のウェルフェアに直接拘わるものである。

こうした、労働の場の環境や労働の性質に伴って起こってくる各種の病気に対する保障は、ひとつの重要な影響要因と見なされるべきものである。もちろんこうした病気は、単に、いわゆる肉体的なものだけに限定されない。それは精神的なものをも含むであろう。もちろんここで言うのは、一種の精神障害を引き起こすような、そうした要因を指しているのであって、単なる個人的な悩みの問題を扱っているのではない。さらに次のように考えなければならない。明白な職業に基づく病気、環境に基づく病気のほか、言わばより広い意味における病気がある。それは通常の意味での病気ではないが、不健康(S_3)と言われる現象である。ただしこれは先天的および後天的怠惰を含まない。こうした不健康状態は、やはりその職業の場、労働環境、さらには生活環境に依存するであろう。そこにはもちろんメンタルな不健康も含まれる。通常こうした不健康は、保障の対象になっていないが、これらが部分的に保障されるとするならば、それだけでウェルフェアは高まる。そしてこれらの不健康のある部分は、賃金水準の高さと労働時間の長さの調節によってある程度除去され得るものであることに留意しなければならない。しかしわれわれは、ここでこうした不健康の一部が、賃金や労働時間に依存することを暗黙のうちに認めながらも、一応別個の要因としてこれを挙げておく必要があるであろう。

さらに大きな問題がある。それは、その労働者の老後の問題である。ひとりの、ある特定の労働者の全労働時間は、労働可能になった年齢の時期から始まって、もはや労働に従事することが不適當と思われる年限までにわたる。これを、言わばその人間の総労働時間と呼ぶならば、そうした労働可能年齢に達す

る以前は、何らかの形で自分の力以外の力によって養われている。しかしながら、労働が不適當と思われる年齢に達してから以後の生活は、どのようにして保障されるか。これもまた、何らかの力によって支えられることになるのであるが、この老後における生活の保障問題は、より一層不安定である。甚だ頼りのない基石の上に立つ建築物のようなものである。この、労働が不適當な段階に達してから以後の生活がどのようにして保障されるかは、労働者のウェルフェアにとって極めて重要である。もし、労働が可能である年齢のあいだは、そのまま働き続け、それが不可能になったとき、あるいは不適當になって労働の場から引退するとき、直ちに生活上の困窮がやってくるというのでは、労働者のウェルフェアは決して高いものとは言えないであろう。こうした意味での、社会保障もまた、重要なウェルフェアの構成要因となる。災害や病気などによる労働不適當年齢の低下が起こったときに、やはり同じ問題が起こってくるであろう。その意味で、この労働不能・不適當期の生活保障(S_1)は、単に老後にのみ関するものではなく、労働が不適當ないし不可能となった時点から以後の問題として、これが取りあげられなければならないであろう。

6.2 労働福祉関数

これらの要因はすべて労働福祉を決定する重要なファクターである。したがってわれわれは、こうした事柄を念頭に置きながら、言わば労働福祉関数と呼ぶべきものを示すことができる。それは次の(7・1)式である。

$$U=U(w, h; E, S) \quad (7 \cdot 1)$$

ここでUは労働福祉を表わす指標であり、wは賃金、hは労働時間、Eは環境の良さを表わす指標であり、Sは保障の程度を示す指標である。すでに述べたところから、賃金の上昇はその労働者の生活のウェルフェアを高めるといふ意味において、wの増大はUの増

大につながる。また労働時間の増大は、レジャーの減少となり、したがって労働者のウェルフェアは低下する。また環境の内容がよくなるならば、労働者のウェルフェアは高まるし、また保障の程度が良くなれば良くなる程ウェルフェアの水準は高められる。したがって次の(7・2)式が成立することになるであろう。

$$U_w > 0, U_h < 0, U_E > 0, U_S > 0 \quad (7 \cdot 2)$$

ここでUの添え字は、U関数を、その添え字によって微分したものであることを表わしている。もちろん賃金や労働時間は、ひとり当りの平均が問題であろう。もちろん正確には、それがどのように分布しているかという分布も問題である。非常に不平等な賃金の支払いが行なわれているか、それとも賃金の散らばりがあまり大きくないかということは、ある意味でウェルフェアの水準を左右することになるかもしれない。しかしわれわれは、ここではそれに深く立ち入らずに平均のみを取りあげることにしている。

これに対し、環境や保障を示す指数は、ひとり当りの環境のよさや、ひとり当りの保障の程度ではなくて、これは総体としての水準が問題であろう。特に環境のなかには、やや公共財的な性格を帯びているものもあるために、ひとりひとりにこれを割り振った形でそのウェルフェアへの影響を見ることはできないしまた不適當である。各種の社会保障制度などは、その代表的なものと言えるであろう。これまでわれわれは、こうした形の労働福祉関数を陽表的には取りあげてこなかった。しかし暗黙のうちにそのような労働福祉関数の存在を前提としてきたのである。それでは、これらの労働福祉水準への影響要因はそれ自体どのような要因によって動かされてくるのであろうか、あるいはどのような要因とのあいだに相互依存関係を保っているのであろうか。

まず初めに、単純にそれぞれの要因に対して影響を与えるいくつかのファクターを考えてみたい。まず賃金水準であるが、この賃金水準に影響を与えるものとして、われわれは何よりも、まず労働生産性をとりあげることができる。賃金と労働生産性のあいだにどのような関連があるかを、いまここでは問わない。ともかく、影響すべきファクターとして労働生産性を挙げるのである。次に、経済成長率もまた重要である。その国の経済の規模がどのような大ききで拡大しつつあるかは、賃金の動向に大きな影響を与えるであろう。さらに労働人口の増加率が問題である。この労働人口の増加が激しければ、たとえ経済の成長速度が高くても、賃金にとっては有効な影響を与えないことになるであろう。総体の動きとして見た場合、これは労働の分配率にその影響を表わすことになるであろう。なぜなら、労働の分配率は賃金水準を労働生産性によって割ったものに等しいからである。このように定義された労働分配率は、もちろんそれが計算された産業に関するものであって、公共支出をも含んだ広い意味における労働分配率ではない。言わば生産過程に投入された労働力の持つ生産性と賃金とのあいだに導き出すことのできる概念、それがここで言う労働分配率である。

次に労働時間であるが、われわれは労働時間が同じように労働人口増加率や賃金水準や労働生産性、さらに経済成長率などに依存することを知っている。もちろん労働時間というものは、供給される側と需要される側の労働力（もちろんそれは労働時間で計られているが）、その労働力の需給の一致するところで決定されているはずである。したがって労働時間は、言わばこうした労働市場における需給均衡が成立している時点における均衡値としての意味を持っている。その点については、賃金も同様である。先に労働の供給に関する分析を行なったが、そこでの分析は、言わばここで

言う賃金や労働時間の大ききを決定するメカニズムを明らかにするものであった。すなわち、労働の供給を決める要因は賃金と労働人口の増加率であり、その需要を決定するのは賃金と経済の成長率である。そうである限り、賃金が労働生産性と経済成長率と労働人口の増加率に依存することになるのは当然であり、労働時間はさらにそのほかに賃金によって影響されることになるのもまた当然となる。これらの点についての詳しい考察はすでに行なっているのだから、ここでは省略し、言わば労働市場のモデルの誘導形としてこの賃金と労働時間の影響要因を挙げておくことにした。

環境を表わす要因、これはすでに述べたように労働環境 E_1 と生活環境 E_2 、それぞれに影響する要因ということで、二種類に分類されたが、これらは何れも労働生産性や経済成長速度に依存する。経済の発展段階がどのようなところにあるのかによって、その経済における環境要因の水準が決定されることになるであろう。それに影響を与えるのが、言わば労働生産性と経済成長率なのである。しかしながら、ここでひとつ新たな要因を付け加えておかなければならない。それは外部費用の問題である。もともと環境という要因のある部分は、経済行動の外部効果によってかなり強く影響される。汚染や公害と呼ばれているものは、言わばこのような外部効果（externality）の現われであり、この外部効果によって生じてくる外部費用を、どのような形で吸収していくかが環境水準の決定に重要な意味を持っているのである。ここではそのような外部効果を x によって表わすことにする⁵⁾。そうすると環境は、労働環境も生活環境も含めて、労働生産性と経済成長率と外部費用の三つによって影響されることになるであろう。

次に、保障の問題であるが、この保障は、二種に分けられるであろう。もっとも広い意

味における分配率は、この保障水準を決める重要な要因である。ここで言う広い意味での分配率とは何かを説明しておかなければならない。政府公共団体による、公共的な支出というものは、いま経常的支出を別とするならば、生産促進に役立つような意味での生産的投資と、あるいは環境改善や社会保障充実のために行なわれる保障環境支出とから成り立つ。生産的な投資は、言わば資本への分配を意味すると考えられるから、環境や保障のための支出は、これを労働者への分配と考えることができるであろう。これはもちろんかなりラフな表現方法である。生産的な投資とそれ以外の環境改善や社会保障制度充実のための支出とは、その目的が画然と違っているものである。その意味で、広い意味の分配率に保障制度の充実が依存していると言うことができる。

さらに狭い意味での分配率もまた影響を与えようと言つてよいであろう。狭い意味の分配率は、すでに述べたごとく、利潤と賃金の比として示された分配率である。これはまた総生産に占める賃金比率として見てもよいであろう。このような狭い意味での分配率の指標として、われわれは先に賃金を労働生産性で割った指数を用いたわけである。このような狭義の分配率が、保障の充実にいかなる意味で関連があるかと言うならば、それは次のように考えてみれば容易にわかる。すなわち、賃金が豊かに支払われているとき、その社会における生産物のなかに占める賃金が豊かである場合、環境の改善や保障の一部は、個人的な支出によって処理してしまうことが可能となる。たとえば、老後に備えての各種の保険を購入する、あるいは傷害保険を購入する、ということも、もし分配率が大きければ可能であろう。しかしながらもし低いならば、そうした個人的な支出による処理は殆ど不可能となる。これは個人的な処理方式が望ましいかどうかというわけではなくて、もし賃金の

分配率が高いならば、他の条件に変化がない限りその分配率の低い社会よりもより多くそうした処理が個人的に可能となるという点である。これら両者を合わせて、言わば相対的な分配率と考えることができるであろう。これはもちろん狭い意味での分配率と広い意味での分配率のある種の加重平均値によって相対的な分配率が示されるということを前提にしている。この相対的な分配率が保障水準に強い影響を与えるわけである。

以上をまとめると、まずここで環境水準 E は次のようなベクトルで示され、また保障水準 S は同じく次のようなベクトルによって示されているものと想定される。すなわち、

$$E = (E_1, E_2)$$

$$S = (S_1, S_2, S_3, S_4)$$

われわれは経済成長のメカニズムを分析した、はじめの箇所において、「黄金の成長経路」について述べた。また後の章においても同様のことに触れたのであるが、労働生産性や労働人口の増加率とともに、技術進歩率や資本労働比率がある一定の関連を保つということ、その成長のメカニズムの分析の箇所でも述べた。さらにその労働生産性や経済成長率が分配率と密接な関連を持っていることが示された。通常のケースでは労働分配率が経済成長率とある一定の対応関係を持っていること、さらに黄金成長経路の場合においては、経済成長率と技術進歩率と分配率と労働人口増加率とのあいだに一定の関連が存在することが示された。これらのことを念頭において労働分配率関数を想定することができる。後にこの点を取りあげるであろう。さらに労働の供給についてもモデルを通じて説明したが、すでに述べたように総労働可能時間を L 、労働時間を L_n とするならば、その差額としてレジャー L_r が示される。したがってわれわれは次の (7・3) 式を持つであろう。

$$\bar{L} = L_n + L_r \quad (7 \cdot 3)$$

その労働時間およびレジャーが賃金によつ

て得られる満足度との関連において決められることが先に示されたが、この点は先の需要・供給モデルに接続することが可能である。

しかしここにさらにもうひとつの側面がある。今述べたのはスタティックな世界における論議であると見てよいが、さらにダイナミックなモデルによって、それを考察することができる。ここで言うダイナミックとは、その労働サービスの提供者の誕生から死亡に至るまでの長い期間を、ライフ・サイクルとして把握し、そこにおける労働供給の問題を考えることを意味している。したがって設備投資の有無によってダイナミック・モデルであるかどうかを決めているわけではない。さらにこのダイナミック・モデルは短期的にはまさに賃金に依存して決まるレジャーの問題として把握することも可能であるが、より一層問題となるのは長期的な視点に立った一種のライフ・サイクル・メカニズムであろう。このライフ・サイクル・メカニズムにおいては、ふたつの側面が注意されなければならない。ひとつの側面は、個人のライフ・サイクルにおける労働とレジャーとの分配問題である。この分配問題が、労働者のウェルフェアに密接な関連を持つことは、先に労働時間を労働福祉指数の変化に与える主要要因のひとつとして挙げたことと関連する。もうひとつの側面は、この世代を含んだ形でのライフ・サイクルである。これを言わば世代的な分配と名づけてもよいであろう。一定の期間には、ある年齢構成を持った人口が存在している。この人口のある年代とある年代のあいだの世代が、労働に従事し、そこから脱落した世代がその労働によって得られた成果にあずがっているわけである。社会保障的な支出、ないし環境改善的な支出のもつひとつの意味は、こうした世代間における分配を、それが示しているからとも言える。

とくに社会保障制度に関する限りは、まさにこうした世代間分配の問題に拘わるもので

あろう。ここで言う世代間分配は、したがってある特定年次における世代と、数年後の別な年代における世代とのあいだの分配問題ではなくて、同一年次における年齢分布間における生産物の分配である。もしその年齢分布のなかにおいて、労働可能人口が作りだした生産物とその労働可能人口だけを扶養としたならば、その前後の年齢分布に所属する人口は死滅してしまわなければならない。しかし年齢は時々刻々に移り変わるものであるため、その三つに区分された年代構成の上を個人は一定期間をかけて一方の端から他方の端へ動いていっているわけである。したがって世代的分配の問題は、ある特定の間がある特定の世代に所属するというに拘わるものではなくて、個々の労働に従事する人間にとっては、時々刻々とひとつの年齢分布から他の年齢分布へと絶えず移動しているという事実にかかわるのである。したがってこのような年齢分布間におけるライフ・サイクルにおいて、どのように世代間の分配を計り、どれだけを個別的保障に、どれだけを社会的保障にゆだねるかを確立することが、社会保障制度のひとつの焦点となるであろう。ここに、この世代間分布の労働者のウェルフェアに拘わる部分がある。これらについての詳細な、且つ厳密な分析は別の機会に譲らなければならないが、ここではそのような問題の所在を指摘するに留めるであろう。

6.3 労働福祉に関するモデル構成

さて、これまで考察してきたところから明らかのように、われわれのモデル構成では、言わば労働福祉関数を頂点とし、その下に各種の影響要因間の相互依存関係が示されることになる。われわれはそのひとつひとつについてこれまで部分的な考察を施してきた。ここでわれわれの分析の総体をモデルによって示すことは有益であろう。もちろんこの場合、すでに触れたモデル分析の繰り返しをこ

ここで行なうことは避け、先に行なわれたモデル分析の結果得られている解それ自体は、そのままこちらに移しかえてモデルを表現することにしたい。そうすることによって、モデルの必要以上の複雑な表現を避けることができるであろう。したがって、いま述べたように以下に示されるモデルのいくつかの式は、それに先だつモデルの誘導形として示されていることを念頭に置かなければならない。以下にわれわれの労働福祉モデルを示すならば、それは次の(7・4)式から(7・10)式になるであろう。

労働福祉モデル：

$$U=V(w, h; E, S) \quad (7 \cdot 4)$$

$$w=w(l, g, n) \quad (7 \cdot 5)$$

$$h=h(n, w, l, g) \quad (7 \cdot 6)$$

$$E=E(l, g, x) \quad (7 \cdot 7)$$

$$S=S(v, l) \quad (7 \cdot 8)$$

$$g=g(v, \lambda, n) \quad (7 \cdot 9)$$

$$l=l(s, \delta, \lambda) \quad (7 \cdot 10)$$

これがわれわれがこれまでの考察の背後にもっていた労働福祉モデルである。ここで重複をいとわず、便宜のために記号の意味を下に示しておこう。

- U：労働福祉水準を示す指標
- w：賃金（単位労働時間当り）
- h：労働時間
- E：環境水準を示す指標
- S：保障水準（労働災害から生活保障まで）を示す指標
- l：労働生産性
- g：経済成長率
- n：労働人口増加率
- x：外部効果（とくに不経済効果）を示す指標
- v：労働分配率
- λ ：技術進歩率
- δ ：減価償却率
- s：貯蓄率

なお、このうち、EはE₁（労働環境）とE₂

（生活環境）からなりたち、SはS₁（労働災害）とS₂（職業病）とS₃（肉体的・精神的不健康）とS₄（定年後、疾病後の生活）などにたいする保障からなりたっている。

このうち労働生産性lは、貯蓄率や減価償却率、さらには技術進歩率が与えられるとすれば、確定的な値となるであろう。この労働生産性がそれら三つの要因に依存することはすでに先のモデルにおいて示されたところである。技術進歩率や労働人口の増加率に依存していることを考慮するならば、(7・5)式から(7・10)式までのモデルは、次の(7・5)'から(7・10)'までの式に書き換えることができるであろう。

$$w=w(g, \lambda) \quad (7 \cdot 5)'$$

$$h=h(h, \lambda) \quad (7 \cdot 6)'$$

$$E=E(g) \quad (7 \cdot 7)'$$

$$S=S(v) \quad (7 \cdot 8)'$$

$$g=g(v, \lambda) \quad (7 \cdot 9)'$$

$$l=l(\lambda) \quad (7 \cdot 10)'$$

この(7・5)'から(7・10)'までを適当に、(7・4)式に代入し、整頓するならば、(7・1)は次の(7・1)'のように書き換えられる。

$$U=U(g, v) \quad (7 \cdot 1)'$$

もちろんここで λ は、ある与えられた水準に決められているものと想定している。すなわち、技術はある一定の比率 λ のもとで進歩していると想定されているのである。この場合(7・9)'式は、次の(7・11)式のようになる。

$$\phi(g, v)=0 \quad (7 \cdot 11)$$

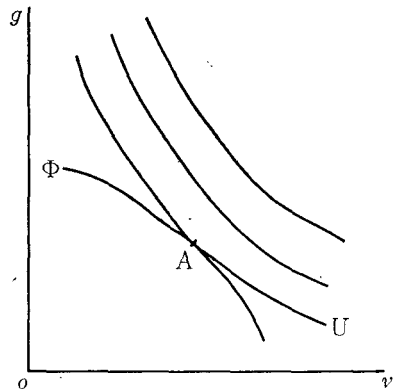
ここまでわれわれのモデルは縮約されたことになる。

その経済社会は与えられた技術水準や資源保有状況などを前提にして、この労働福祉をできるだけ大きくするということになるであろう。その社会の持つ資源や技術などの各種の制約は、もちろんダイナミックな世界であるから絶えず変化しつつあるが、そうした背景にある各種の諸条件をモデルの中に暗黙の

うちに組みこんでいるのが、この(7・11)式である。この(7・11)式は分配率と経済成長率とのあいだの、あるトレード・オフの関係を示しており、このトレード・オフの許す範囲内で、できる限り労働者のウェルフェアを拡大するということが、その社会におけるひとつの問題となるわけである。抽象的レベルでこの種の問題を論議することは容易であるが、具体的にこれを論議することは、かなりの困難を伴っている。一応抽象レベルでのグラフによる説明を行なうならば、次のようになるであろう。

次の(7・1)図は、成長率と分配率との平面に二つの式を描いたものである。制約条件を(7・11)は右下がり曲線によって示されるが、このことについてはすでに説明しておいた。労働者への分配率が高まれば、それは成長率の低い水準をもたらす。成長率と分配率とのあいだには、トレード・オフの関係があり、何れの組み合わせを選ぶかということが、その社会が選択を必要とする前提となっている。その点についてはすでに説明してあるので、これ以上詳しく触れることはやめよう。その制約の中でできる限りその社会の労働者のウェルフェアを高めるということ、つまり労働福祉を高めるということが、福祉の視点から見た場合のひとつの問題設定であるとするなら、それは(7・1)'式を示す曲線Uが(7・11)式を表わす Φ 曲線に接するところ、図においてはA点、で決まるであろう。その社会における技術進歩は、この Φ 曲線を次第次第に右上方に移行させることによってより高い位置のU曲線の上にその接点をもたらすことになる。なぜなら、制約条件の範囲内で福祉水準をできる限り大きくするというのが今の課題だからである。

しかしここでさらに問題がある。それは労働福祉関数それ自体が、そのときの価値観、社会観等によって変動するということである。これは、この福祉関数のなかに、そうした



第7.1図

変動を示す変数が加えられなければならないということを示している。こうした変動を示す各種の諸要因を考慮して、われわれはより一層精密なモデルを組み立てることができるであろうが、ここではこのウェルフェアの極大に関する議論を、これ以上進めることはやめよう。問題の核心は、こうしたモデルのなかでウェルフェア水準の極大を計る場合、分配率と成長率とのあいだには一定の関連があるということと、必ずしも分配率を高めることだけがその社会にとって望ましい結果をもたらすとは限らない。つまり労働者のウェルフェアを高めるとは限らないということである。その社会における労働福祉が、もっとも望ましい水準にまで高められるためには分配率と成長率とのあいだの、ある適当な組み合わせが必要なのであって、いわゆるゼロ成長や労働分配率100パーセントという状況のもとではそうした望ましい結果は達成されないということである。

もちろん、ここにはさらにポリューションの問題が考慮されなければならない点として残されている。われわれが与えられたものとして想定した(7・7)式における外部効果 x について、より明示的な考慮をほらなければならないであろう。こうした配慮をしながらさらにより深い問題の展開を行なうことが可能となる。したがってその社会にとっての

問題は、経済成長率がどのように変わっていくかということと同時に、そうした経済成長率のもとで望ましい労働福祉が実現されるためにはどのような技術進歩や、あるいは外部効果や労働福祉に対する価値観の変化等がなければならないかを模索することであろう。あるいは逆に、そうした視点に立ってどのような経済成長率が望ましいかを逆に推定することであろう。

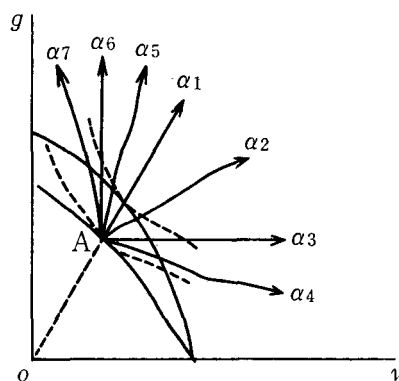
6.4 労働福祉水準の変動経路

われわれは以上に述べたような手続きのもとで、トレード・オフ関係と福祉関数によって規定される労働福祉水準の極大化の条件をもとめたのであるが、さらに進んで、均衡水準の変動経路をめぐる考察をおこなうことができる。以下にそれを示すことにしよう。

第7.1図において、われわれは労働分配率と経済成長率とのあいだのトレード・オフ関係をグラフに示し、また労働福祉関数がそれに接する点において、社会の選択が行なわれることを示した。すでに述べたところから明らかかなように、この労働福祉関数は社会の価値観の変化に応じて変化するが、さらに労働分配率と経済成長率とのあいだのトレード・オフ関係もまた経済発展と共に変化してくる。それは技術進歩によって、そのトレード・オフ曲線が次第に上方にシフトするというかたちで現われてくる。そのようなトレード・オフ曲線の上方へのシフトの結果、労働福祉曲線との接点は、次第にA点から上方に移動することになる。もちろん一般的には、その方向がほぼ右上方に移るであろうことは、容易に予想されるところである。しかしながらその点は事前にそうなることを証明することはできない。もし、トレード・オフ曲線の拡大と共に、その接点が次第に移り変わっていくのであるが、その接点は労働福祉曲線群の形状の変化によって、いかなる方向に向って行くかは予め言うことができない。し

かし、そのあり得べき方向については幾つかのパターンを考えることができる。

次の第7.2図が示すものはその方向の多様性である。そのあり得べき方向、すなわち労働福祉曲線とトレード・オフ曲線との接点の軌跡は、図に見るように α_1 の方向から始めて、 α_7 までの7個の方向が考えられるというわけである。 α_1 は極めて特殊な方向への接点の軌跡であって、出発点におけるA点と α_1 を結ぶ線は原点を通ることになる。これは労働分配率と経済成長率を共に高めながら、しかも同じ比率で高めながら経済が発展していくことである。この α_1 直線の下方向においては、経済成長率よりも労働分配率の方がより高められることになる。また、 α_8 は経済成長率が全く変化せずに、労働分配率のみが拡大していく過程であり、そのような点の軌跡が得られるときに、この線が現実化する。さらに、それよりも下の α_4 の場合には、労働分配率は拡大しながら経済成長率は低下することになる。しかもこれはトレード・オフの関係として得られるのではなくて、社会の選択としてそれが選ばれるケースである。逆の方向に進むならば、 α_1 直線よりも左側の方では逆に成長率の方がより促進される形のものとなる。労働分配率は α_6 直線が選ばれるときには、全く変化せず経済のみが成長を続けていくことになる。 α_7 については、もはや説明を要しな



第7.2図

いであろう。

経済が、このどれを選んでいくかによって、以後における変化が定まってくるのであるが、われわれはこのいずれかが必ず選ばれるにせよ、どれが選ばれるかについては予想することは不可能である。しかしながら通常の場合、労働分配率がさして変わらず、成長率のみが増大するところの α_6 と、成長率が不変であって、労働分配率のみが増大していく α_3 との中間の地点の何れかが選ばれることになるであろう。少なくともその社会がノーマルな価値判断をとる限り、そうした方向に向うことにならざるを得ない。ただ成長意欲の強い社会と、むしろ安定意欲の強い社会とでもって、この α_1 の右側が選ばれるか左側が選ばれるかが決定されることになる。このような社会の選択に関して、われわれは起こり得べき事態を次の七つのケースに分けて示すことができるであろう。

次の第7.1表は、それを示している。この

第7.1表

ケース	労働分配率	経済成長率	相対的变化
(1) $\alpha \rightarrow \alpha_1$	+	+	同一比率
(2) $\alpha \rightarrow \alpha_2$	+	+	分配率が大
(3) $\alpha \rightarrow \alpha_3$	+	0	同上
(4) $\alpha \rightarrow \alpha_4$	+	-	同上
(5) $\alpha \rightarrow \alpha_5$	+	+	成長率が大
(6) $\alpha \rightarrow \alpha_6$	0	+	同上
(7) $\alpha \rightarrow \alpha_7$	-	+	同上

表において、+の記号はその項目が増大することを示し、0は不変、-は減少することを示している。この表自体については特に説明を付け加える必要はないであろう。

さらに最後にひとつの点だけを付け加えておこう。それは、この第7.2図における幾つかの可能性のある選択コースの中から、どれかをひとつ選ぶということであったが、しかしそのひとつを選ぶとしても、以後は無限にそのコースの上を辿って行くということには

ならない。それは、いかなる社会にも成長の速度については、ひとつの限界があるということ、またその限界は永久に固定的ではなくて、その環境の変化、資源配置状況、汚染物質の蓄積速度等によって、その限界が絶えず低落してくるということ——があるからである。それを除去するものは、まさに技術的進歩のみであるが、そうした技術進歩がその障害を取り除き得ないとする限りは、ある特定の状況のもとで可能であった極大経済成長率は、もはや極大ではなくなり、さらにそのシーリングが下落して来ざるを得ない。また労働分配率についても限界があり、それは1よりも大きくなることはできない。したがって現実の成長径路は、このふたつの限界に挟まれた領域の中に留まることになるであろう。

- 1) この点については、ボリンダー＝ゲルハルドソン[3]。
- 2) たとえばクロニン[4]における詳しい事例研究がある。
- 3) この点についての事例研究はおびただしい量にのぼる。
- 4) たとえばデービス[5]。この点は、労働のアリエネーション問題と切りはなしがたい関係がある。シュパード[14]およびサスマン[18]を参照。
- 5) この環境汚染という外部効果の処理問題はここでの直接的な対象ではないが関連する重要問題であることにはかわりがない。この点についての一つの明確な分析としてはミシャム[9]がある。
- 6) over time にこのUの極大化をはかるということであると、また別のモデル構成が必要となってくるであろう。この点は別の機会にゆずりたい。

引用文献

[1] 荒憲治郎、『経済成長論』，岩波書店，1969。
 [2] 稲田献一・宇沢弘文、『経済発展と変動』，岩波書店，1972。
 [3] E. Bolinder & G. Gerhardsson, "A Better Environment for the Workers," *International Labor Review*, vol. 105, June 1972.
 [4] J. B. Cronin, "Cause and Effect? Investigations into Aspects of Industrial Acci-

- dents in the United Kingdom," *International Labor Review*, vol. 103, Feb. 1972.
- [5] L. E. Davis, "Job Satisfaction Research: the post industrial view," *Industrial Relations*, vol. 10, May 1971.
- [6] P. A. Diamond, "National Debt in a Neoclassical Economy," *American Economic Review*, vol. LV, Dec. 1965.
- [7] N. Kaldor, "Alternative Theories of Distribution," *Review of Economic Studies*, vol. XXIII, 1956.
- [8] D. H. Meadows & others, *The Limit to Growth*, Universe Books, New York, 1972. (都留重人訳)
- [9] E. J. Misham, *Growth: the price we pay*, Staple Press, London, 1969. (都留重人訳)
- [10] M. Meisner "The Long Arm of the Job: a study of work and leisure," *Industrial Relations*, vol. 10, Oct. 1971.
- [11] P. A. Samuelson, "An Exact Consumption Loan Model," *Journal of Political Economy*, vol. 66, 1958.
- [12] 関口末夫, 「環境規制と日本の産業・貿易」『季刊現代経済』第4巻, 1972.
- [13] A. Sen (ed.), *Growth Economics*, Penguin Books, 1970.
- [14] J. M. Shepard, "Functional Specialization, Alienation, and Job Satisfaction," *Industrial & Labor Relations Review*, vol. 23, Jan. 1970.
- [15] 新開陽一「福祉型国際経済政策の展開」『週刊東洋経済新報』(近代経済学シリーズ)経済計画特集, 1973 (1月).
- [16] R. M. Solow, *Growth Theory: an exposition*, Oxford University Press, 1970.
- [17] J. E. Stiglitz & H. Uzawa (ed.), *Readings in the Modern Theory of Economic Growth*, M. I. T. Press, Cambridge, 1969.
- [18] G. I. Susman, "Process Design, Automation, and Worker Alienation," *Industrial Relations*, vol. 11, 1972.
- [19] 行沢健三, 「日本の自動車産業の労働生産性——国際比較の見地から——」, 『季刊理論経済学』, 第20巻, 1969.
- [20] J. Vanek, *International Trade: Theory and Economic Policy*, Richard D. Irwin Inc., Illinois, 1962. (渡部福太郎・島野卓爾・貝塚啓明訳)